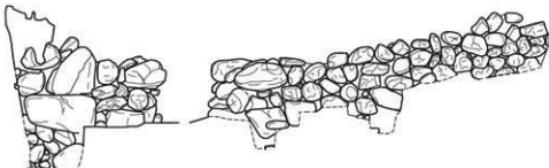


仙台市文化財調査報告書第485集

# 仙 台 城 跡 15

— 令和元年度 調査報告書・造酒屋敷跡総括報告書 —



2020年3月

仙台市教育委員会



卷頭図版 1



第 32 次調査 KS-1155 石垣全景（北東から）

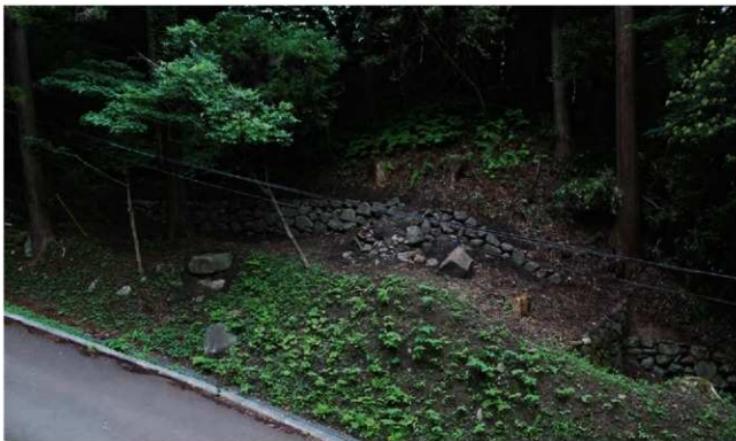


第 33 次調査 1 区全景（南から）

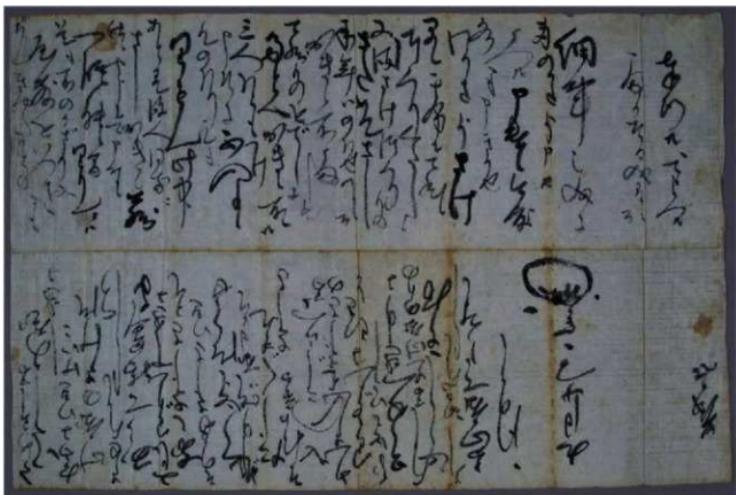


第 33 次調査 2 区全景（東から）

## 卷頭図版 2



第 34 次調査 清水門北側石垣全景（南東から）



茂庭石見守綱元宛伊達政宗書状（個人蔵）  
『市史せんだい Vol.24』（仙台市 2014）所収 写真提供：仙台市博物館

## 序 文

慶長 5 年（1600）に伊達政宗が仙台城の縄張りを開始し、城下のまちづくりをおこなってから四百年余りが過ぎた現在、仙台市は人口 100 万人を越える東北地方の中心都市となりました。仙台市発展の原点となった仙台城跡は、ビルが林立する都心部から最も近い緑豊かな場所として、これまで青葉城や天守台といった愛称で市民から親しまれてきました。

仙台城跡は、平成 9 年度から 16 年度までおこなわれた本丸石垣修復工事に伴う発掘調査や、平成 13 年度から始められた国庫補助による学術調査によって、中世の山城であった千代城期や、伊達氏の居城期の内容が徐々に明らかとなってきました。これらの発掘調査から得られた成果により、仙台城跡は我が国の近世を代表する城郭遺跡であることが評価され、平成 15 年 8 月、国の史跡に指定されました。

平成 23 年に発生した東日本大震災では、仙台城跡の石垣に大きな被害がありましたが、伝統工法にもとづく復旧に努め、文化財としての価値を損なうことなく後世に残すことができました。

また、「仙台城跡整備基本計画」の策定から 10 年以上が経過したことから、平成 29 年 11 月には「仙台城跡保存活用計画等検討委員会」が発足し、平成 31 年 1 月に「史跡仙台城跡保存活用計画」が策定されました。これを契機に史跡仙台城のあるべき姿の実現をめざすため、新たに「史跡仙台城跡整備基本計画」の策定に向けた取り組みが始まりました。

本報告書は、平成 31 年度の学術調査の成果と造酒屋敷跡の総括をまとめたものになります。今年度は、登城路跡・三の丸土壘の発掘調査と清水門北側石垣の測量調査を実施しました。登城路跡では、本来の登城路の実態解明を目的に調査を行い、巽門跡西側から続く石垣の延長を確認しました。これにより巽門から清水門へと続く登城路の形状を知る手かりを得ることができました。

また、昨年度まで実施した 6 次にわたる造酒屋敷跡の調査成果について総括し、これまでに発見されている遺構・遺物から造酒屋敷内における酒造り工程の一端を明らかにすることができました。さらに文献史料・絵図によって御用酒屋としての樋森氏の実態と建物の変遷についても検討をおこないました。

最後になりましたが、今回の調査および調査報告書の刊行にあたり、多くの方々からご指導、ご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。あわせて、本報告書が研究者のみならず市民の皆様にも広く活用されることで、文化財保護の一助となれば幸いです。

令和 2 年 3 月

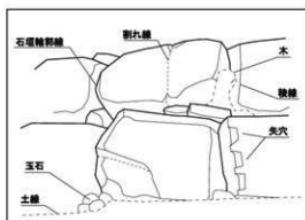
仙台市教育委員会  
教育長 佐々木 洋

## 例　　言

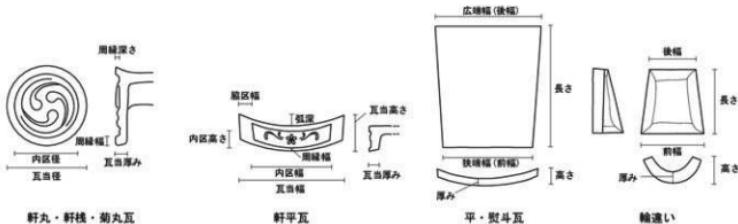
- 本書は、文化庁の国庫補助事業として実施した、国史跡仙台城跡の令和元年度遺構確認調査（登城路跡第3次調査：全体32次調査、三の丸土塁第5次調査：全体33次調査、清水門北側石垣第2次測量調査：全体34次調査）の報告書および造酒窯跡遺構確認調査（仙台城跡第21・23・26～28・30次調査）の総括報告書である。
- 本書に問わる国史跡仙台城跡の調査については、令和元年5月17日付31受文庁第4号の159にて文化庁長官の許可を得て実施した。
- 発掘調査および整理作業は、関根章義、加藤智仁（仙台市教育委員会文化財課）が担当した。本書の作成は、I～IIIを加藤が、IV～VII・3・5を関根が、VIII・4を須貝慎吾（仙台市教育委員会文化財課）が執筆した。本書の編集は、関根が行った。
- 出土陶磁器の鑑定は佐藤洋氏に依頼した。
- 木簡の判読は、籠橋俊光氏（東北大文学部准教授）、仙台市博物館の協力を得た。
- 清水門北側石垣の計測・図化は国際航業株式会社仙台支店に委託して行った。
- 調査成果については既に各種刊行物などで公表されているが、本書の記載内容がそれら全てに優先する。
- 発掘調査および報告書作成にあたり、次の機関と方々から御指導・御協力をいただいた。記して感謝する。（敬称略・順不同）宮城県教育委員会文化財保護課、仙台市博物館、宮城県考古学会、中畔明日香（伊丹市立博物館館長）
- 本調査および報告書作成に係る諸記録や出土遺物などの資料は、すべて仙台市教育委員会が保管・管理している。

## 凡　　例

- 本書中の地形図は、仙台市作成の現況測量図（1:500）の他に、国土地理院発行の1:50,000『仙台』と1:10,000地形図『青葉山』の一部を使用している。
- 本書の座標値は世界測地系に基づいており、図中の方位は座標北である。また、高さは標高値で記した。
- 遺構略号は、全遺構に対して通し番号（国庫補助調査による検出遺構番号：KS-（ ））を付した。
- 本報告書の土色については、『新版標準土色帳』（古山・竹原：2001）を使用した。
- 本書に使用した遺物図版の縮尺は、陶磁器類・土器類は1:3、瓦・レンガは1:6、石製品は1:2を原則としており、その他の遺物は各図中に示している。遺構図版の縮尺については各図中に示している。
- 遺物観察表の中の法量で（ ）で示した数値は、陶磁器類・土器類については推定復元値、その他の遺物については残存値を示している。また、「ー」は計測不能を示している。
- 石垣の表記については以下の図の通りである。



8. 遺物の計測部位については以下の図の通りである。



9. 本書には、造酒屋敷に関する史資料および木簡の翻刻文を掲載している。
10. 木簡に関しては、保存処理後に赤外線カメラを通して再翻刻し、それを掲載した。
11. 木簡の判読では、木簡上部が欠損せず文面の頭が明らかなものには「・」を付した。
12. 関係資料の出典については各資料の題目に（　）で注記した。
13. 翻刻文の表記は、原則として常用漢字を用いた。また、適宜読点「、」および並列点「・」を付し、変体仮名については通常の仮名に改めた。合字は、「よ」と「り」の合字を右で表して用いた。助詞は原則原文のままとした。傍注（　）を付し、注釈を加え、文章の通じないものには、その右傍に（ママ）と表記し、疑問の箇所には（カ）と傍注を付した。
14. 影写や木簡などからの翻刻の場合に、もとの文の改行に応じて「」で示した。折紙式表から見返しに移る改行は「」で示し、（折紙見返）の傍注を付した。さらに追面書が袖から行間へ移る際の改行などに「」を使用している。
15. 欠損などにより判読できない文字は、字数に応じ□□で、字数の不明なものや筆写の際に省略されたと思われる箇所については[　　]で示した。

## 目 次

巻頭図版

序文

例言・凡例

目次

I	はじめに	1	
II	仙台城跡の概要	4	
	1. 仙台城跡の地理的環境	4	
	2. 仙台城跡の歴史的環境	4	
	3. 仙台城跡の発掘調査	5	
III	仙台城跡の発掘調査計画と実績	6	
IV	第 32 次調査（登城路跡 3 次）	9	
	1. 調査の概要	9	
	2. 基本層序	9	
	3. 検出遺構	12	
	4. 出土遺物	15	
	5. まとめ	15	
V	第 33 次調査（三の丸土塁 5 次）	24	
	1. 調査の概要	24	
	2. 基本層序	24	
	3. 検出遺構	24	
	4. 出土遺物	24	
	5. まとめ	24	
	VI	第 34 次調査（清水門北側石垣 2 次）	32
	1. 調査の概要	32	
	2. 測量成果	32	
	3. 出土遺物	39	
	4. まとめ	41	
	VII	総括	44
	VIII	造酒屋敷跡調査の総括	45
	1. 調査の概要	45	
	2. 検出遺構	47	
	3. 出土遺物	53	
	4. 文献・絵図	56	
	5. 総括	79	

報告書抄録

## 巻頭図版目次

巻頭図版 1 第 32 次調査 KS-1155 石垣全景（北東から）

巻頭図版 2 第 34 次 清水門北側石垣全景（南東から）

第 33 次調査 1 区全景（南から）

茂庭石見守綱元寛伊達政宗書状（個人蔵）

第 33 次調査 2 区全景（東から）

## 挿図目次

第 1 図	仙台城跡と周辺の遺跡	2
第 2 図	仙台城跡地形図	3
第 3 図	仙台城跡遺構確認調査・調査区位置図	7
第 4 図	三の丸（東丸）周辺 第 32 ~ 34 次調査区 位置と周辺調査	8
第 5 図	第 32 次調査区平面図	10
第 6 図	第 32 次調査区北壁断面図	11
第 7 図	第 32 次調査区南壁断面図	12
第 8 図	第 32 次調査所面図・KS-1155 石垣立面図	13
第 9 図	第 32 次調査 V 層・VI 層遺構検出状況	14
第 10 図	第 32 次調査出土遺物（1）	16

第 11 図	第 32 次調査出土遺物（2）	17
第 12 図	第 32 次調査出土遺物（3）	18
第 13 図	第 33 次調査 1 区平面図	25
第 14 図	第 33 次調査 2 区平面図	26
第 15 図	KS-1165 平面図	28
第 16 図	第 33 次調査出土遺物	29
第 17 図	清水門北側石垣面の名称	32
第 18 図	A 面石垣立面図	33
第 19 図	A 面石垣縱横断図	34
第 20 図	B 面石垣立面・縱横断図	35
第 21 図	C 面石垣立面・縱横断図	36

第 22 図	D 面石垣立面・縱横断図	37
第 23 図	E 面石垣立面・縱横断図	38
第 24 図	清水門北側石垣横断図	39
第 25 図	清水門跡北側礎石縦横断図	40
第 26 図	清水門北側石垣出土遺物	41
第 27 図	A 面石垣に見られる積み方の違い	41
第 28 図	造酒屋敷跡調査区配圖	45
第 29 図	造酒屋敷跡調査区平面図	46
第 30 図	1・3 号建物跡平面図	48
第 31 図	2 号建物跡平面図	49
第 32 図	カマド跡平面図・断面図	51
第 33 図	造酒屋敷跡出土陶器	54
第 34 図	造酒屋敷跡出土木製品	55
第 35 図	II 類(年賀米荷札)木簡記載の村位置図	61
第 36 図	木簡-1	62
第 37 図	木簡-2	63
第 38 図	木簡-3	64
第 39 図	造酒屋敷の被害がみられる『修復痕跡図』一覽	65
第 40 図	造酒屋敷絵図一覽	66
第 41 図	『御修復帳』模式図	68
第 42 図	『仙台城内樅森御酒屋之図』模式図	69
第 43 図	樅森氏の家紋「二つ丁子巴文」軒札瓦	70

## 挿 表 目 次

第 1 表	これまでの調査実績	6
第 2 表	調査計画表と調査実績表	6
第 3 表	政宗関係文書一覧	57
第 4 表	政宗注文書にみる御用酒の送り先一覧	58
第 5 表	樅森歴代当主一覧	59
第 6 表	造酒屋敷関係文書一覧	60
第 7 表	仙台藩公の文書に現れる造酒屋敷災害一覧	65
第 8 表	造酒屋敷と仙台藩開連年表	78

## 写 真 図 版 目 次

図版 1	第 32 次 調査区全景(東から)	19
	第 32 次 調査前状況(北東から)	
	第 32 次 KS-1155 石垣前面堆積状況(南から)	
図版 2	第 32 次 調査区北壁断面(南東から)	20
	第 32 次 調査区南壁断面(北から)	
	第 32 次 石垣前面北側サブトレンチ西壁断面(東から)	
	第 32 次 石垣前面南側サブトレンチ西壁断面(東から)	
	第 32 次 KS-1155 石垣背面土層断面(東から)	
	第 32 次 調査区北側サブトレンチ(南西から)	
	第 32 次 KS-1155 石垣立面(北東から)	
	第 32 次 KS-1155 石垣北側立面(北東から)	
図版 3	第 32 次 KS-1155 石垣東側立面(東から)	21
	第 32 次 KS-1155 石垣背面裏込め(西から)	
	第 32 次 KS-1155 石垣東側下部(東から)	
	第 32 次 KS-1156 検出状況(東から)	
	第 32 次 KS-1157・1158 検出状況(北東から)	
	第 32 次 鰐瓦出土状況(北から)	
図版 4	第 32 次 V d 層培培出土状況(北から)	
図版 5	第 32 次 III 層鉄製品出土状況(北から)	
図版 6	第 32 次 出土遺物(1)	22
図版 7	第 32 次 出土遺物(2)	23
図版 8	第 33 次 1 区全景(北から)	30
	第 33 次 1 区東壁断面(南西から)	
	第 33 次 1 区サブトレンチ土層断面(南西から)	
	第 33 次 1 区 KS-1159 堀削状況(南東から)	
	第 33 次 1 区 KS-1159 上面陶器出土状況(南東から)	
図版 9	職場体験風景	
	第 33 次 2 区全景(東から)	
	第 33 次 2 区西壁断面(東から)	
図版 10	第 33 次 2 区北壁断面(南西から)	31
	第 33 次 2 区北壁断面(南東から)	
	第 33 次 2 区東壁断面(西から)	
	第 33 次 2 区 KS-1165 集石遣構検出状況(北から)	
	第 33 次 出土遺物	
図版 11	第 34 次 A 面全景(1)(南から)	42

第34次	A面全景 (2) (南西から)	3号建物跡全景 (北から)
第34次	A面全景 (3) (南東から)	KS-768 カマド跡検出状況 (南から)
第34次	A・B面入角近景 (南西から)	KS-917 カマド跡全景 (東から)
第34次	B面全景 (西から)	図版 11 KS-985 伊弉諾神社跡全景 (北から) ..... 83
第34次	C面全景 (南から)	KS-894 挖削状況 (東から)
第34次	D面全景 (東から)	KS-894 北壁断面 (南から)
第34次	D・E面入角近景 (南東から)	KS-1055 全景 (南から)
図版 9	E面全景 (南から) ..... 43	KS-740 井戸跡 (北西から)
第34次	石垣前面礎石遠景 (北西から)	KS-746 井戸跡検出状況 (西から)
第34次	石垣前面礎石下部 (南から)	KS-799 井戸跡検出状況 (東から)
第34次	清水門跡礎石遠景 (北東から)	KS-1053 石敷遺構 (北東から)
第34次	出土遺物	図版 12 KS-1086・1087 石敷遺構 (南から) ..... 84
図版 10	第2次 1区全景 (南から) ..... 82	KS-1004 溝跡断面 (西から)
	第3次 1区全景 (北東から)	KS-604 全景 (南から)
	第6次 2区全景 (南東から)	KS-1039 (南東から)
1号建物跡付近全景 (東から)		造酒屋敷跡出土土器前胸器
2号建物跡全景 (北東から)		

## I はじめに

令和元年度は、国庫補助による仙台城跡遺構確認調査を下記の体制で臨んだ。

調査主体 仙台市教育委員会（生涯学習部文化財課仙台城史跡調査室）

調査担当 文化財課 課長 長島 栄一 仙台城史跡調査室長 鈴木 隆

主任 関根 章義 主事 佐藤 恵理 主事 須貝 慎吾

文化財教諭 加藤 智仁 専門員 工藤 哲司

発掘調査、整理を適正に実施するために調査・整備委員会を設置し、指導・助言を受けた。（五十音順）

委員長 藤澤 敦（東北大大学教授）※\*

副委員長 北野 博司（東北芸術工科大学教授）※\*

委員 奥村 晃子（一般社団法人東北観光推進機構推進本部 本部長代理）

委員 笠橋 俊光（東北大准教授）※

委員 佐浦 みどり（有限会社東北工芸製作所 常務取締役）

委員 佐々木 貴弘（国土交通省東北地方整備局 東北国営公園事務所長）

委員 鈴木 未来（株式会社ラフ・アソシエイツ 代表取締役）

委員 永井 康雄（山形大学教授）\*

委員 深澤 百合子（東北大名誉教授）\*

オブザーバー 宮城県教育委員会文化財課 ※

仙台城跡調査・整備委員会開催日

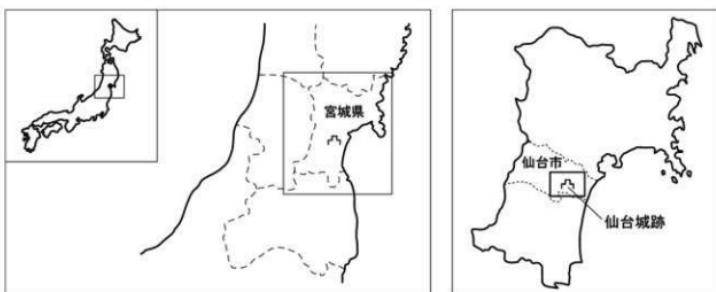
第3回：令和元年11月11日

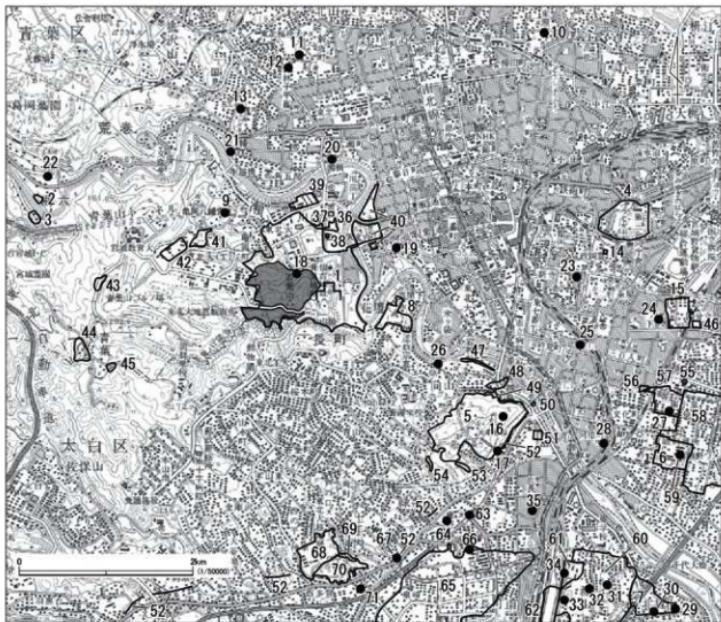
第4回：令和2年3月17日（中止）

仙台城跡調査・整備委員会調査部会開催日

令和元年8月20日（出席者は名前に※表記）、令和2年1月29日（出席者は名前に＊表記）

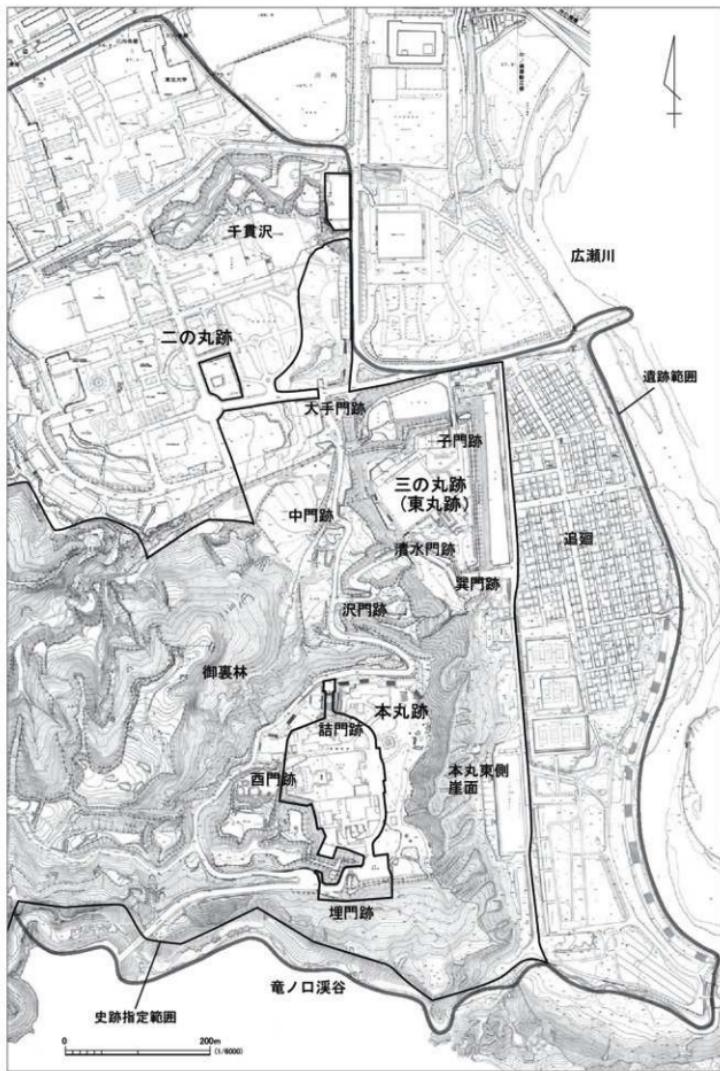
調査および整理参加者 太田裕子、桂島通子、菅家婦美子、田中春美、菱沼ミノリ、増田瑞枝、結城龍子





城館跡		23	成覚寺板碑群	47	愛宕山横穴墓群 A 地点
1	仙台城跡	24	陣屋奥分寺五輪塔	48	愛宕山横穴墓群 B 地点
2	長岡城跡	25	三宝院神社板碑群	49	大年寺山横穴墓群
3	猪又御殿跡	26	長徳寺古碑	50	宗禪寺横穴墓群
4	国分殿跡	27	鶴屋古墳・少林神社板碑群	51	兜塚古墳
5	茂ヶ崎城跡	28	古城神社板碑	52	桃士手(鹿跡士手)
6	若宮城跡	29	古峯神社板碑	53	茂ヶ崎横穴墓群
7	北日城跡	30	宅地古碑群	54	二ツ沢横穴墓群
神社・寺院・墓所等		31	郡山下丁目古碑群	55	法頭塚古墳
8	経ヶ峯伊達家墓所	32	八幡社古碑群	56	保春院前遺跡
9	龜岡八幡神社	33	長町駅東古碑群	57	糞種園遺跡
10	東照宮	34	西台御板碑群	58	南小泉遺跡
11	政宗灰塚	35	萌葉原古碑群	59	朝鮮ウメ
12	林子平墓	その他主な遺跡			60
13	大崎八幡神社	36	川内 A 遺跡	61	郡山遺跡
14	三沢初子の墓など	37	川内 B 遺跡	62	西台遺跡
15	跡美園分寺跡	38	川内 C 遺跡	63	長町駅東遺跡
16	大年寺山伊達家墓所	39	川内武家屋敷遺跡	64	一塚古墳
17	大年寺惣門	40	鶴ヶ岡公園遺跡	65	二塚古墳
板碑・石碑		41	青葉山 B 遺跡	66	富沢遺跡
18	川内古碑群	42	青葉山 C 遺跡	67	金岡八幡古墳
19	片平仙台大神宮の板碑	43	青葉山 D 遺跡	68	砂押古墳
20	圓不動尊文永十年板碑	44	青葉山 E 遺跡	69	芦ノ口遺跡
21	延元 2 年板碑	45	青葉山 F 遺跡	70	手土山横穴墓群
22	那六日如来の碑	46	豪斯堂東遺跡	71	三神峯遺跡

第 1 図 仙台城跡と周辺の遺跡



第2図 仙台城跡地形図

## II 仙台城跡の概要

### 1. 仙台城跡の地理的環境

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方にある、青葉山丘陵及びその麓の河岸段丘部分を中心に城域が形成されている近世城郭である。大きく本丸、二の丸、三の丸（東丸）の地区に分かれるが、それぞれが異なる段丘面に造られている。

本丸は青葉山丘陵の高位段丘である青葉山段丘面（標高 115 ~ 138m）に位置し、その規模は正保 2 年（1645）の『奥州仙台城絵図』に「東西百三十五間、南北百四十間」とあり、一間を六尺として換算すると、東西 245m、南北 255m である。本丸の南側は落差約 40m の竜ノ口渓谷、東側は広瀬川に落ちる 60m 以上の断崖であり、比較的傾斜の緩やかな北側に約 17m の高さの石垣が築かれている。尾根続きの西側には 3 条の大規模な堀切などが確認されている。その奥には藩政期には立ち入りが禁じられていた「御裏林」と呼ばれた森林が広がり、貴重な自然が現存していることから、昭和 47 年（1972）に国指定天然記念物「青葉山」に指定され、現在は東北大植物園となっている。

本丸の麓部の河岸段丘上には、二の丸と三の丸が置かれる。本丸の北西に位置する一段下った仙台上町段丘（標高 54 ~ 71m）に二の丸が立地する。東丸とも呼ばれた三の丸は本丸の北東に位置し、二の丸よりさらに一段下った仙台下町段丘上（標高 40m 程度）に立地している。各段丘面の間は段丘崖のため、比較的急峻な斜面となっている。

二の丸は、広瀬川に向かって流れる二つの沢に挟まれ、御裏林を背にした場所に位置する。東側の大手門跡付近には約 9m の高さの石垣が残り、その南側には大手門脇櫓が昭和 42 年（1967）に再建されている。

三の丸は外郭の北側と東側を水堀と土塁に囲まれ、南側からは本丸へと上る登城路として巽門から清水門、沢曲輪、沢門と続いている。三の丸東側のより低位の段丘面には追廻地区があり、重臣の屋敷や馬場が広がっていた。その東を流れる広瀬川の岸部分には石垣が残存している。

### 2. 仙台城跡の歴史的環境

#### (1) 仙台城築城以前の歴史的環境

築城以前の遺跡として、後期旧石器時代から古代にかけての遺跡である、青葉山 A ~ E 遺跡がある。特に青葉山 E 遺跡では縄文時代の遺構・遺物がまとまって出土している。また、二の丸に隣接する川内 A 遺跡や川内 B 遺跡からも縄文時代の遺物が出土している。周辺には中世の信仰に関わる遺跡などが存在している。御裏林の中に弘安 10 年（1287）と正安 4 年（1302）の板碑が立つ川内古碑群がある。仙台城跡が立地する青葉山には、かつて寺院があったとする伝承があり、愛宕山の大満寺虚空藏堂は仙台城築城に伴って現在の地に移転したとされ、中世における仙台城跡周辺が宗教的な場であったことを物語っている。伊達政宗による仙台城築城以前には、国分氏がこの地域を治めていた。その国分氏の居城である「千代城」に関する 16 世紀代の記録では、天文年間（1573 ~ 1592）以降は廢城となつたとされている。平成 10 年（1998）の本丸北壁石垣修復工事に伴う調査で、仙台城とは異なる時代の虎口・堅堀・平場・通路などの遺構が検出されていることから、仙台城跡にはその前身となる中世山城が存在していた可能性が想定される。

#### (2) 仙台城の歴史的環境

仙台城は仙台藩初代藩主伊達政宗によって築かれ、幕末まで藩政の中心として維持された城である。慶長 5（1600）年 12 月 24 日に城の縄張りが開始され、慶長 7 年（1602）5 月には一応の完成をみたとされる。築城当初の仙台城は未解明の部分が多いが、千代城の縄張りを改変したもので、それまで千代と呼ばれていたこの地を、政宗が築城の際に、「仙台」と改めたとされている。絵図や文献によれば、本丸には慶長 15 年（1610）に完成した大広間を中心とする能舞台や書院などの御殿建物群が存在していた。東側の城下を見下ろす崖に造られた懸造なども建てられた。上方から招いた当代一流の大工棟梁・工匠・画工等によって作られた桃山文化の集大成と言える建物群が威容を誇っていると考えられる。

築城当初は本丸や三の丸を中心とする城郭であり、本丸や三の丸からは政宗築城期の遺構や遺物が発見されている。

築城期の本丸は現在見られる本丸の綱張りと異なっていることが明らかになっており、現在の本丸の姿となるのは寛文 8 年（1668）の地震により被災した石垣の修復後だと考えられる。また、西脇櫓、東脇櫓、良櫓、巽櫓などの三重の櫓は、正保 3 年（1646）4 月の地震によって倒壊したとする記事がみられ、以後再建されなかった。後に二の丸となる山籠部には、政宗の四男である伊達宗泰や、長女である五郎八姫の屋敷があつたと考えられ、それを裏付けるような遺構や遺物が検出されている。寛永 13 年（1636）政宗の死後、二代藩主忠宗は宗泰の屋敷があつたとされる場所に二の丸の造営を開始した。それ以降はこの二の丸が藩政の中心となり、三の丸、重臣武家屋敷などが一体となって城域を形成していた。また、二の丸は貞享 4 年（1687）から元禄 13 年（1700）にかけて四代藩主綱村によつて大きな改造が行われ、仙台城の基本的な構成が完成することとなる。

二の丸よりさらに一段下った三の丸には、築城当初は政宗の私邸的屋敷があつたと考えられる。三の丸周囲には水堀と土塁がめぐり、現在も残存している。二の丸が造営された寛永年間には米蔵が置かれていたと考えられる。また、政宗が酒造りをさせた造酒屋敷が置かれた三の丸南側の巽門と清水門に隣接する平場からは、井戸跡が確認されている。

### （3）仙台城廃城後の歴史的環境

仙台城は、明治 2（1869）年の版籍奉還を受けて二の丸に明治政府の勤政府が置かれ、明治 4（1871）年には東北鎮台（後に仙台鎮台）が置かれることとなった。それらの庁舎には二の丸の殿舎が利用されていたが、明治 15（1882）年の大火によって全て焼失した。本丸も東北鎮台の管理下に置かれ、建物群は明治の初め頃に取り壊されたようであるが、正確な年月は不明である。

明治 21（1888）年に仙台鎮台は陸軍第二師団となり、二の丸には師団司令部が置かれる。一方で本丸には、明治 35（1902）年に昭忠碑、明治 37（1904）年に仙台招魂社が建立された。招魂社は昭和 14（1939）年に宮城縣護國神社となつた。

仙台城の面影を残していた中門は大正 9（1920）年に取り壊され、国宝の大手門および脇櫓、巽門は昭和 20（1945）年の仙台空襲によって焼失した。現在では大手門北側の土壠が江戸時代からの姿を残しているのみである。戦後、仙台城跡は米軍の駐屯地となり、中島池などが埋め立てられるなど造成が行われた。昭和 32（1957）年に米軍から土地が返還されると、二の丸のほとんどは東北大大学が使用することとなった。三の丸には昭和 36（1961）年に仙台市博物館が建設された。昭和 42（1967）年には大手門脇櫓が再建されている。現在、本丸は神社敷地となつてゐるが、ほかは青葉山公園として利用されている。

## 3. 仙台城跡の発掘調査

仙台城跡の調査は、昭和 58 年（1983）から継続的に実施されている東北大構内の施設整備に伴う二の丸跡の発掘調査と、仙台市博物館の新築工事に伴って昭和 58・59 年（1983・1984）に実施された三の丸跡の発掘調査から始まる。本丸跡では小規模な確認調査を除けば、平成 9 年（1997）の石垣修復工事に伴う発掘調査を初めてとする。

本丸北壁の石垣は昭和 30 年代から変形が目立ち始め、防災上の観点から石垣修復工事が行われた。石垣の解体に伴つて本丸跡の発掘調査が行われ、平成 16 年（2004）に工事を終了している。この石垣修復工事に伴う発掘調査により、現存石垣（Ⅲ期石垣）背面上より 2 時期の旧石垣（Ⅰ期、Ⅱ期石垣）が検出され、石垣の変遷が明らかになった。

平成 13 年（2001）からは国の補助を受け、発掘調査のほかに遺構現況調査や石垣測量などの総合調査を実施している。平成 17 年（2005）からは、三の丸土塁における石垣や土壠等の遺構確認のための調査を実施しており、土壠の構成などが明らかになった。また、巽門の上の平場にある造酒屋敷跡を対象として平成 20 年（2008）から平成 30 年（2018）に渡つて 6 度の調査を実施している。仙台藩の御用酒屋であった樋森家の屋敷跡や、酒造りに使われたと考えられるカマド跡も検出された。このように、令和 2 年（2020）3 月現在で 33 次にわたる調査を実施している。他にも、二の丸北部では平成 16 年より高速鉄道東西線建設事業に伴う試掘調査および遺構の確認調査が行われた。

平成 15 年（2003）5 月に三陸沖で震源とする地震で、中門跡と清水門跡の石垣の一部が被災し、平成 15～17 年（2003～05）に災害復旧工事を行った。平成 23 年（2011）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では本丸跡と周辺崖地、大手門脇櫓、西門、中門、清水門の石垣などが被災し、平成 23～28 年に災害復旧工事が行われた。

### III 仙台城跡の発掘調査の実績と計画

今年度は、仙台城跡整備に向けて登城路跡（第3次）と、三の丸土堀（第5次）の遺構確認調査と清水門北側石垣測量調査（2次）を実施した。

第1表 これまでの調査実績

調査次数	調査地区	調査面積	調査期間
第1次	大広間跡（1次）	185 m <sup>2</sup>	平成13年 9月17日～12月27日
第2次	清水門付近石垣測量	210 m <sup>2</sup> （立面）	平成13年11月30日～平成14年2月13日
第3次	大番士手跡・御守殿跡・懸造跡	1,400 m <sup>2</sup>	平成14年 5月20日～平成15年1月31日
第4次	質櫓跡	110 m <sup>2</sup>	平成14年 5月20日～8月31日
第5次	大広間跡（2次）	470 m <sup>2</sup>	平成14年 8月 5日～12月26日
第6次	仙台城跡（全城）	約145ha	平成15年 5月 7日～8月 8日
第7次	大広間跡（3次）	258 m <sup>2</sup>	平成15年 8月 4日～12月25日
第8次	登城路跡（1次）	58 m <sup>2</sup>	平成15年11月12日～12月25日
第9次	広瀬川護岸石垣測量（1次）	50 m <sup>2</sup> （立面）	平成15年12月 9日～平成16年 2月 5日
第10次	大広間跡（4次）	397 m <sup>2</sup>	平成16年 7月20日～12月24日
第11次	登城路跡（2次）・広瀬川護岸石垣測量（2次）	349 m <sup>2</sup> （立面）	平成16年12月18日～平成17年 3月31日
第12次	大広間跡（5次）	446 m <sup>2</sup>	平成17年 5月26日～10月19日
第13次	三の丸堀跡（1次）・三の丸土堀（1次）	86 m <sup>2</sup>	平成17年11月 1日～12月22日
第14次	中門北側・広瀬川護岸石垣測量（3次）	627 m <sup>2</sup>	平成18年 1月16日～1月20日
第15次	大広間跡（6次）	311 m <sup>2</sup>	平成18年 6月 1日～8月 4日
第16次	三の丸堀跡（2次）・三の丸土堀（2次）	522 m <sup>2</sup>	平成18年 9月 1日～11月30日
第17次	大広間跡（7次）	263 m <sup>2</sup>	平成19年 5月28日～8月 3日
第18次	三の丸堀跡（3次）	468 m <sup>2</sup>	平成19年 9月 1日～11月26日
第19次	本丸北西壁石垣測量（1次）	425 m <sup>2</sup> （立面）	平成20年 1月16日～1月18日
第20次	大広間跡（8次）	248 m <sup>2</sup>	平成20年 5月 8日～7月31日
第21次	造酒屋敷跡（1次）	160 m <sup>2</sup>	平成20年 8月26日～10月29日
第22次	本丸北西壁石垣測量（2次）	448 m <sup>2</sup> （立面）	平成20年12月24日～平成21年1月21日
第23次	造酒屋敷跡（2次）	369 m <sup>2</sup>	平成21年 7月 1日～11月12日
第24次	大広間跡（9次）	2,25 m <sup>2</sup>	平成21年12月14日～12月15日
第25次	広瀬川護岸石垣測量（4次）	250 m <sup>2</sup> （立面）	平成21年12月16日～平成22年1月 7日
第26次	造酒屋敷跡（3次）	369 m <sup>2</sup>	平成22年 6月 1日～10月31日
第27次	造酒屋敷跡（4次）	173 m <sup>2</sup>	平成28年 6月15日～10月31日
第28次	造酒屋敷跡（5次）	110 m <sup>2</sup>	平成29年 7月 5日～11月15日
第29次	三の丸土堀（3次）	25 m <sup>2</sup>	平成29年 9月 4日～11月15日
第30次	造酒屋敷跡（6次）	357 m <sup>2</sup>	平成30年 6月25日～11月29日
第31次	三の丸土堀（4次）	17 m <sup>2</sup>	平成30年10月 1日～11月29日

今年度実施した第32次調査では、巽門跡西側にある石垣の延長線上、巽門跡北側に調査区を設定した。石垣がどのように伸びているのかなどの確認を目的とした。第33次調査は、江戸時代の土堀の形状の確認、土堀上の遺構の有無の確認などを目的として行った。第34次調査は、登城路跡周辺石垣の現況確認および整備のための基礎データの収集を目的とした。

第2表 調査計画表と調査実績表

調査次数	調査予定地区	予定面積	調査面積	調査予定期間	調査期間
第32次	登城路跡（3次）	28 m <sup>2</sup>	19 m <sup>2</sup>	令和元年7月 1日～9月30日	令和元年7月1日～11月 7日
第33次	三の丸土堀（5次）	45 m <sup>2</sup>	37 m <sup>2</sup>	令和元年7月 1日～9月30日	令和元年7月1日～11月 7日
第34次	清水門北側石垣測量（2次）	34 m <sup>2</sup>	34 m <sup>2</sup>	令和元年6月14日～12月20日	令和元年7月2日～12月20日

※清水門北側石垣測量については、平成13年度に実施した清水門付近石垣を1次とする。

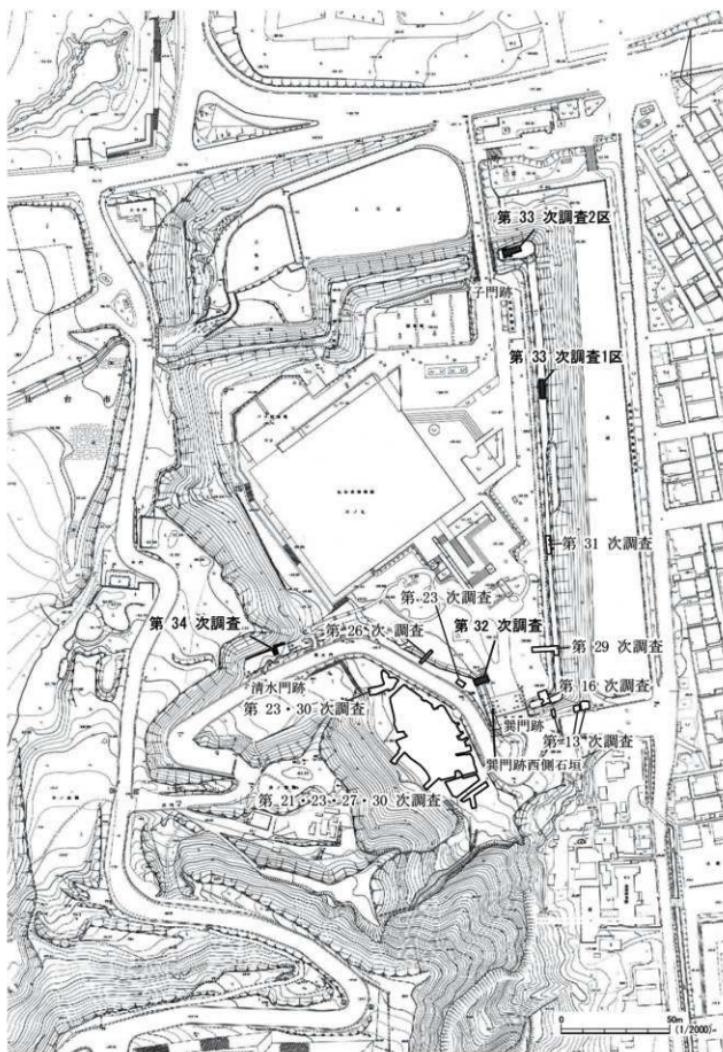
第32次調査では、巽門西側石垣の延長部分と考えられる石垣を検出した。石垣は南北に延びた後、北西方向に屈することを確認した。石垣が構築された整地層より19世紀の遺物が出土したことから、幕末から明治期にかけて作られた、または修復された可能性がある。遺物は瓦、磁器、陶器、鉄製品、溶けたガラスなどが出土した。

第33次調査では、北東部の土壘上面において瓦が混じった集石遺構を検出した。しかし、土壘や柵等の手がかりになりうる明確な遺構は確認されなかった。

第34次調査では、清水門北側の5面の石垣を対象にレーザー測量を行い、立面図および縦横断図の作製を行った。



第3図 仙台城跡遺構確認調査・調査区位置図



第4図 三の丸(東丸)周辺 第32～34次調査区位置と周辺調査 (1/2000)

## IV 第32次調査（登城路跡3次）

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査目的

第32次調査（登城路跡第3次調査）は、登城路跡の遺構確認と実態解明に向けて行った。これまでの登城路跡の調査は、沢門跡周辺から本丸畠門跡にかけて実施したが、今回は、巽門跡から清水門跡へ至る登城路跡の形状や関連遺構を確認するため、巽門西側石垣の延長線上に調査区を設定した。

#### (2) 調査方法

巽門跡の北側約13mの箇所に調査区を設定した。調査区は東西2.9m、南北6.4mで、面積は18.9 m<sup>2</sup>である。調査にあたっては、災害復旧事業で清水門石垣の測量のため設置された基準点を使用した。これらを基に、調査区の北側と西側の2箇所に任意の基準点を設置し、世界測地系座標と標高値を求めた。

調査区設定後、表土および近現代の盛土層を人力で除去し、その後、遺構検出を行った。遺構検出後、KS-1155 石垣の前面に3箇所と調査区東側の北壁付近にサブトレーナーを設定して調査を行った。遺物の一部は、トータルステーションにより座標値を記録した後に取り上げた。遺構の平面図は、調査区周辺に設置した基準点を基に、縮尺20分の1で作図した。土層断面図については、任意の基準点を設定して、縮尺20分の1で作図し、設定した基準点は座標値を計測し、平面図に合成した。今回の調査では、写真撮影にデジタル一眼レフカメラを用いて行い、一部の遺構・遺物については、35mmカメラでカラーとモノクロのフィルムを用いて撮影した。

調査区の埋め戻しは、全面に不織布を敷き、調査区全体を厚さ10cm程度の山砂で覆い、その後、掘削土を転圧しながら埋め戻して旧状に戻した。

#### (3) 調査経過

現地調査は、令和元年6月28日までに機材の準備をして、7月1日にフェンス等を設置した。7月3日に調査区を設定し、9日から掘削を開始した。7月25日にはKS-1155 石垣の一部を検出し、8月9日までは調査区全体で検出した。8月26日にKS-1155前面からKS-1154石列を検出し、調査区東側のIV層までをほぼ除去した。8月26日からは調査区内4箇所にサブトレーナーを設定して下層の状況を確認した。10月10日までに掘削を終了し、併行して平面図作製を行った。10月16日に調査区全景の写真撮影を行い、写真撮影終了後は引き続き平面図作製を行い、調査区断面図も作製した。埋め戻しは10月31日に終了し、フェンス等を撤去して現地調査を終了した。

#### (4) 普及活動

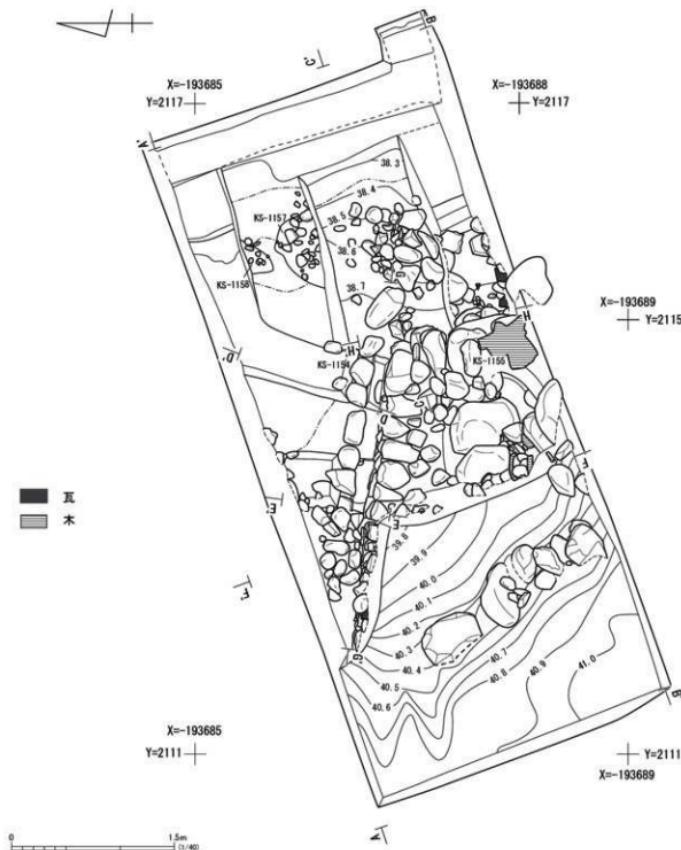
普及活動として、遺跡見学会と調査成果の発表を行った。遺跡見学会は10月14日に行い、75名の参加者があった。調査成果の発表は、12月14日に宮城県考古学会主催の遺跡調査成果発表会において発表した。

また、発掘調査期間中に職場体験の一環として中学生を受け入れ、発掘調査作業や整理作業の体験を通して職場体験活動に協力した。調査期間中に受け入れた中学校は6校（19名）である（8月21～23日：仙台市立南中山中学校、10月23～25日：仙台市立上杉山中学校、10月30日～11月1日：仙台市立高森中学校、11月5～7日：仙台市立井鶴東中学校、11月13～15日：仙台市立七郷中学校、11月19～21日：仙台市立北仙台中学校）。

### 2. 基本層序

調査によって確認した層は、大別して8層である。I層は現在の表土で、II、III層が近代以降の整地土、IV～VII層が19世紀以降の堆積土または整地土である。それぞれの層は細分できる。

II層は調査区全体に広がる土層で、8層に細別した。ガラス片を多く含み、なおかつ、溶けたガラス片を含むことから、第二次世界大戦後の整地土である。III層も調査区全体に広がる土層であり、5層に細別した。ガラス片やレンガを含むが、溶けたガラス片を含まないことから、第二次世界大戦以前の整地土である。

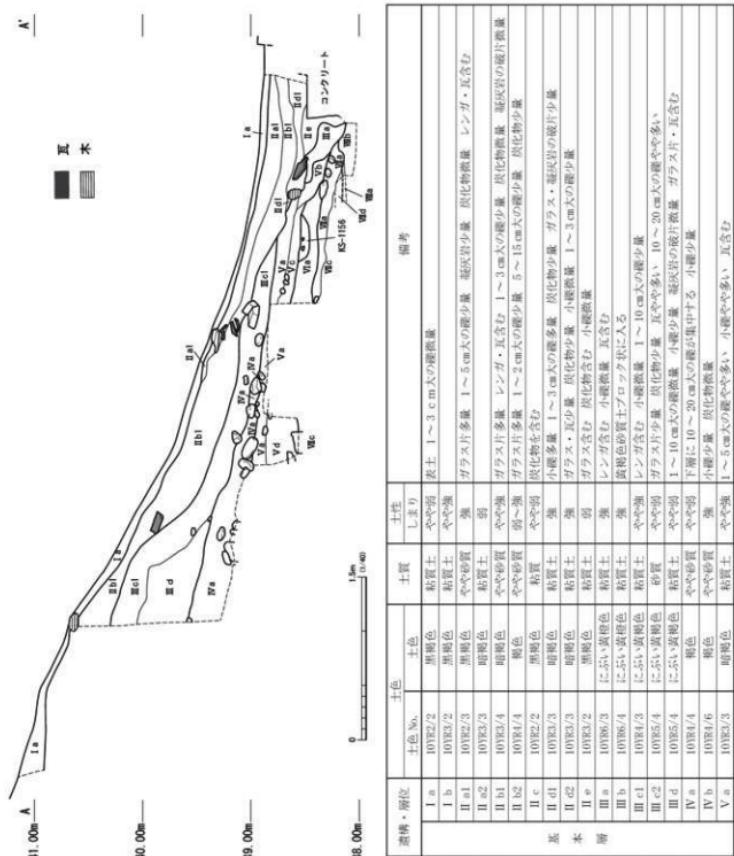


第5図 第32次調査区平面図

IV層は、KS-1155 石垣の前面に広がる層で、2層に細別した。ガラスやレンガの破片を少量含むため、近代以降の堆積土と考えられる。V層とVI層は、ともに19世紀以降の遺物を含む整地土だが、VI層上面でKS-1156を検出したことから、これを大別した。V層はKS-1155 石垣を覆う土層で、7層に細別した。V a～d層は石垣前面の整地土で、KS-1154石列が構築されているV d層は、明治時代以降の路面の可能性がある。V d層からは少量のガラスやレンガの破片が出土しており、VI層上面で19世紀後半の大堀相馬産陶器が出土したため、V a～d層は明治時代以降の整地土と考えられる。V e～g層は石垣背面に広がる整地土であり、造酒屋敷跡と三の丸（東丸）の境界にあたる斜面部を形成した整地土である。また、石垣の裏込めでもあり、これらの層からは明確な明治時代以降の遺物は出土し

ていない。VI層は、石垣前面の下部で確認した。上面はKS-1155石垣の構築面である。VI層からは19世紀中頃の瀬戸美濃産磁器（第10図5）が出土しているため、幕末以降の年代が考えられ、明治時代に入る整地土の可能性もある。

VII層とVIII層も19世紀以降の層で、ともに調査区北側と南側に設定したサブトレンチで確認した。VII層は4層に細別した。VIIa層上面で遺構を検出した。VIIc層は凝灰岩の層であるが、その下層で人為的な土層が確認されたことから、整地土と判断した。上面には顯著な凹凸がみられる。VIII層は3層に細別した。VIIa層は、灰黄褐色のや砂質土で、薄く堆積しており旧表土の可能性がある。VIIb層は、上面に凝灰岩片が層状に入る整地土で、遺物が出土したことから整地土と判断した。この層からは19世紀代と考えられる遺物が出土している。



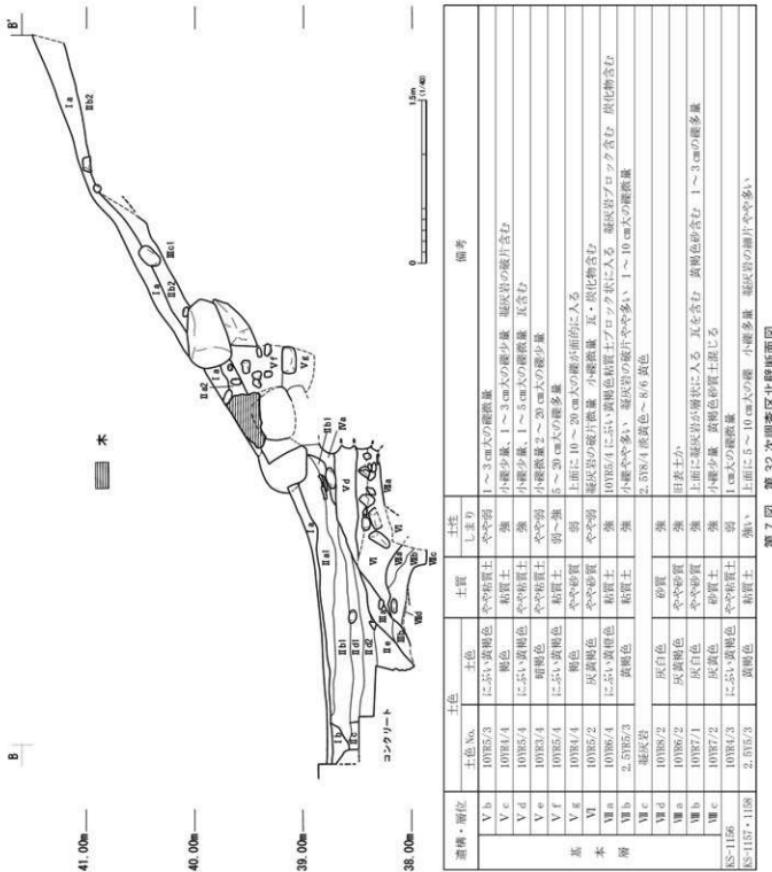
第32次調査区北壁断面図

## 3. 検出遺構

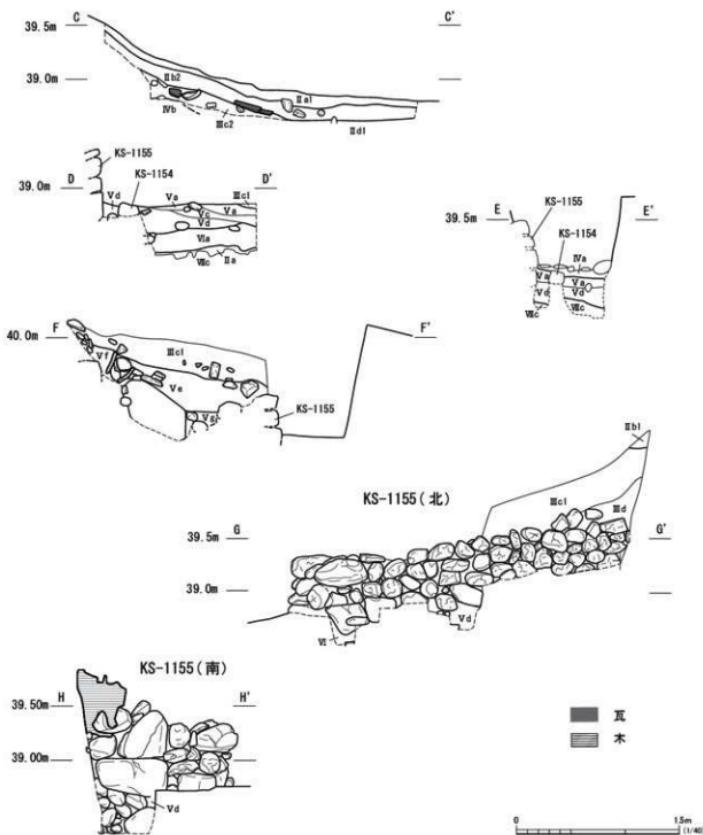
## (1) 石垣

KS-1155 調査区中央付近で検出した。調査区南端から北に1.3m延びたのち北西方向に屈曲する。本報告では、屈曲部を境に、北西方向に延びる部分を北側、南北に延びる部分を東側とする。東側石垣は、その南側が調査区外に延びて西側石垣に向かうが、南北軸がやや西側にずれる。北側石垣の北西部は調査区外に延びて清水門跡の方に向かう。

石垣の構築面はVI層上面で、規模は全長4.4m、高さ0.4~0.7mである。最下段の石材はVd層に覆われる。東側は3段検出され、長さ1.3m、高さ0.6~0.7mである。使用石材は、幅20~65cmでほぼ加工痕のない自然石である。



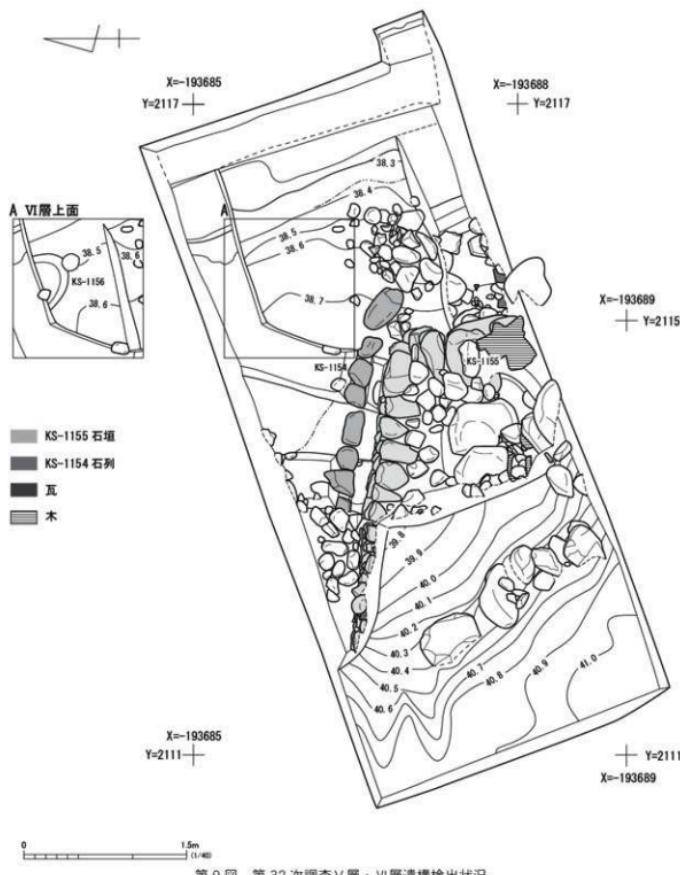
第32次調査区北壁断面図



第8図 第32次調査断面図・KS-1155石垣立面図

平らな面を正面に向け、石材は横長に配置される。北側は4段検出され、長さ3.1m、高さ0.4～0.5mである。使用石材は、幅15～50cmで、20cm大のものが大半を占めるが、屈曲部の石材が最も大きい。屈曲部を除く多くの石材は、自然石の分割面を正面に据え、石材の縦横を意識しないで積み上げられている。石材背面の裏込めは、20cm大の自然石と褐色の砂質土（Vg層）であり、石垣端付近から上部はVe、Vf層が堆積する。また、裏込めには、築石より大型の幅50cmを超える自然石も複数混入している。石垣背面のVe、Vg層からは大堀相馬や唐津、肥前などの陶器、土師質土器、瓦が出土したが、いずれも細部で図示できなかった。出土した陶器の年代は、いずれも17～18世紀代のものと考えられ、瓦は丸瓦と平瓦が出土したが板瓦は含まれていなかった。

遺構の帰属時期は、VI層で出土した瀬戸美濃産磁器（第10図5）の年代から、19世紀中頃以降と考えられる。



第9図 第32次調査V層・VI層遺構検出状況

## (2) 石列

KS-1154 KS-1155 石垣の北側で検出した。掘り方は確認できなかつたが、石材の並びを 8 石確認した。石列の石材は、いずれも平らな面を上面に向けて高さもほぼ同じに掘えられている。大きさは、長軸幅が、最大のもので 45cm、その他の石材は 20 ~ 30cm である。東端の 1 石は、隣の石材とやや距離が開き大きさも異なるが、同一面に構築され、KS-1155 石垣に平行することから石列に含めた。石垣側の面が彫うため側溝石組の可能性も考えられるが、石垣との間に V d 段が堆積するため、側溝石組ではないと判断した。また、KS-1155 の東側には石列が延びていない。

遺構の帰属時期については、直接年代を示す遺物が出土していないが、Vd層に構築されていることから19世紀

中頃以降と考えられる。

### (3) その他の遺構

KS-1156 調査区北東部のVI層上面で検出した。北側は調査区外に延びるため全体の形状は不明である。確認した規模は東西50cm、南北28cm、深さ8cmである。遺物は、陶器2点、平瓦2点が出土し、その内、陶器2点を図示した。第10図6は底部から体部にかけて残存する大堀相馬産灰釉碗である。18世紀代と考えられる。第10図7は岸窯鉢であり、底部から体部にかけての破片で、体部に灰釉が厚く掛けられている。底部に糸切り痕が残り、脚が一つ付けられる。17世紀代と考えられる。遺構の帰属時期は、検出した層位から19世紀中頃以降と考えられる。

KS-1157 調査区北東部のVIIa層上面で検出した。南側は未検出であるが、土坑状の不整形な円形で、規模は東西70cm、南北40cmである。掘削を行っていないため、遺構の性格は不明であるが、上面に5~10cmの縁が集中する。遺物は出土していない。遺構の帰属時期は、検出した層位から19世紀以降と考えられる。

KS-1158 調査区北東部のVIIa層上面で検出した。北側はサブレンチで掘削してしまったが、土坑状不整形な楕円形で、規模は東西35cm、南北30cmである。掘削を行っていないため、遺構の性格は不明であるが、上面には10cm未満の縁が集中する。遺物は出土していない。遺構の帰属時期は、検出した層位から19世紀以降と考えられる。

## 4. 出土遺物

遺物は各層から出土し、遺構ではKS-1155石垣背面やKS-1156から出土した。ここでは主に遺構外から出土した遺物について記述する。出土した遺物は、陶器120点、土師質土器27点、石製品1点、瓦973点、土管170点以上、レンガ100点以上、鉄製品44点、ガラス多数が出土し、その内、40点を図示した。I~V層からはガラス瓶の破片やレンガが出土したが、IV層とV層からの出土は極少量である。I、II層のガラス片には溶けた変形したり融着したりするものも含まれており、近接する巽門が焼失した昭和20年の空襲による影響で溶けたものと推定される。なお、IIIc、III d層からも1点だけ熱で変形したガラス片が出土している。陶器製の土管の破片はI層とII層のみで出土した。

第10図1~5は磁器の染付で、1~4は肥前産、5は瀬戸美濃産である。4はV d層から出土した猪口で、口縁部から体部までの破片で、体部にこうもり文が描かれており、19世紀前半代の可能性がある。5はVI層から出土した、底部から体部にかけての湯のみの破片で、19世紀中頃のものである。

第10図8~13は陶器で、8・10・12・13が大堀相馬産、9が堤産、11が岸窯産である。9はV d層から出土した培塿の把手部分であり、全体に鉛釉が掛けられている。年代は19世紀代と考えられる。10はVI層上面から出土した碗で、底部から体部にかけての破片である。内面と外面の体部から高台源まで白濁釉が掛けられ、内面の一部に緑釉の流し掛けが見られる。高台は蛇の目高台となり、年代は19世紀後半代と考えられる。12はVI層から出土した豆甕の底部であり、内面に灰釉が掛けられている。底部には糸切り痕が見られ、年代は19世紀と考えられる。

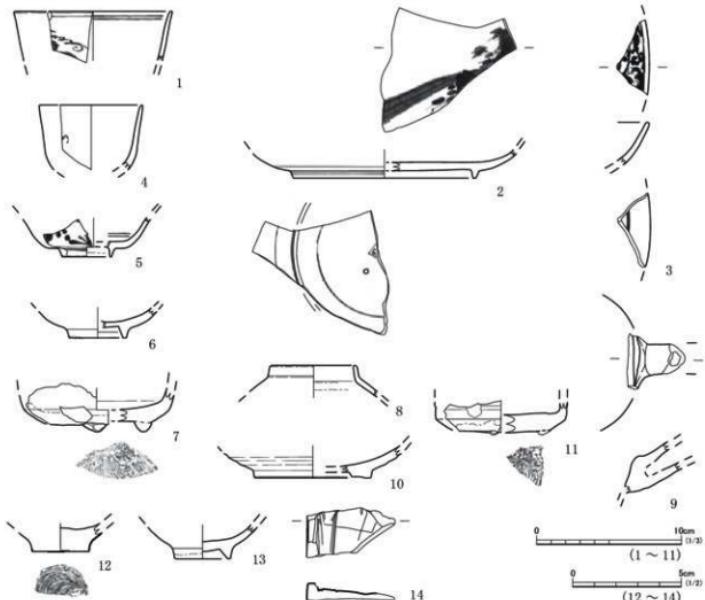
第10図14は石製の硯である。からうじて陸部の一部が残存し、使用痕と見られる傷が明瞭に観られる。

第11図1~14、第12図1~8は瓦である。第11図1~3、第12図3は軒丸瓦で、瓦当文様には文政の付く巴文(第11図1、第12図3)と九曜文(第11図2・3)がある。第11図4~7は軒平瓦である。瓦当部の残存が少なく瓦当の全容がわからぬものはないが、中心飾りには花菱文(4)と菊文(5)、桔梗文(6・7)がある。第11図8・9は平瓦、第11図11は輪進いである。第11図12は鰐瓦で、上顎周辺の破片である。第11図10・13・14、第12図1・2・5は桟瓦である。第12図5は軒桟瓦であり、瓦当部の残存が少なく瓦当文様は不明瞭であるが、軒平部の中心飾りは三引である。第12図4は菊丸瓦の破片である。第12図9~14はレンガである。レンガは多数出土したが、残りが良く刻印のあるもののみを図示し、その他のものについては、刻印の拓本のみを掲載した。レンガに付される刻印には数種類あるが、不鮮明なものが多く、判読できるものは少ない。

## 5.まとめ

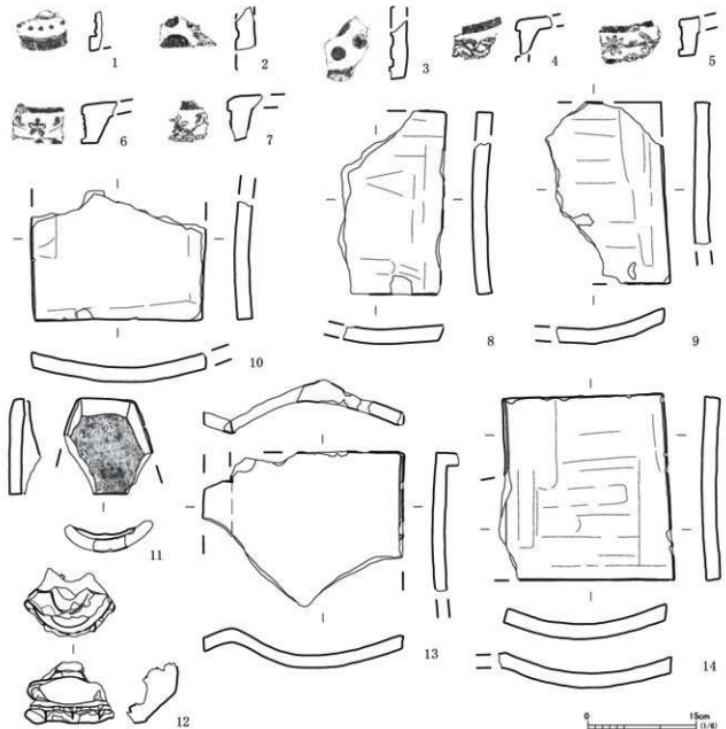
今回の調査では、巽門西側石垣の延長と見られるKS-1155石垣とそれに付属するKS-1154石列が検出された。KS-1155石垣は、狭い範囲ながら積み方が異なる部分があり、積み直された可能性があるが、背面の状況からは明らかにできなかった。これらの遺構が検出されたことにより、19世紀以降の時期ではあるが、巽門跡から清水門跡へと

至る登城路の一部が明らかになった。また、近世期の可能性があるKS-1157とKS-1158が検出され、遺構の性格は不明であるが、巽門跡周辺での遺構分布の一端が明らかになった。さらに、溶けた変形したガラスを含む層が調査区内に厚く堆積していることが判明し、戦後に調査区周辺で造成が行われたことがわかった。



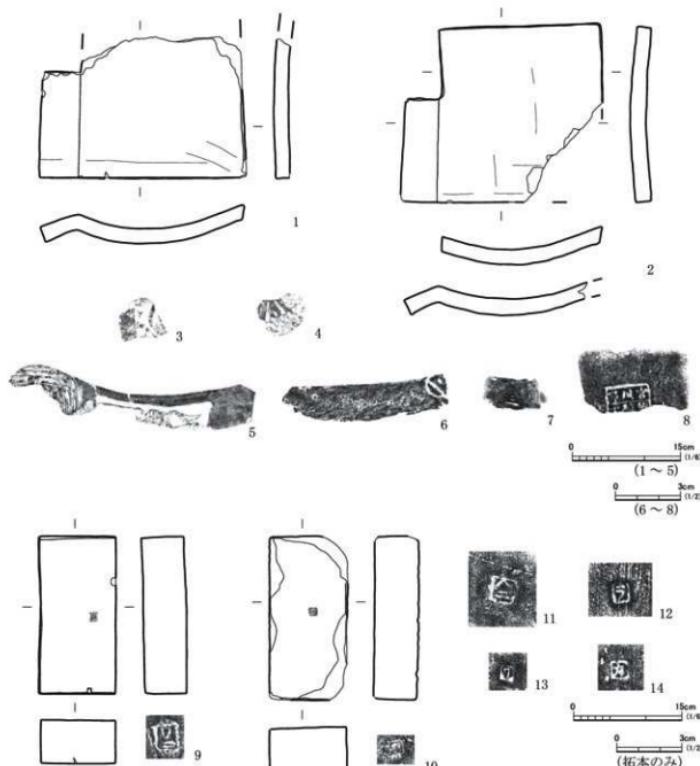
調査番号	遺物番号	種別	種類	遺構・層位	生産地	器種	製作年代	口径(㎜)	底径(㎜)	器高(㎜)	釉薬・文様等	備考	写真回数
1	4	磁器	染付	I・II	肥前	小鉢	18 c から	(180)	—	(34)		4-1	
2	301	磁器	染付	石垣前面 IIIc	肥前	皿	17 c 後～末	(125)	(20)	—	重ねに縁	石垣内に針ささえ	4-2
3	434	磁器	染付	石垣前面 IVa	肥前	皿	18 c	—	—	(30)	内:唐草文様 外:つる草		4-3
4	28	磁器	染付	北側サブトレ Vd	肥前	皿口	19 c 前半	(71)	—	(45)	二重も文様		4-4
5	34	磁器	染付	南側サブトレ VI	鹿児島県	湯呑み	19 c 中頃	—	(34)	(27)	葵花文		4-5
6	222	陶器		KS-1156・I	大宰相窯	碗	18 c 代	(40)	(29.5)	灰釉	高台内無釉		4-6
7	221	陶器		KS-1156・I	岸	鉢	17 c 代	(76)	(30)	灰釉		底部凹軋糸切り	4-7
8	438	陶器		南側サブトレ II	大宰相窯	土瓶	18 c 後半以降	(60)	—	(8)	白釉		4-8
9	52	陶器		石垣前面東側サブトレ Vd	岸	培焼	19 c	—	—	灰釉		把手部のみ	4-9
10	51	陶器		南側サブトレ VI上面	大宰相窯	皿	19 c 後半代	(60)	(22)	白釉	縁	蛇の目高台	4-10
11	95	陶器		北側サブトレ南側北張部 VI	岸	鉢	17 c 代	(68)	(23)	灰釉	灰釉に灰釉の波しき	底部凹軋糸切り	4-11
12	119	陶器		北側サブトレ南側北張部 VI	大宰相窯	豆甕	19 c	(26)	(13)	灰釉			4-12
13	39	陶器		石垣前面東側サブトレ北半 V-a-c	大宰相窯	小鉢	18 c 後半以降	—	(26)	(16)	白釉		4-13
14	105	石垣	磚	石垣前面 V	—	—	—	—	—	—	—	—	4-14

第10図 第32次調査出土遺物(1)



図中 遺物 番号	種類	遺構・部位	文様	法量 (mm)	重さ (g)	備考	写真 図版
299	軒丸瓦	西側 II a	珠文三巴文	瓦当幅(51) 内区径(31) 周縁幅20 周縁深さ9 瓦当厚み(12)	45	4-15	
2 346	軒丸瓦	東側北半 II a	九曜文	瓦当幅(40) 内区径(40) 周縁幅(+) 周縁深さ(+) 瓦当厚み(=)	100	4-16	
3 498	軒丸瓦	石垣前面更側サブトレ VI	九曜文	瓦当幅(64) 内区径(42) 周縁幅17 周縁深さ5 瓦当厚み(20)	130	4-17	
4 398	軒平瓦	西側 II a	花菱文	瓦当幅(70) 後幅(+) 長さ(50) 弧深(+) 厚み16 瓦当高さ(=) 瓦当厚み(+) 内区幅(35) 内区高さ32 周縁深さ6	120	4-18	
5 285	軒平瓦	II b	菊花文	瓦当幅(95) 後幅(+) 弧深(+) 弧深(+) 厚み21 瓦当高さ(=) 瓦当厚み21 内区幅(85) 内区高さ31 周縁深さ4	130	4-19	
6 191	軒平瓦	II d	桔梗文(六)文	瓦当幅(66) 後幅(+) 長さ49 弧深(+) 厚み19 瓦当高さ(=) 瓦当厚み22 内区幅(69) 内区高さ31 周縁深さ5	210	4-20	
7 149	軒平瓦	北側サブトレ側斜面部 Vd	桔梗文	瓦当幅(63) 後幅(+) 長さ(48) 弧深(+) 厚み(+) 瓦当高さ(=) 瓦当厚み(15) 内区高さ(33) 周縁深さ(5)	110	4-21	
8 553	平瓦	東側南半 II b		前幅(124) 後幅(43) 長さ254 高さ23 厚み20	970	4-22	
9 554	平瓦	II b		前幅(165) 後幅(168) 長さ(250) 高さ(24) 厚み20,5	920	4-23	
10 578	棟瓦	II d		前幅230 後幅(+) 長さ(177) 高さ41 厚み20	1320	4-24	
11 565	輪造瓦	石垣前面 III c-d		前幅(46) 後幅26 長さ131 高さ43 厚み17	360	4-25	
12 58	輪造瓦	石垣背面 III c1			460	4-26	
13 394	棟瓦	II a		前幅(+) 後幅(150) 長さ(213) 高さ44 厚み7 後切込幅(37) 前切込長さ(32)	1230	4-27	
14 572	棟瓦	石垣前面 III c-d		前幅(242) 後幅(227) 長さ257 高さ42 厚み19.5 後切込幅(109) 後切込長さ(105)	2020	4-28	

第11図 第32次調査出土遺物(2)



図中 番号	遺物 番号	種類	遺構・層位	文様	法長( mm )	重さ ( g )	備考	写真 図版
1	579	瓦瓦	石垣前面 III c+d		前幅(287) 後幅(-) 長さ(185) 高さ(53) 厚み20 後切込幅(32) 後切込長さ(0)	1755	5-29	
2	580	瓦瓦	石垣前面 III c+d		前幅(170) 後幅(27) 長さ(263) 高さ(38) 厚み23 後切込幅(47) 後切込長さ(95)	1990	5-30	
3	94	軒丸瓦	石垣背面 署el.	宋文三巴文		750	5-31	
4	170	菊丸瓦	II d+I		瓦当径(67) 後幅(-) 長さ(-) 厚み(-) 間部高さ(-) 瓦当厚み(17)	50	5-32	
5	576	軒丸瓦	II d	三引+幾雲		2360	6-18, 21-24と合	5-33
6	86	平瓦	II d			155	刻印	5-34
7	552	丸瓦	北側サトトテ側面粘土基	印		200	刻印	5-35
8	562	丸瓦	II d			435	刻印	5-36
9	324	レンガ	石垣前面 III c+d		長さ178 幅105 厚み60	2290	刻印「ハニ」	5-37
10	545	レンガ	II b		長さ226 幅108 厚み60	1940	刻印 不明	5-38
11	367	レンガ	現代盛土 2 II b		長さ(140) 幅105 厚み60	1390	刻印「ハニ」	5-39
12	547	レンガ	石垣前面 III c2		長さ(158) 幅105 厚み58	1340	刻印「ワ」	5-40
13	368	レンガ	石垣前面 III c2		長さ(92.5) 幅90 厚み50	1190	刻印「ワ」	5-41
14	325	レンガ	石垣前面 III c+d		長さ(130) 幅95 厚み58	1090	刻印「カ」	5-42

第12図 第32次調査出土遺物(3)

図版 1



第 32 次 調査区全景（東から）



第 32 次 調査前状況（北東から）



第 32 次 KS-1155 石垣前面堆積状況（南から）

## 図版 2



第 32 次 調査区北壁断面（南東から）



第 32 次 調査区南壁断面（北から）



第 32 次 石垣前面北側サブトレーンチ西壁断面(東から)



第 32 次 石垣前面南側サブトレーンチ西壁断面(東から)



第 32 次 KS-1155 石垣背面土層断面（東から）



第 32 次 調査区北側サブトレーンチ（南西から）



第 32 次 KS-1155 石垣立面（北東から）



第 32 次 KS-1155 石垣北側立面（北東から）

図版 3



第 32 次 KS-1155 石垣東側立面（東から）



第 32 次 KS-1155 石垣背面裏込め（西から）



第 32 次 KS-1155 石垣東側下部（東から）



第 32 次 KS-1156 検出状況（東から）



第 32 次 KS-1157・1158 検出状況（北東から）



第 32 次 鱗瓦出土状況（北から）

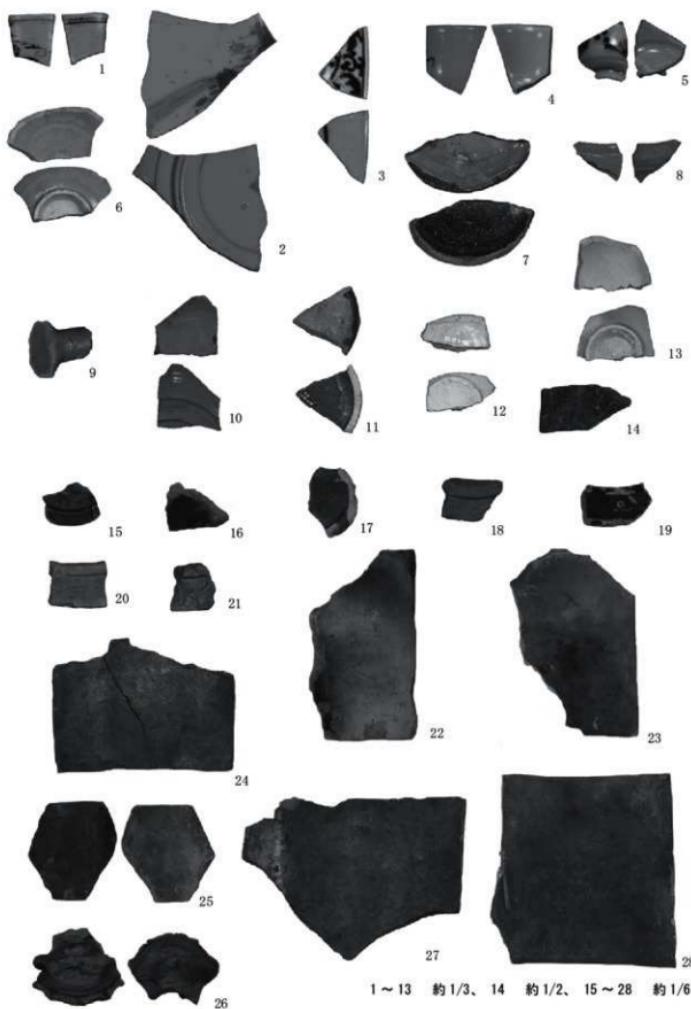


第 32 次 Vd 層熔炉出土状況（北から）

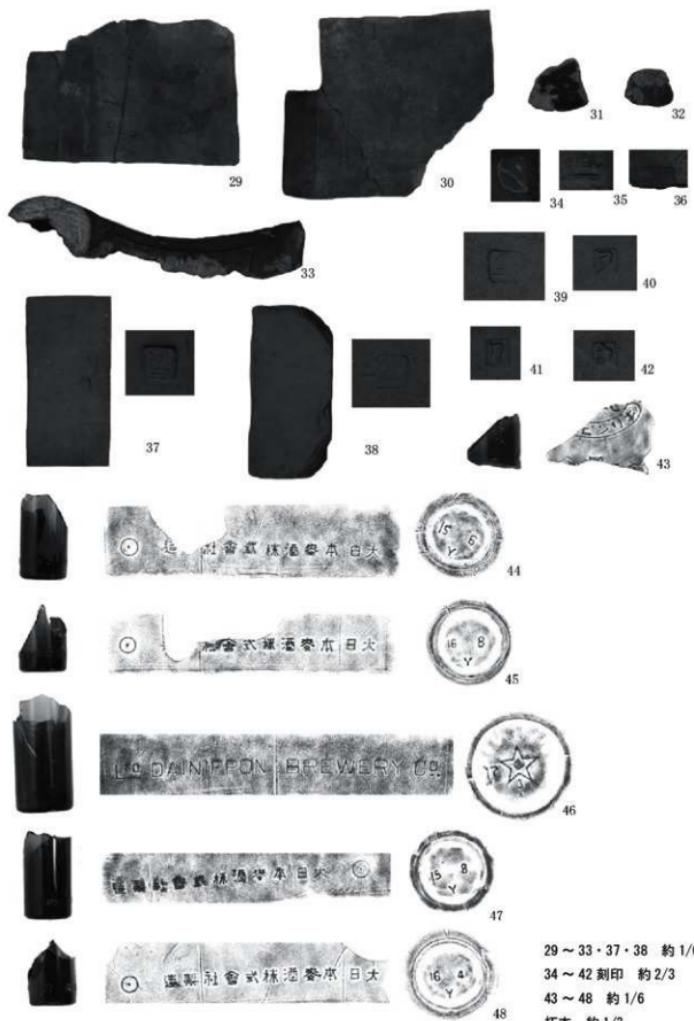


第 32 次 III層鐵製品出土状況（北から）

図版 4



第 32 次 出土遺物 (1)



第 32 次 出土遺物 (2)

## IV 第33次調査（三の丸土壘5次）

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査目的

第33次調査（三の丸土壘第5次調査）に關連して、『仙台城跡整備基本計画』（平成17年3月策定）では、「三の丸整備ゾーン」の「三の丸外構整備区域」として、「水堀や土壘等の近世城郭の外構としての遺構を顕在化」することや、「良好に保存されている土壘の修復」等の整備が計画されている。これらの整備計画に基づいて、これまで4次にわたって行った調査と同様に、長沼の西岸に沿って南北に延びる土壘頂部で、崩跡等の遺構確認を目的として今回の調査を実施した。これまでの三の丸土壘の調査は主にその南半部が中心であったが、今回は土壘の北半部に調査区を設定し、これまでの4次にわたる調査では確認できなかった崩跡等の遺構検出を目指した。

#### (2) 調査方法

第33次調査では、調査区を2箇所に設定した。第4次調査区から北側に約65m離れた箇所に1区を設定し、そこからさらに約60m離れた土壘北端部に2区を設定した。調査面積は、1区が20m<sup>2</sup>、2区が16.8m<sup>2</sup>となる。調査を開始するにあたり、基準点として災害復旧事業で清水門石垣の測量のため設置された基準点を使用した。これらの基準点を基に、それぞれの調査区に2箇所の任意の基準点を設置し、世界測地系座標と標高値を求めた。測量等においてはそれら基準点を使用した。

調査区を設定した後、表土を人力で除去し、その後、遺構検出を行った。遺構の平面図は、調査区周辺に設置した基準点を基に、縮尺20分の1で作図した。土層断面図については、任意の基準点を設定して、縮尺20分の1で作図し、設定した基準点は座標値を計測し、平面図に合成した。今回の調査では、写真撮影にデジタル一眼レフカメラを用いて行い、一部の遺構・遺物については、35mmカメラでカラーとモノクロのフィルムを用いて撮影した。

調査区の埋め戻しは、全面に不織布を敷き、調査区全体を厚さ10cm程度の砂で覆い、その後、掘削土を転圧しながら埋め戻して旧状に戻した。

#### (3) 調査経過

現地調査は、令和元年6月28日までに機材の準備をして、7月1日にフェンス等を設置した。7月8日に調査区（1区：3×7m、2区：2×6m）を設定し、2区から掘削を開始した。

1区では8月21日に表土の掘削を開始し、断続的に調査を進めていたため、表土の除去は10月9日までかかった。11月5日までに掘削を終了し、併行して平面図作製を行った。11月6日には調査区全景の写真撮影を行い、写真撮影終了後は引き続き平面図作成を行い、調査区断面図も作製した。埋め戻しは11月7日に終了した。

2区では7月11日に表土の除去が終了し、KS-1165集石遺構を検出した。8月6日には土壘の積み土の断面を確認するため調査区の北と東に幅50cmのサブトレーナを設定し、8月9日にはKS-1165集石遺構の広がりを確認するため調査区を拡張した。また、9月10日には、北側に調査区を拡張して崩跡等の痕跡の有無を確認した。9月19日には調査区全景の写真撮影を行い、写真撮影終了後は平面図および断面図を作成した。埋め戻しは10月30日に終了し、フェンス等を撤去して現地調査を終了した。

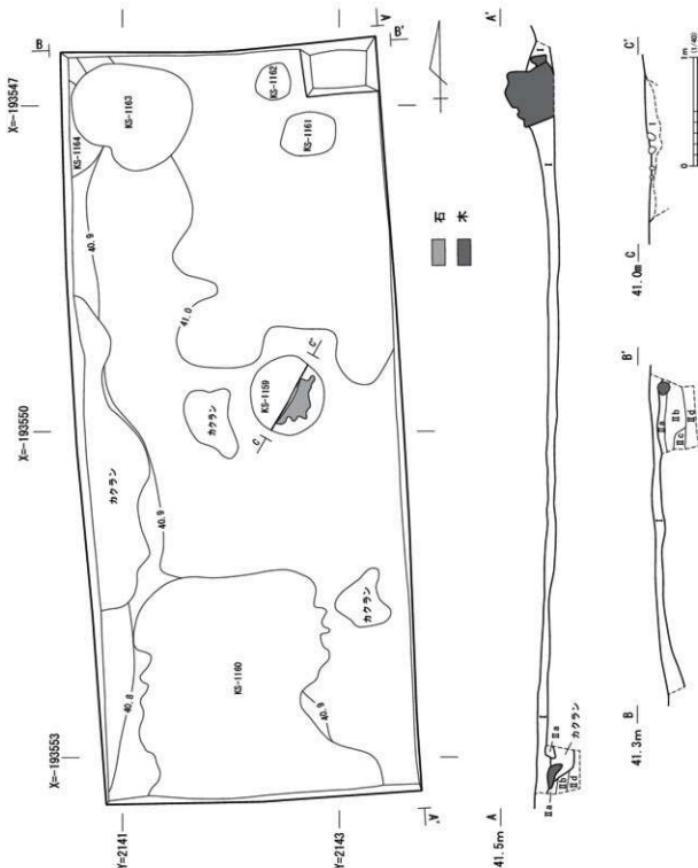
### 2. 基本層序

#### (1) 1区

調査によって確認した層は、大別して2層で、I層は表土で、II層は近世の整地土の可能性が考えられる。II層は細分でき、a～dの4層を確認した。いずれも黄褐色系の粘質土で、凝灰岩の破片や小さな礫を少量含んでいるが、遺物の混入はまったく確認できなかった。

#### (2) 2区

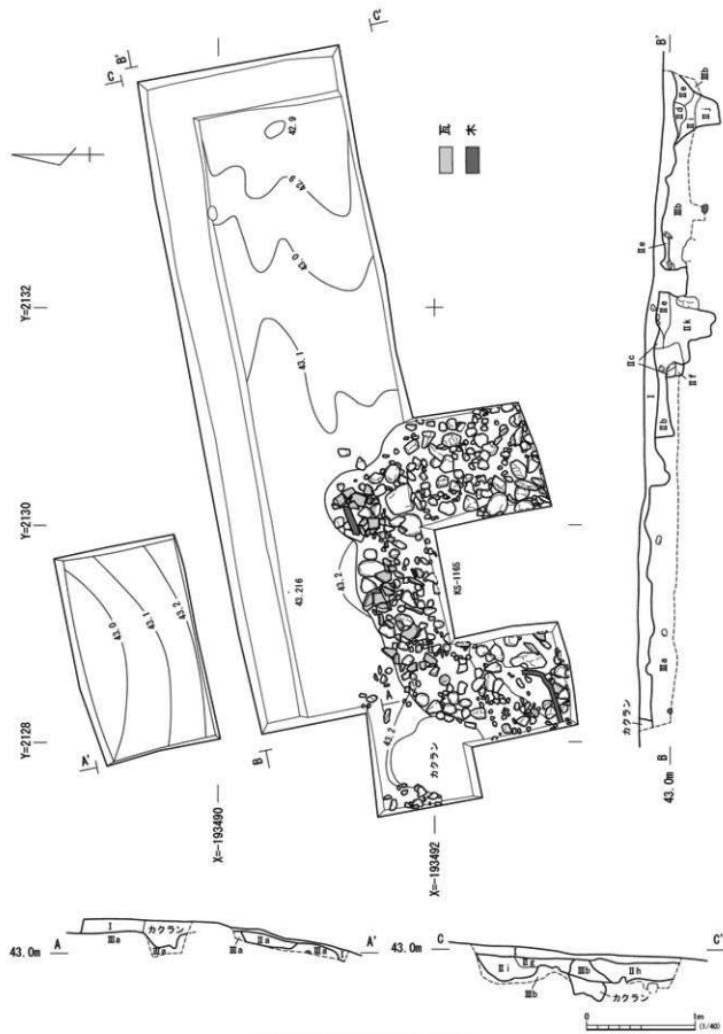
調査では大別して3層確認した。I層は表土で、II層が近代以降の植栽などの痕跡と見られ、III層が近世の整地土の可能性が考えられる。II層とIII層は細分でき、II層はa～kの11層、III層はa・bの2層を確認した。



遺構・層位	土色		土質	土性	備考
	土色 No.	土色			
基本層	I	10YR2/3	黒褐色	粘質土	やや弱 しまり 表土
	II a	10YR5/6	黄褐色	粘質土	強 2~10cmの大繊少量 凝灰岩の破片少量
	II b	10YR6/6	明黃褐色	粘質土	強 凝灰岩ブロック含む 小繊微量
	II c	10YR6/4	にぶい黄褐色	粘質土(やや砂質)	強 凝灰岩ブロック含む 小繊少量
	II d	10YR5/8	黄褐色	粘質土(やや砂質)	強 凝灰岩ブロック含む 小繊少量
KS-1159・1	10YR5/4	にぶい黄褐色	粘質土	強 凝灰岩ブロック 炭化物や多い	

第13図 第33次調査1区平面図

第33次調査（三の丸土壁5次）



第14図 第33次調査2区平面図

造構・層位	土色		土質	土性	備考
	土色 No.	土色			
基 本 層	I	10VR3/4	暗褐色	やや砂質	やや強 表土
	II a	10YR4/4	褐色	やや砂質	やや強
	II b	10YR4/4	褐色	やや砂質	やや弱 1~2cmの大粒の礫微量
	II c	10YR4/4	褐色	砂質	やや強 凝灰岩の破片少量 1~2cmの大粒の礫微量
	II d	10VR3/3	暗褐色	粘質土	やや弱 凝灰岩の破片少量
	II e	10YR4/6	褐色	やや砂質	強 凝灰岩の破片少量 1~3cmの大粒の礫や多い
	II f	10YR4/6	褐色	粘質土	強 凝灰岩の破片少量
	II g	7.5VR3/4	暗褐色	やや粘質	やや弱 1~3cmの大粒の礫微量
	II h	10YR4/3	にぶい黄褐色	粘質土	弱 1~2cmの大粒の礫微量
	II i	10YR4/3	にぶい黄褐色	粘質土	弱 凝灰岩の破片微量
	II j	10YR3/4	暗褐色	粘質土	弱 凝灰岩の破片少量
	II k	7.5YR4/4	褐色	砂質	やや強 1~5cmの大粒の礫少量 凝灰岩多量
	III a	10YR4/6	褐色	粘質土	強 細かい凝灰岩少 2~6mmの大粒の礫少量 瓦微量
	III b	10YR5/6	黄褐色	やや砂質	強 凝灰岩多量 2~5cmの大粒の礫少量

II層は調査区に点在しているが、東側で多く確認された。ビニール片を含む層があることから、近代以降の堆積土と考えられる。III層は調査区全体で確認された層であり、III a層は調査区西側、III b層は調査区東側に分布する。III層からは瓦片が出土したが、出土量はごく少量である。

### 3. 検出遺構

#### (1) 1区

今回確認したプランは、多くが面的な検出に留めているため、土質や混入物から擾乱と判断できるもの以外は遺構として扱った。そのため、近代以降に帰属する可能性のあるものが含まれている。

KS-1159 調査区中央付近のII a層上面で検出した遺構である。平面形は、ほぼ円形で、大きさは直径70cm程度である。堆積土中に2~5cmの礫の集石を確認した。柱跡等の根固めの可能性も考えられるが、周間に柱跡等がなく、鄰等に連する遺構と判断できなかった。検出面からは陶器1点と鉄製品の細片が出土しており、その内、陶器を示した(第16図1)。第16図1は美濃産の大鉢である。

遺構の帰属時期は、遺物が表土直下の遺構検出面からの出土であるため不明である。

KS-1160 調査区南側のII a層上面で検出した遺構で、南側は調査区外に延びる。平面形は、不整形な方形で、規模は東西1.8~2.0m、南北2.1mである。上面で金属製品(煙管か、図版7-6)が出土した。遺構の帰属時期は、掘削を行っていないため不明である。

KS-1161 調査区北東角付近のII a層上面で検出した遺構である。平面形は、隅丸方形で、規模は東西50cm、南北40cmである。遺構の帰属時期は、掘削を行っておらず、出土遺物もないため不明である。

KS-1162 調査区北東角付近のII a層上面で検出した遺構である。平面形は、やや潰れた円形で、規模は直径30cmである。遺構の帰属時期は、掘削を行っておらず、出土遺物もないため不明である。

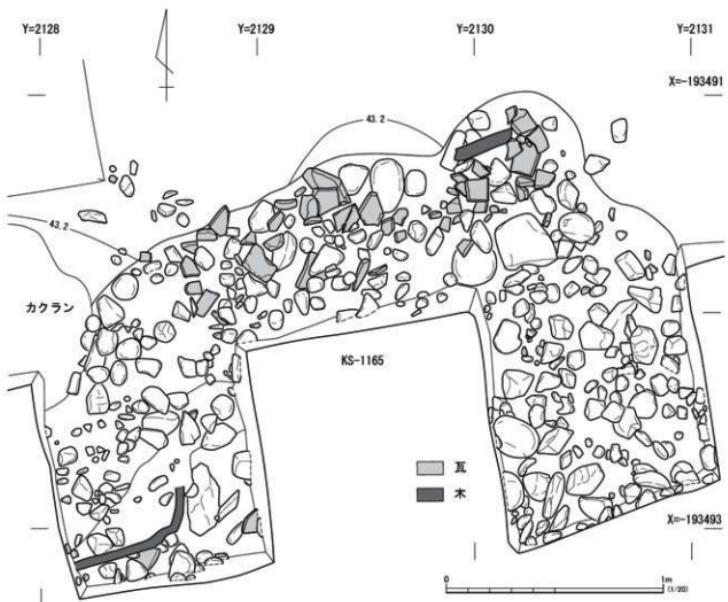
KS-1163 調査区北西角付近のII a層上面で検出した遺構である。平面形は、不整形で、規模は東西1.1m、南北1.0mである。遺構の帰属時期は、掘削を行っておらず、出土遺物もないため不明である。

KS-1164 調査区北西角付近のII a層上面で検出した遺構で、東側はKS-1163に切られている。西側は調査区外に延びるが、平面形は、円形と見られ、検出した規模は東西30cm、南北90cmである。遺構の帰属時期は、掘削を行っておらず、出土遺物もないため不明である。

#### (2) 2区

検出した遺構はKS-1165集石遺構のみである。また、調査区東側は、近代以降の植栽によると考えられる掘り込みで上面が荒れている。

KS-1165 調査区西側のIII a層上面で検出した集石遺構である。掘り方は明瞭には確認できないが、調査区南西の拡張部で倒木底によると見られる落ち込みを精査したところ、集石は検出面より深さ55cmまで及んでいることを確認した。そのため、土坑の中に礫が集積された遺構と考えられる。南側は調査区外に延びるが、平面形は梢円形と見ら



第15図 KS-1165平面図

れ、検出した規模は東西3.0m、南北2.0mである。検出面で5~20cmの礫と共に多数の瓦片を検出した。瓦は遺構の北側に集中している。出土した遺物は瓦のみである。瓦は平瓦や丸瓦の破片で、特に平瓦が多い。軒先瓦や道具瓦は含まれていない。取り上げた瓦の内、丸瓦1点を図示した（第16図3）。

遺構の帰属時期は、直接年代を示す遺物が出土していないため不明であるが、明らかな近代以降の遺物が出土しておらず、瓦にも近代以降と考えられる新しい瓦が含まれていないことから、近世の可能性が高い遺構である。また、今回確認した限りでは桟瓦が含まれていないため、近世前半代に帰属する可能性もある。

#### 4. 出土遺物

##### (1) 1区

出土した遺物は、陶磁器8点、瓦5点、鉄製品10点、ガラス2点であり、その内、2点を図示した。

第16図1はKS-1159上面から出土した美濃産の陶器である。器種は大鉢で、口縁部から体部にかけて残存している。全面に施釉され、内面には緑釉の流し掛けが一部見られる。また、内面には櫛書きによる横線と波状文が施される。時期は17世紀前半頃と考えられる。

第16図2は排出土中から採取した肥前陶器の灰釉皿である。高台部分が残る資料であり、内面のみ施釉され、高台や外表面は素胎となる。高台際と外表面底部にはケズリの痕跡が見られる。明確な時期は判断できないが、17世紀後半頃の可能性がある。

1区ではこれらのほかに、KS-1160上面から煙管の吸口と見られる金属製品や、表土直下から17世紀初頭頃の絵志

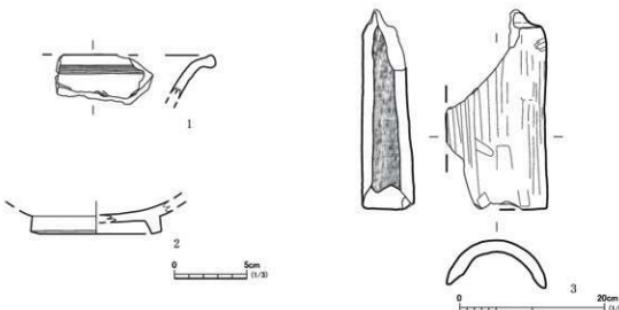
野向付と見られる陶器が出土している。また、産地不明の磁器も数点出土している。

## (2) 2区

出土した遺物は、瓦50点、金属製品3点、ガラス3点であり、その内、1点を図示した。

第16図3はKS-1165の上面で出土した丸瓦である。一部欠損するが、玉縁部から先端まで残る資料で、内面には布目痕と吊紐痕が明瞭に残る。

そのほか、KS-1165からは平瓦が多く出土しているが、いずれも細片で接合もしなかつたため、図示しなかつた。また、2区からは、現代のものを除いて、陶磁器の出土はなかつた。



図中 番号	遺物 番号	種別	遺構・層位	生産地	器種	製作年代	口径 (mm)	底径 (mm)	器高 (mm)	釉薬・文様等	備考	写真 図版
1	46	陶器	1区 KS-1159・1上面	美濃	大鉢	17c前半	360	-	(36)	墨書き波状文	縫糸流し掛け	7-1
2	11	陶器	1区 掘出土	肥前	皿	17c後半か	-	(82)	(23)	灰釉		7-2

図中 番号	遺物 番号	種別	遺構・層位	法量 (mm)			重さ (g)	備考	写真 図版	
3	89	丸瓦	2区 KS-1165	前幅 (92)	後幅 (45)	長さ (275)	高さ 66 厚み 16 玉縁	880	内面: 布目 吊紐痕	7-3

第16図 第33次調査出土遺物

## 5.まとめ

今回の調査で検出された遺構で、近世の可能性がある遺構は、出土遺物から判断すると、KS-1159とKS-1165だけであるが、近世の遺構であると判断するまでには至らなかつた。全体的に遺構は少なく、いずれの遺構も単独で存在し、明確に構造等に係る遺構と判断することはできなかつた。少なくとも、今回の調査区周辺では、仙台城の廃城時に構造等は無かつたと考えられる。

出土した遺物については、1区では、出土量は少ないながらも17世紀代の陶器が出土しているが、土壌に伴うものではなく、三の丸（東丸）の政宗屋敷（下屋敷）や蔵に関わる遺物が混入したと考えられる。2区では、KS-1165から多量の円錐と瓦片が出土し、KS-1165がそれらの廃棄土坑の可能性はあるが、出土した瓦からは、土壌上の建造物に由来するのか、または隣接する子門に由来するのかは明らかに出来なかつた。また、検出された瓦には棟瓦が含まれておらず、検出された瓦が土壌上の建造物に用いられていたものとすると、2区周辺の建造物は仙台城で棟瓦が使用される時期には無くなっていた可能性が考えられる。

## 図版 6



第33次 1区全景（北から）



第33次 1区東壁断面（南西から）



第33次 1区サブトレーンチ土層断面（南西から）



第33次 1区KS-1159 挖削状況（南東から）



第33次 1区KS-1159 上面陶器出土状況（南東から）



職場体験風景



第33次 2区全景（東から）



第33次 2区西壁断面（東から）

図版 7



第33次 2区北壁断面（南西から）



第33次 2区北壁断面（南東から）



第33次 2区東壁断面（西から）



第33次 2区KS-1165 集石遺構検出状況（北から）



1・2・4・5 約1/3、3 約1/6、6 約1/2

図中番号	遺物番号	種別	種類	遺構・層位	生産地	器種	製作年代	口径 (mm)	底径 (mm)	器高 (mm)	軸葉・文様等	備考
4	2	土器		2区西侧 武士				-	-	-		弥生土器か
5	8	鉢器		1区南側 武士底下	美濃	向付か	17c 初	-	-	-	絵志野	

図中番号	遺物番号	種別	種類	遺構・層位	法量 (mm)	重さ (g)	備考
6	9	金属製品	煙管か	I区 KS-1160・1	長さ(40) 幅(8)	3.41	

第33次 出土遺物

## VI 第34次調査（清水門北側石垣2次）

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査目的

第34次調査では、巽門跡から沢門跡へと至る登城路跡周辺に存在する石垣の現況確認および今後の登城路跡整備の基礎的なデータ収集を目的に、測量調査を行った。対象とした石垣は、清水門跡の北側にある石垣であり、さらに石垣前面にある清水門跡の礎石も、測量調査を行った。なお、清水門北側石垣は、平成13年度に測量調査を行っており（仙台城跡第2次調査）、その際には写真測量とレーザー計測を行った。

#### (2) 調査方法と調査経過

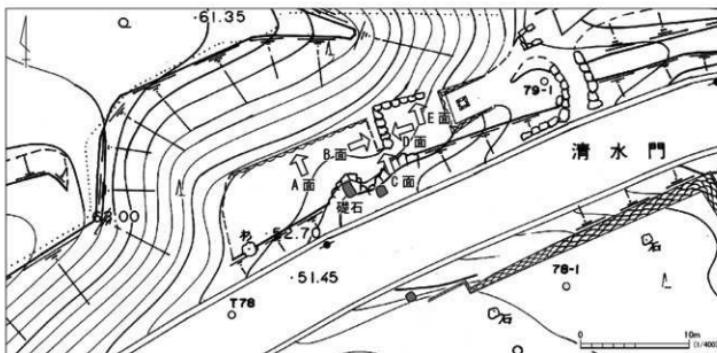
今回の調査は、清水門北側石垣の5面が対象で、立面積は合計34.2 m<sup>2</sup>となる。また、石垣前面の礎石は、周辺地形を含む、平面積20 m<sup>2</sup>を対象とした。調査を開始するにあたり、基準点として災害復旧事業で清水門石垣の測量のため設置された基準点を確認して使用した。測量作業は、令和元年7月2日から石垣の清掃作業および周辺の除草作業を行い、7月3日に基準点確認のための測量を行った。基準点の座標および標高地図にズレが無いことを確認した上で、石垣のレーザー計測は7月9日から入り、石垣および礎石の三次元情報を取得した。

### 2. 測量成果

#### (1) 石垣

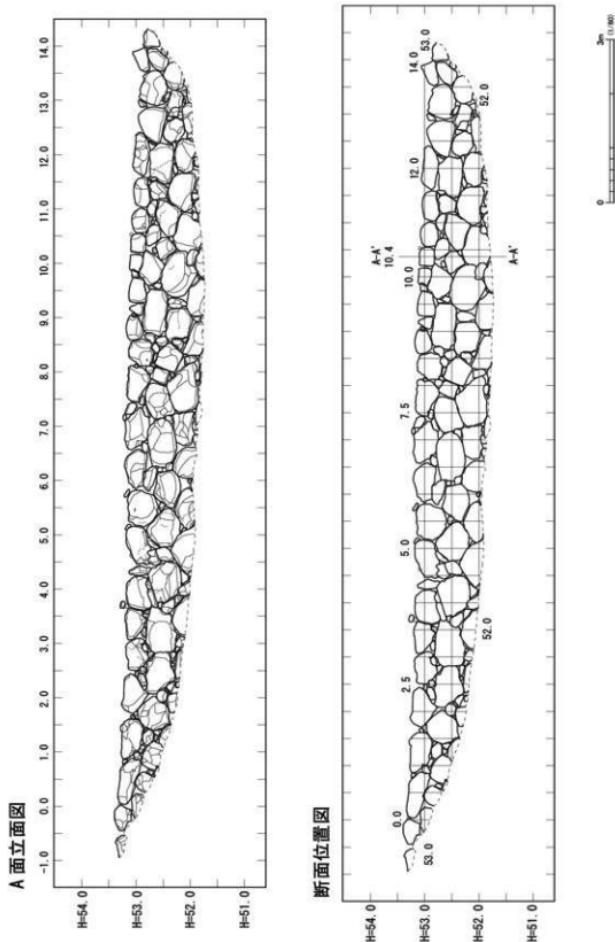
総延長は水平距離で27.72m（A面：15.24m、B面：3.36m、C面：2.34m、D面：2.68m、E面：4.1m）であり、現地表面から最大で4段分（高さ1.36m）が確認できる。築石に使用される石材はほとんどが自然石で、一部、石材の正面を加工する石材が見られる。平成13年度の測量時と比べて、A・B面では大きな変化は見られないが、C・D面の隅角部付近で石材の崩落が確認でき、E面でも間接石などが敷石抜け落ちていることを確認した。

測量成果から個別の石垣面について見ていくと、A面は、築石の横幅が50cmを超える石材が多数使用され、他の面に比べて石材が大きい傾向がある。また、西端から東へ8.5m付近を境に様相が異なることが観察される。西側は、横目地が比較的通る布積みに近い積み方で、2石を跨ぐように上部の石材が積まれ、天端石の石材も大きく高さが揃えられる。東側は、横目地が通らない乱積みで、石材と石材の間に上部の石材を落とすように積まれる傾向がある。西側に比べて横長の石材は使用されておらず、小さな築石が増えた。天端石の石材は小さく、高さは西側ほど整わず



第17図 清水門北側石垣面の名称

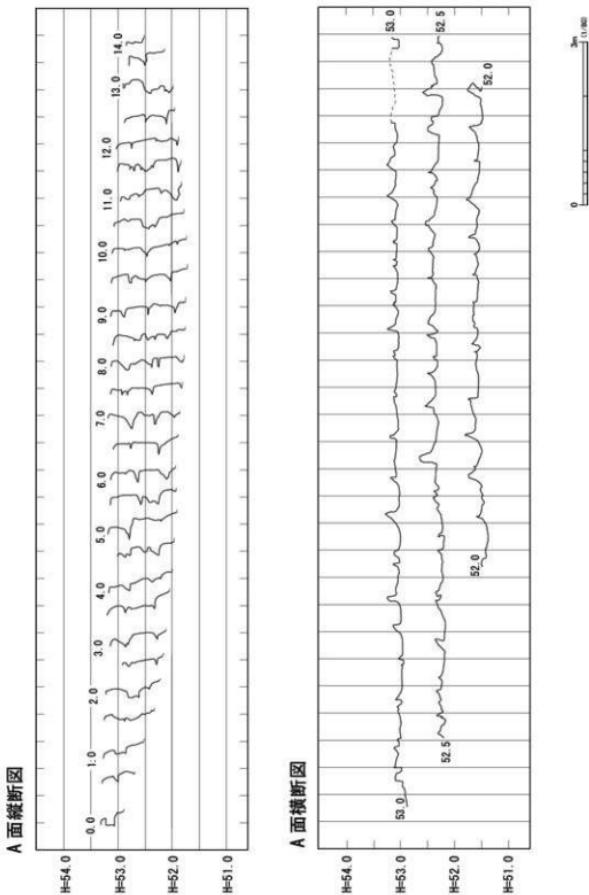
に乱れている（第27図）。B面とC面は、大半の築石が崩落しているが、下部には大型の石材が若干残る。自然石の玉石が見られ、裏込めの砾石が露出していると考えられる。D面は、A面と同様の大きさの石材が使用され、積み方の様相は、一部崩落している箇所もあり、観察できる範囲は狭いが、A面東側と類似している。E面は、50cm前後の大石材が築石に使用され、入角から1.5m付近までは複数段が積まれ石材の横軸を水平に積まれるが、そこから東側で



第18図 A面石垣立面図

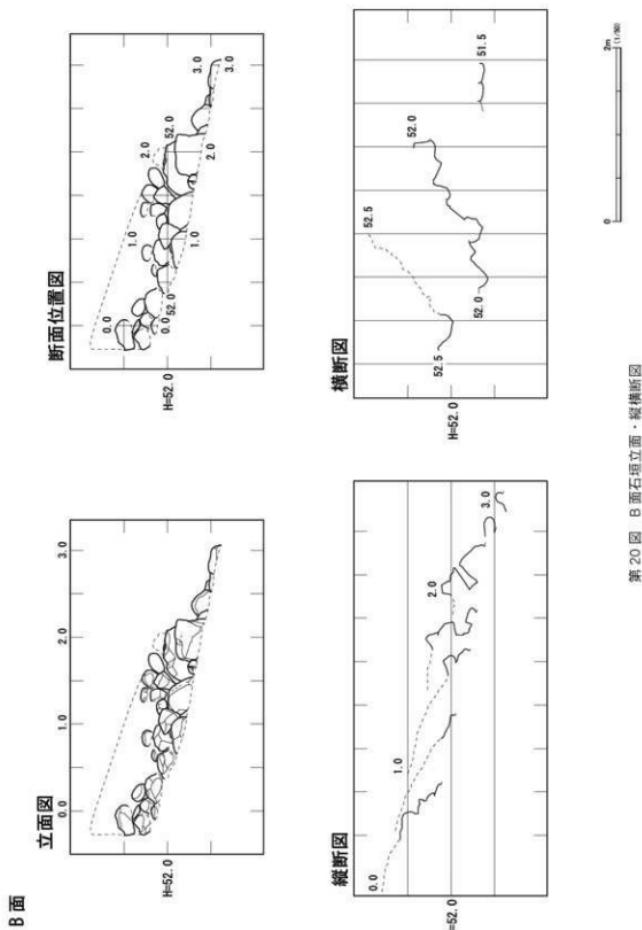
は1段ないし2段の石材を地表面の傾斜にあわせて積まれている。

石垣の年代については、多くが規模の小さい石垣であり特徴を掴み辛いため、A面についてのみ検討する。A面西側は、横長の自然石を横目地が比較的通るように積む特徴があり、本丸北壁石垣のI期石垣や西門石垣F面下部と類似している。これらの石垣と同様の特徴から、慶長年間の可能性が考えられる。A面東側は、自然石を乱積みにし、



第19図 A面石垣横断図

石材を落とすように積む特徴があり、本丸北壁石垣のII期石垣や本丸北西石垣E面入角付近の上半部、西門石垣H面入角付近の下半部と類似する。これらの石垣と同様の特徴から、元和2年以降から正保年間の積み直しの可能性が考えられるが、清水門北側石垣には修復履歴も無く、年代については明らかではない。

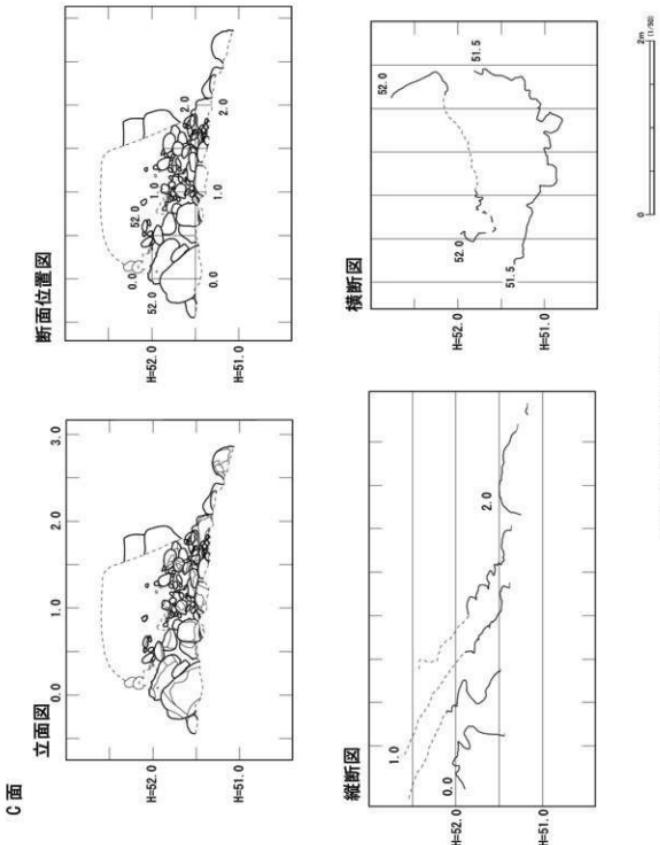


第20図 B面石垣立面・縦横断図

## (2) 碓石

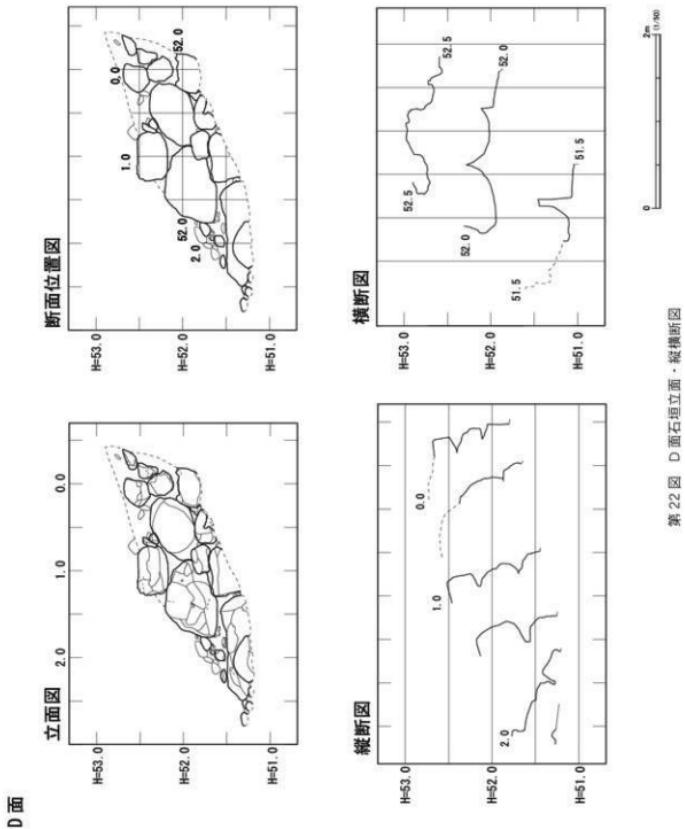
方形の自然石が使用され、確認できる範囲では、未加工の石材である。大きさは、東西約0.7m、南北約1.1m、厚さ約0.35mであり、長軸を門の桁行と平行に据えている。礎石下部の盛土はえぐれしており、断面を観察すると瓦の混入が確認できた。また、大型とみられる石材も埋没している。この石材は、確認できる範囲で幅約0.4m以上、厚さ0.2m以上あり、より古い段階の清水門の礎石の可能性もある。

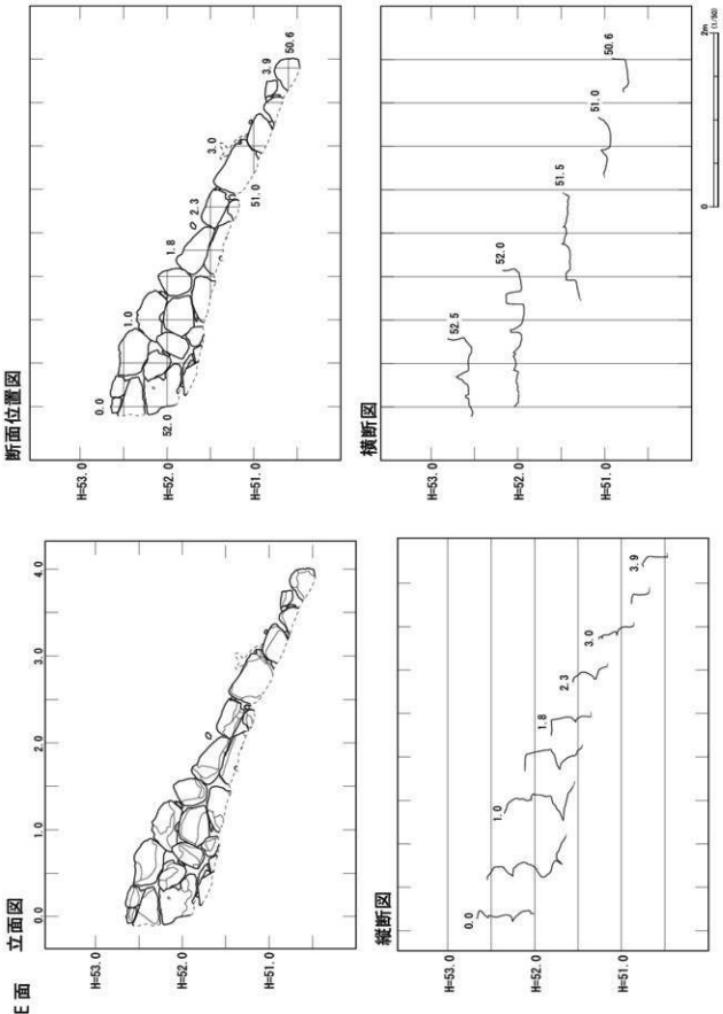
清水門跡の礎石は、平成15～17年度の石垣復旧工事に伴う調査でも測量が行われ、南北の礎石で高さが異なるこ



第21図 C面石垣立面・縦横断図

とがすでに指摘されている（仙台市教委 2006b）。今回の測量成果でも同様に、高さが異なることを確認した。北側の礎石は標高 51.1m (H23 震災前 : 51.8m)、南側は標高 50.7m (H23 震災前 : 51.3m) で、約 0.4m の高低差がある。どちらも門の礎石として同時に使用していたとすると、礎石上面の比高差が大きくなる。一方で、北側礎石の下部に埋没する石材の上面は、明確ではないが、確認できる高さは標高 50.6m であり、南側の礎石との比高差は小さい。



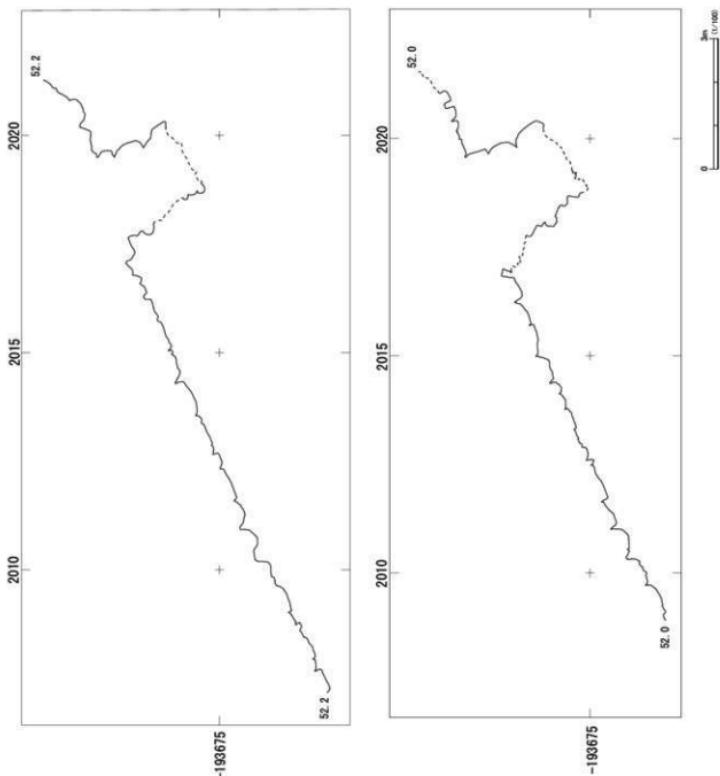


### 3. 出土遺物

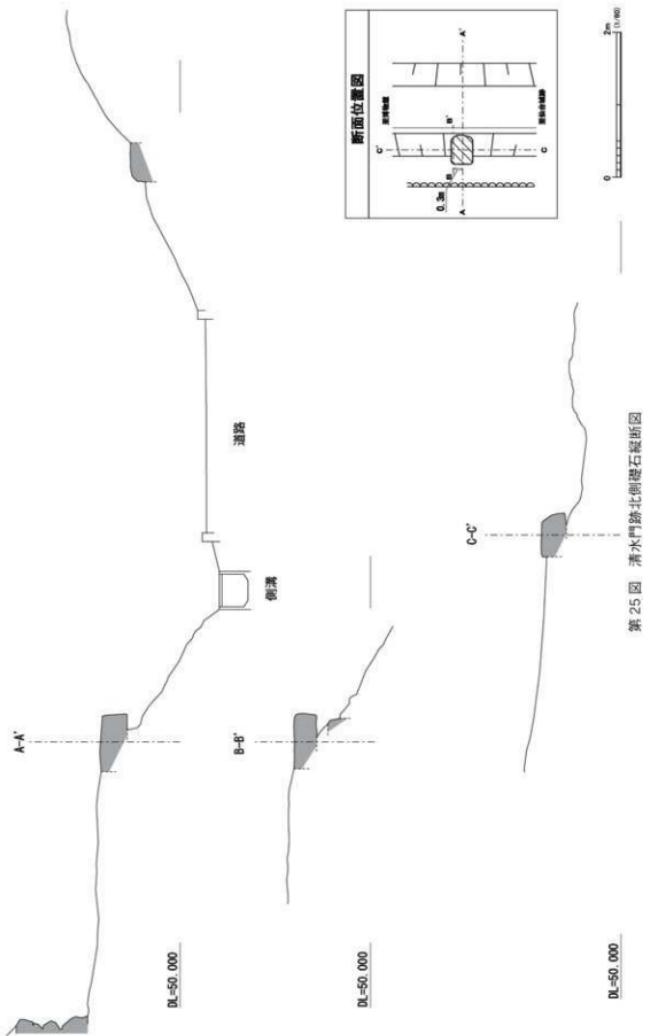
調査前の清掃時に清水門北側石垣の前面で採取した遺物について記述する。陶磁器4点、瓦94点を採取し、その内の6点を図示した。

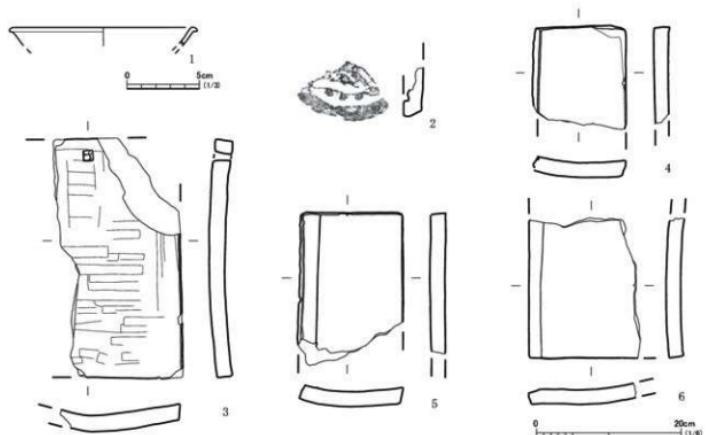
第26図1は陶器で、大堀相馬産の白濁釉皿と考えられる破片である。年代は19世紀代と考えられる。このほかに大堀相馬産の陶器や肥前産磁器の染付がある。

第26図2は軒丸瓦で、全体的に摩滅が顕著である。珠文が残っており、瓦当は珠文が付く巴文と見られる。第26図3は平瓦、第26図4・5は熨斗瓦である。第26図6は平瓦に似た形状で、側面端部を大きく面取りしている。瓦の種類は不明であるが、棟瓦の一種かもしれない。これらのほかに、丸瓦もあり、輪違いや棟瓦、駒瓦、崩瓦などもある。



第24図 清水門北側石垣横断図





出土 番号	遺物 番号	種別	遺構・層位	生産地	器種	製作年代	口径 (mm)	底径 (mm)	器高 (mm)	釉薬・文様等	備考	写真 図版
1	6	陶器	表採	大曽相馬	縦反皿か	19c代	(130)	-	(13)	白湯釉	9-1	
<hr/>												
2	4	軒丸瓦	表採	珠文三巴文	瓦当径(68~) 内区径(45~) 周縁径(21~) 周縁深さ(7~) 瓦当厚み(25~)		180				9-2	
3	10	平瓦	表採		前幅(145) 後幅(90)	長さ330 厚み22 孔15×13			1700		9-3	
4	3	堅斗瓦	表採		幅119 長さ(143~)	高さ23 厚み20 刻線の深さ3~4			560		9-4	
5	9	堅斗瓦	表採		幅138 長さ(210)	高さ30 厚み21 刻線の深さ6			960		9-5	
6	11	平瓦54	表採		前幅(147)	長さ(193) 厚み20			940		9-6	

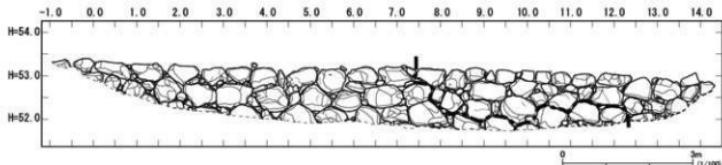
第26図 清水門北側石垣出土遺物

#### 4.まとめ

今回の測量調査で、清水門北側石垣と磚石について、東日本大震災後の現況データを取得することができた。

清水門北側石垣は、主に自然石を使用する石垣であり、周辺の石垣も自然石を主に使用している。巽門跡から沢門跡へと接続する登城路跡は、築城期の大手道とする考えもあり、より古い時期の石垣が残る可能性がある。A面石垣とその他の面の石垣では若干積み方が異なり、積み直しまたは付け加えられた石垣の可能性がある。

今回は測量調査であったため遺物は出土していないが、清水門北側石垣前面では陶磁器や瓦が表面採集された。陶磁器は数点であるが、瓦は比較的量が多く、清水門で使用された瓦の可能性がある。また、採集した瓦には壺で使用される瓦も含まれており、周囲に壺などの施設があった可能性がある。



第27図 A面石垣に見られる積み方の違い

図版 8



第34次 A面全景(1) (南から)



第34次 A面全景(2) (南西から)



第34次 A面全景(3) (南東から)



第34次 A・B面入角近景 (南西から)



第34次 B面全景 (西から)



第34次 C面全景 (南から)



第34次 D面全景 (東から)



第34次 D・E面入角近景 (南東から)

図版 9



第 34 次 E 面全景（南から）



第 34 次 石垣前面礎石遠景（北西から）



第 34 次 石垣前面礎石下部（南から）



第 34 次 清水門跡礎石遠景（北東から）



1



2



3



4



5



6



7

1・7 約1/3、 2~6 約1/6

図中 番号	遺物 番号	種別	種類	遺構・層位	生産地	器種	製作年代	口径 (mm)	底径 (mm)	器高 (mm)	釉薬・文様等	備考
7	8	磁器	染付	表揮	肥前		-	-		(20)		

第 34 次 出土遺物

## VII 総括

本年度は仙台城跡の調査として、登城路跡の遺構確認調査（第32次）と三の丸土塁の遺構確認調査（第33次）、清水門北側石垣の測量調査（第34次）を行った。以下では、主に調査成果と今後の課題について記述する。

第32次調査では、巽門跡西側から続く石垣の延長を確認した。構築年代は19世紀以降と考えられる。今回この石垣を確認したことで、三の丸（東丸）と造酒屋敷跡の境界と登城路の形状を知る手がかりが得られた。今後は、検出された石垣の更なる延長を確認することと、近世の巽門跡周辺での確実な登城路の路面を検出することが、巽門跡から清水門跡へと至る登城路の実態を明らかにするために必要である。

第33次調査では、土塁頂部で明確な近世の遺構は検出できなかつた。これまでの三の丸土塁の調査でも遺構は検出されていないため、魔城時には三の丸東側土塁の頂部に構築物は残されていなかつた可能性が出てきた。また、調査区の2区は子門の東側にあたり、近世の絵図で土塀の表現がみられる場所であるが、今回明確な遺構を検出できなかつた。三の丸土塁上における土塀等の消失時期の解明は今後の課題である。

第34次調査では、今回の測量によって、以前の測量成果との比較が可能になつた。これにより、石垣の変形具合を確認することができ、さらに石垣修復の際に基礎となるデータを取得することができた。今後はこれらのデータをどのように修復・整備につなげていくかを検討する必要がある。また、今回は測量調査のみ実施したが、周囲の発掘調査により、石垣の修復履歴を明らかにし、周辺の石垣も含めた、構築年代を明らかにすることが今後の整備に向かう課題である。

### 引用・参考文献

- 九州近世陶磁学会 2000『九州陶磁の編年』  
仙台市教育委員会 1985『仙台城三ノ丸跡』仙台市文化財調査報告書第26集  
仙台市教育委員会 2002『仙台城1』仙台市文化財調査報告書第259集  
仙台市教育委員会 2004『仙台城4』仙台市文化財調査報告書第271集  
仙台市教育委員会 2005『仙台城5』仙台市文化財調査報告書第285集  
仙台市教育委員会 2006a『仙台城6』仙台市文化財調査報告書第297集  
仙台市教育委員会 2006b『仙台城跡地震災害石垣復旧事業及び史跡整備事業報告書 中門跡・清水門跡』  
仙台市文化財調査報告書第299集  
仙台市教育委員会 2007『仙台城7』仙台市文化財調査報告書第309集  
仙台市教育委員会 2010『仙台城10』仙台市文化財調査報告書第374集  
仙台市教育委員会 2011『仙台城11』仙台市文化財調査報告書第395集  
仙台市教育委員会 2016『仙台城跡東日本大震災復旧事業報告書』仙台市文化財調査報告書第451集  
仙台市教育委員会 2018『仙台城13』仙台市文化財調査報告書第471集  
仙台市教育委員会 2019『仙台城14』仙台市文化財調査報告書第479集  
東北大学埋蔵文化財調査委員会 1994『東北大学埋蔵文化財年報7』  
東北大学埋蔵文化財調査研究センター 1998『東北大学埋蔵文化財年報9』  
東北大学埋蔵文化財調査研究センター 1998『東北大学埋蔵文化財年報10』  
東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2000『東北大学埋蔵文化財年報13』  
藤沢良裕 2006『瀬戸・美濃登窯製品の生産と流通』『江戸時代のやきもの』

## VIII 造酒屋敷跡調査の総括

### 1. 調査の概要

#### (1) 歴史的経緯

造酒屋敷跡は、三の丸（東丸）の南側に位置する曲輪で、巽門跡の西側、清水門跡の南東側に位置し、城内で酒造りを行っていた場所である。三の丸よりも一段高い曲輪で、屋敷地北側には、酒造りに利用されたとされる井戸跡が隣接する。この地は、慶長13年（1608）に仙台藩初代藩主伊達政宗が、徳川家重臣の柳生宗矩の紹介で、大和国（現在の奈良県）から又右衛門という酒造りの職人を招き、仙台城内の一角に屋敷地を与え酒造りに当たらせたとされる場所である。又右衛門は出身地にちなみ木櫃森（かやのもり）という苗字を名乗ることを許され、以後、櫃森家は明治9年（1876）に廃業するまで当地で「御酒屋（おさかや）」として藩主用や城内などで消費する酒の製造に携わっていた。

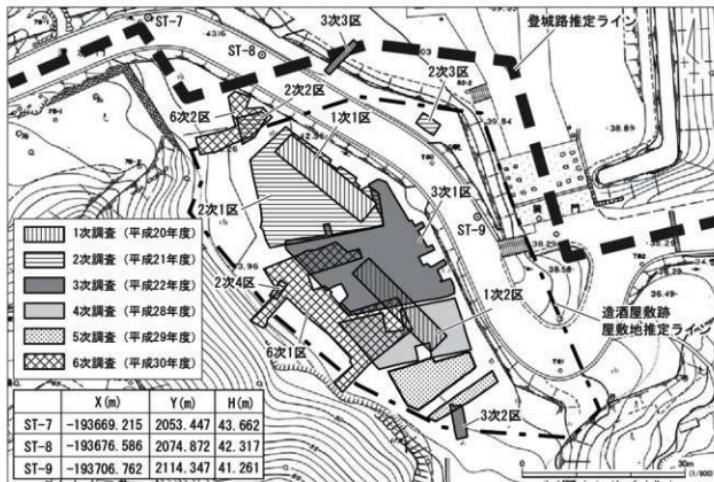
#### (2) 発掘調査の経緯と経過

造酒屋敷跡は、平成17年3月策定の「仙台城跡整備基本計画」で登城路整備ゾーンに含まれ、短期計画の整備対象となっているため、平成20年度から整備に向けた遺構確認調査が計画された。遺構確認調査は、平成20年度から平成30年度（平成23年度から平成27年度までは東日本大震災により休止した）までの間に6次にわたり行われた。

第1次（仙台城跡第21次）調査は、造酒屋敷跡に閑連する遺構の残存状況および配置を確認し、建物構造の解明に努めることを目的に行なった。南北に長い調査区を北半部（1区）と南半部（2区）に設定し、近世の遺構の残存状況を確認した結果、造酒屋敷跡に閑連する遺構が残されていることがわかった。

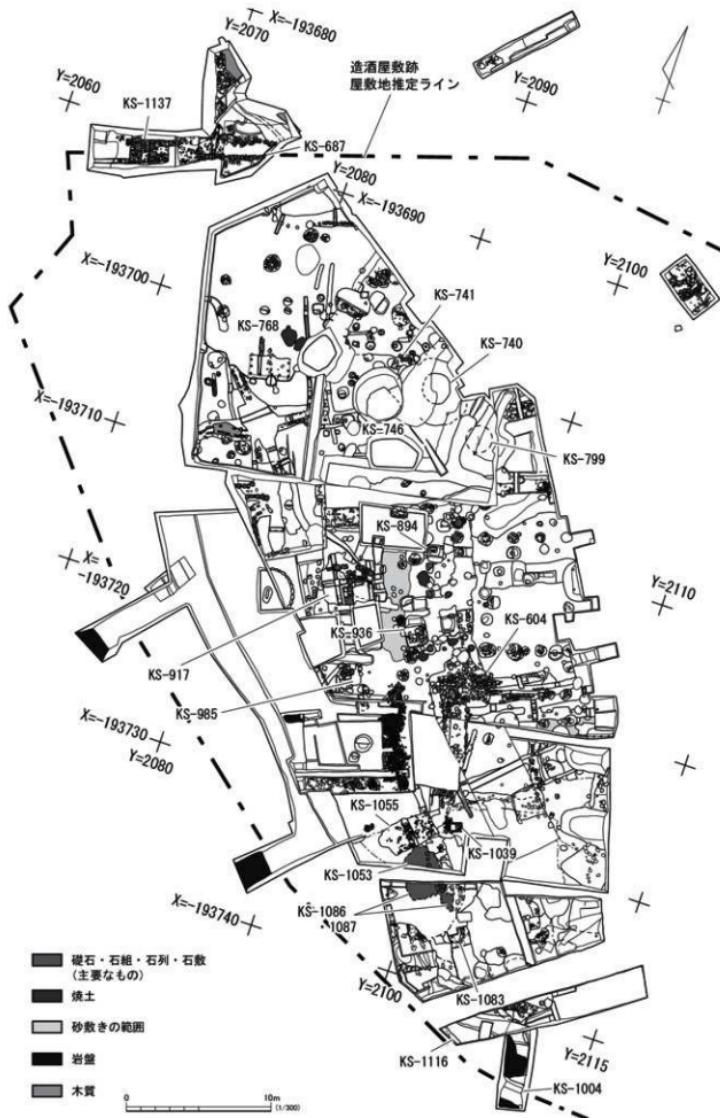
第2次（仙台城跡第23次）調査は、屋敷地や遺構などの位置および規模の確認を行なった。調査区は、屋敷地北半部（1区）と、北（2区）、東（3区）、西（4区）の屋敷地境界付近と考えられる場所に設定した。調査により、酒造に関わる遺構（井戸やカマド跡）や遺物を検出し、造酒屋敷跡で酒造りが行われたことが裏付けられた。

第3次（仙台城跡第26次）調査は、建物の位置および規模を確認し、屋敷内の構成を明らかにする目的で行った。



第28図 造酒屋敷跡調査区配置図

造酒屋敷跡調査の総括



第29図 造酒屋敷跡調査区平面図

調査区は、第1次調査で建物や酒造に関わると考えられる遺構が集中していることが確認された屋敷地中央部（1区）に設定し、複数の建物跡（1号～3号建物跡）や酒造関連遺構（カマド跡）を確認した。その他、南側の屋敷地境界付近（2区）と北側の三の丸（東丸）との境界付近（3区）に調査区を設定し、屋敷地境界付近での遺構の残存状況を確認した。

第4次（仙台城跡第27次）調査は、第3次調査で検出された建物跡や水利遺構の続きを確認し、遺構の全容を明らかにすることを目的に行った。調査区は第3次調査の南側に設定した。調査では、複数の遺構は確認できたが、建物跡などの規模を確定するまでには至らなかった。

第5次（仙台城跡第28次）調査は、未調査範囲が多い屋敷地南半部を対象に、第4次調査で検出された石敷遺構や水の処理に関わるとみられる遺構の拡がりの確認を目的に行った。調査区は、第4次調査の南側に設定し、石敷遺構の広がりを確認するとともに、岩盤を掘り込む遺構も検出され、水処理に係る遺構が屋敷地の南側に集中する状況を確認した。また、3次調査で検出された屋敷地南端の区画施設と考えられる溝跡の延長を確認した。

第6次（仙台城跡第30次）調査は、第3次調査や第4次調査で確認された2号建物跡の範囲を明確にすることと、屋敷地北辺部の遺構確認を目的に行った。調査区は、第3・4次調査区の西側（1区）と、2次調査2区を拡張する位置（2区）に設定した。調査では、2号建物の南辺部と屋敷地北辺を区画すると考えられる溝跡を検出した。

## 2. 検出遺構

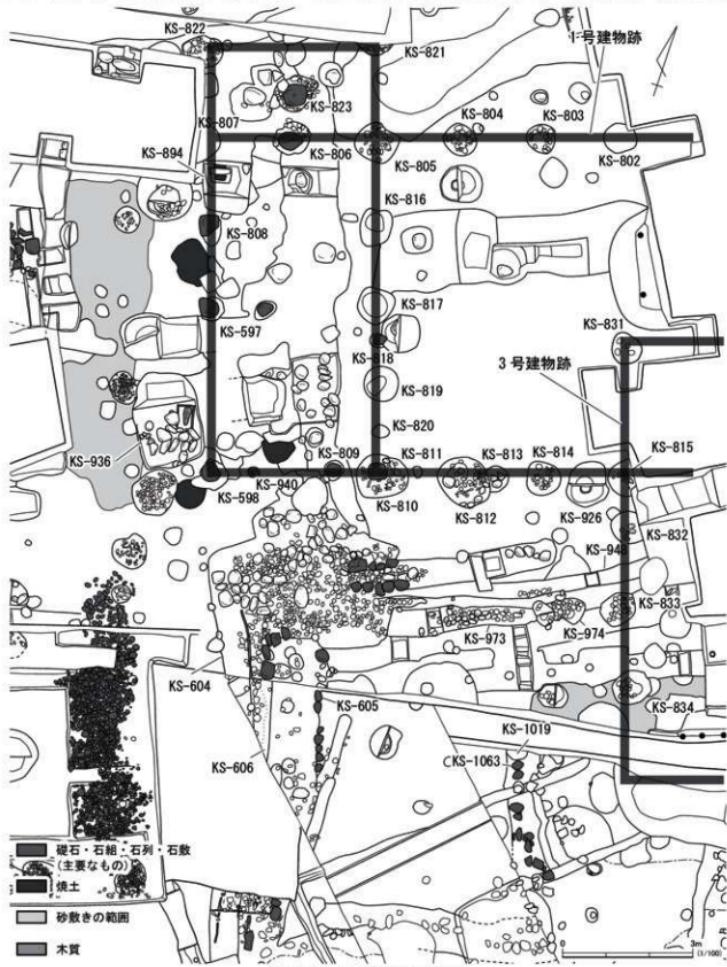
### (1) 建物跡と関連遺構

柱跡の可能性が考えられる遺構は多数検出されたが、ここでは建物跡として組み合う可能性がある遺構を報告する。その他、建物の柱跡の可能性が高いものについても報告する。なお、仙台城跡二の丸では、一間が六尺五寸（約197cm）から六尺三寸（約191cm）へと変化することが指摘されているため（東北大大学理文調査センター1998・2000・2005、東北大大学理文調査室2010）、それぞれの寸法で建物跡の組み合わせを検討した。

**1号建物跡** 2次調査1区東側で検出された。柱跡と考えられるのは、KS-597・598・802・803・804・805・806・807・808・810・812・814・815・816・817・819・821・822であり、その内、KS-597・598・806・808・810には礎石が残る。いずれも一間（六尺三寸）間隔で並ぶ。また、KS-809・811・818・820・823・940は、柱筋に乗る位置で柱跡からは半間離れることから、1号建物跡に隣接する柱跡と考えられる。建物跡の規模は東西5間以上、南北4間で、西辺から2間目の梁間に1間間隔で礎石跡が並び、建物跡北西部には南北1間、東西2間の張り出し部がある。張り出し部中央には納穴があるKS-823礎石がある。建物跡西側2間分は、礎石跡の痕跡がない箇所があり、礎石掘方も東側と比べ小さいものが目立つ。建物内部は、西側2間分は遺構の重複が多く、東側は遺構の分布が希薄で、建物内部の使用状況や存続時期の違いを表す可能性がある。遺物は、KS-812埋土から17～19世紀の陶磁器、KS-822埋土から漸戸美濃座染付端反碗（19世紀前葉～中葉、第33図3）、肥前産青磁染付碗（19世紀）、土師質土器皿、平瓦、丸瓦、KS-823埋土から平瓦が出土した。建物跡の時期は、KS-822出土の遺物から19世紀前葉以降と考えられる。

**2号建物跡** 2次調査1区西側、4次調査区西側、6次調査1区南側で検出された。柱跡と考えられるのは、KS-630・824・825・826・827・1059・1144・1150があり、KS-824・826・827・1059・1144が礎石跡、KS-630・825・1150が柱穴である。いずれも一間（六尺三寸）間隔で並び、規模は東西1間以上、南北は、柱跡が見られない箇所もあるが、8間以上と考えられる。その他、KS-628・828・965・1149は、1間間隔では並ばないが、柱筋に近接する遺構で、柱跡と想定した遺構から半間離れるものが大半を占める。そのため、2号建物跡に隣接する柱跡の可能性がある。建物内部には、南側にKS-994（1054）石敷遺構があり、KS-917カマド跡やKS-985炉跡も建物内に位置すると見られ、酒造りにおける蒸米の工程が行われた「釜場」の建物であった可能性が想定できる。また、1号建物跡との関係は、1号建物跡西辺から一間（六尺三寸）離れて隣接するため、同時期に存在していたとすると、接続する1棟の建物であつた可能性も考えられる。遺物は、KS-824埋土から京焼の色絵金彩皿（18世紀中葉、第33図4）、KS-826埋土から肥前産染付碗、KS-827埋土から產地不明の铁軸鉢、KS-1059掘方上面から大堀相馬産灰釉碗（18世紀代）、KS-1144掘方から大堀相馬産白濁釉小杯（18世紀後半～19世紀前半、第33図6）と瓦が出土した。建物跡の時期は、KS-1144出土の遺物から、18世紀後半～19世紀前半頃と考えられる。

3号建物跡 2次調査1区東端で検出された。柱跡と考えられるのはKS-831・832・833・834で、いずれも礎石跡である。それぞれが一間（六尺五寸）間隔で並び、周囲の状況から、建物は東に広がると考えられる。規模は南北4間以上で、北と南に防空壕が位置するため不明確であるが、南北それに1間分伸びる可能性もある。1号建物跡と直接の切り合い関係がないため新旧は判断できないが、一間が六尺五寸と考えられることから、1号建物跡よりも古い建物跡



第30図 1・3号建物跡平面図

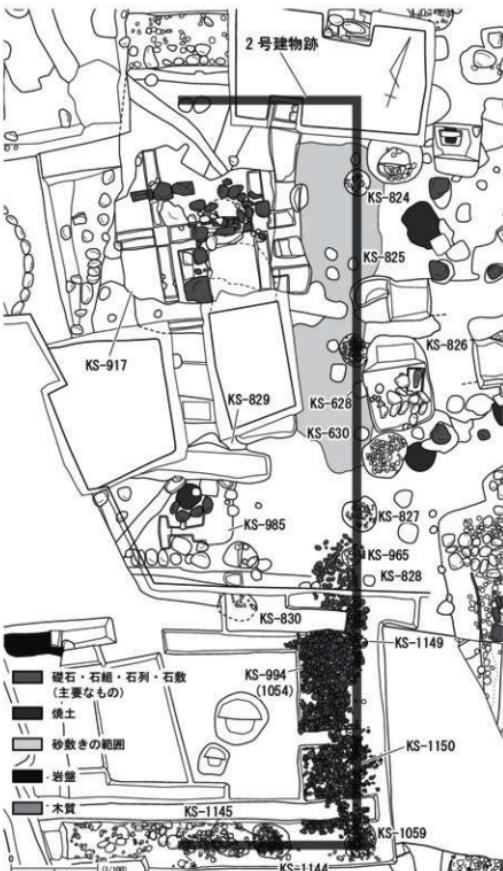
と推定される。しかし、切り合ひ関係がなく1号建物跡東側は一間を六尺五寸としても間隔が合うため、1号建物跡に付属する建物や内部の柱跡の可能性もある。遺物の出土はないが、柱間隔が一間六尺五寸であるとすると、17世紀代に囲る可能性も考えられる。

その他の関連遺構 建物の柱跡の可能性が高い遺構を報告する。1～3号建物跡の南北軸は、いずれも真北方向から西へ約18.5°振れるため、この軸に平行または直交して並ぶ遺構は建物跡の可能性を想定した。

KS-605・1019・1063 1次調査2区中央部(3次調査1区南端)、4次調査区中央部北側で検出された、南北方向に延びる石列である(第30図)。「一間が六尺三寸とすると2間半離れて平行するが、北辺と南辺が不明であり、建物跡として復元はできなかつた。KS-605から磁器が出土したが、遺構の時期は不明である。

KS-813・926 1号建物跡南辺上で検出された(第30図)。3号建物跡から半間(一間六尺五寸換算)離れ、3号建物跡との関係が想定されるが、1号建物跡の南辺上にも位置し、その前身の建物の可能性もある。遺構の時期は、KS-813が1号建物跡より古い遺構であることから、19世紀以前の年代が考えられる。

KS-829・830・1145 3次調査1区南西部、6次調査1区南側で検



第31図 2号建物跡平面図

出した(第31図)。2号建物跡の内部で検出されているが、KS-1145は2号建物跡の礎石跡に切られている。一間六尺三寸で、KS-829とKS-830は2間、KS-830とKS-1145は3間離れ、2号建物跡に関わる柱跡の可能性も想定される。遺物は、KS-1145掘方から、大瓶相馬座白濁釉小杯(18世紀後半～19世紀前半、第33図7)が出土した。

## (2) 酒造遺構と関連遺構

一般に発掘調査で検出される酒造関連遺構には、精米工程の白屋、洗米工程の井戸や洗い場、蒸米工程でのカマド、圧搾工程の搾り場(男柱と垂壺)がある。調査では、検出した遺構すべてを掘削していないため、その性格を明らかに

にできていない場合が多いが、ここでは可能性があるものも含めて報告する。

**井戸跡** 3基の井戸跡が検出され、仙台城跡でこれまでに検出された井戸跡の中でも大型のものである（第29図）。

KS-740 2次調査1区東側で検出した。平面形は、上半部の大半を失うが、掘方はやや不整形な円形で、井戸側は円形である。規模は、掘方が東西5m以上、南北4.4m、井戸側が直径2.1mである。遺物の出土はなく、時期は不明であるが、掘方がKS-746に切られており、18世紀以前の井戸跡の可能性がある。

KS-746 2次調査1区中央部東側で検出した。平面形は、掘方が円形で、井戸側は略方形と考えられる。規模は、掘方が東西3.5m、南北3.85mで、井戸側は不明である。遺物は、陶磁器や土師質土器、瓦質土器、金属製品、木製品、石製品などが多く出土し、特に木製品は、木簡をはじめ、漆器碗、下駄、箸、樽や桶の部材、栓など豊富な種類が出土した。遺構の時期は、出土陶磁器が18世紀を中心とし、寛保2(1742)年の暦とみられる京焼唐手筒茶碗や「権森寺左衛門」と記された木簡などから、18世紀代と考えられ、19世紀代まで使用していた可能性も考えられる。

KS-799 2次調査1区東端で検出した。掘方は不明であるが、防空壕の壁面で井戸側の板材がL字状に確認された。出土遺物には瓦があるが、時期は不明である。

**洗い場遺構** 洗い場の可能性があるものは複数検出されたが、井戸跡との関係が不明確なものが多く、断定するには至らなかった。ここでは可能性があるものを抽出して報告する（第29図）。

KS-741 2次調査1区東側で検出し、KS-740井戸跡北側に隣接する。径約25～40cmの扁平な石材が集中して6石確認された。出土遺物はなく、時期は不明であるが、KS-740に接しており、関連する施設の可能性がある。

KS-1053・1086・1087 4次調査区南端部、5次調査区北端部で検出した。径2～5cm程の円礫を敷き詰めた遺構で、東西2.6m、南北3.6mの範囲で広がり、KS-1053では東寄りに上面が平坦な径20～30cm程の円礫が3石並び、KS-1087では径20～30cm程の円礫9石が隣接して検出された。遺物は、KS-1053上面で18世紀代の大堀相馬産陶器が出土した。遺構の時期は、KS-1086・1087が構築された整地層の年代から19世紀前半頃と考えられる。

KS-994(1054) 3次調査1区南東部、6次調査1区南側で検出した。径10～20cm程の円礫を敷き詰めた遺構で、2号建物跡内部と想定される位置で、東西1.9m、南北6.9mの範囲を確認した。2号建物跡閑闋の施設と考えられる。遺物は、上面から17～18世紀頃の肥前産磁器が出土し、遺構の時期は18世紀以降と考えられる。

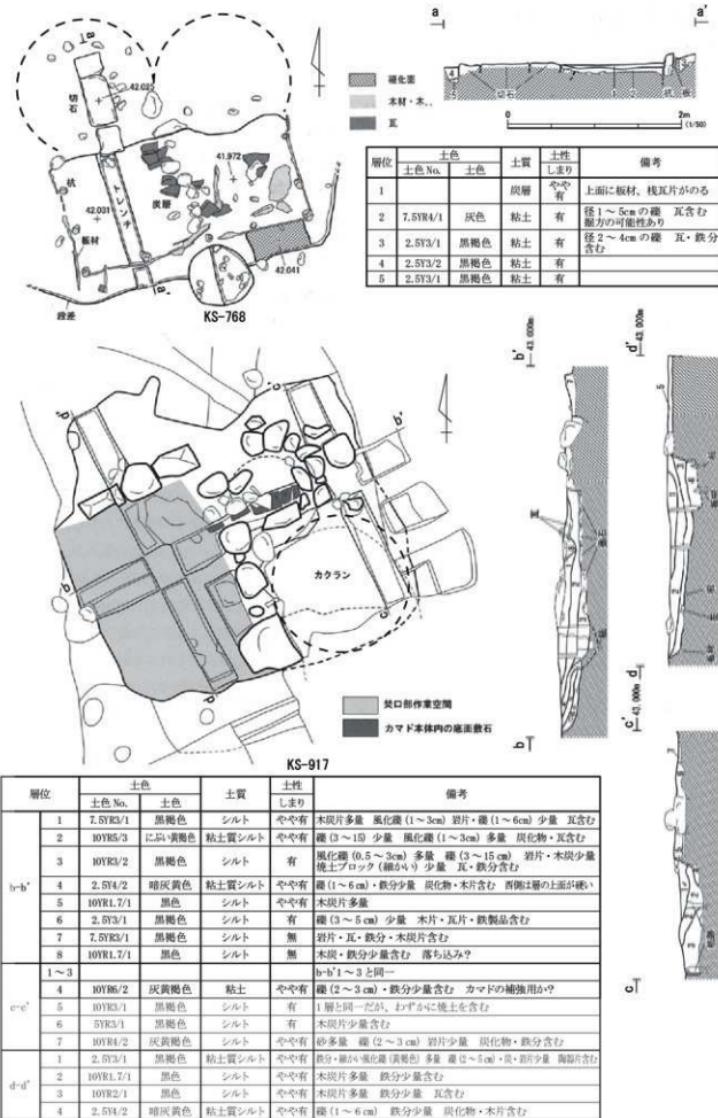
**カマド跡** 2基のカマド跡が検出された（第32図）。いずれも半地下式の作業場と燃焼部で構成され、兵庫県伊丹郷町遺跡で検出された酒造用のカマド跡と類似した構造を持っている（小長谷・川口1996、赤松2019）。

KS-768 2次調査1区中央西側で検出した。燃焼部の一部とそれに付属する半地下式の作業場を確認した。燃焼部は大半が削平され、灰の引き出し構底面に敷かれた板石だけが残る。板石は長さ1.2m、幅50cm程で3石配置され、中央部は南北方向に浅く凹む。確実な燃焼部は1基であるが、伊丹郷町遺跡の例では2基備えるのが大半であり、本遺構も本来は2基あったと考えられる。作業場は平面形が長方形で、側壁は東西辺と南辺に板材が残り、板材を支える径12cm程の杭が9本検出された。規模は東西2.8m、南北1.15mで、床面には炭が一面に堆積する。遺物は、19世紀前葉の瀬戸美濃産染付反碗（第33図1・2）や桙瓦などがあり、遺構の時期は19世紀前葉以降と考えられる。

KS-917 3次調査1区中央西側中央部で検出した。燃焼部1基と半地下式の作業場を確認した。2号建物跡内部に位置すると想定される。燃焼部は規模が径約70cmで、円形に並べられた二重の石材を基礎とする。底面には灰の引き出し溝に伴う敷石が6石並ぶ。本遺構も本来は2基の燃焼部を持つと考えられるが、擾乱により不明である。作業場は平面形が長方形で北側に突出部を持ち、規模は南北2.4m、東西1.6mで、南側の床面は砂敷きとなる。側壁は不明であるが、北辺と東辺に加工された石材が検出され、石積みの可能性がある。遺物は、肥前産小型瓶・染付碗、大堀相馬産小坪（18世紀後半、図33図5）、瓦質土器、瓦、金属製品が出土し、遺構の時期は18世紀後半以降と考えられる。

**押し場遺構** 明確な押し場遺構は検出されていないが、ここでは可能性の高い遺構について報告する（第29図）。いずれも男性に閑連する遺構であり、垂蓋に閑連する明確な遺構は掘削を行った中では見いだせなかつた。

KS-894 3次調査1区中央部で検出した（第30図）。平面形は、北側が不明で全体形は不明であるが、南北に長い長方形で、規模は東西1.1m、南北1.8m以上である。遺構内から3点の木材が検出された。底面では、残存する大きさが28×15cm、高さ29cmの角材が検出され、サブトレンチ北壁と南壁で木材の一部が検出された。これらの木材が男柱とそれを支える横木の可能性があるが、特定するには至らなかつた。遺物は、肥前産染付碗、大堀相馬鐵軸鍋、



第32図 カマド跡平面図・断面図

瓦、漆器碗が出土したが、時期が判明する遺物ではなく、遺構の時期は不明である。

KS-1055 4次調査区中央部西側で検出した（第29図）。平面形は東西に長い長方形で、南西辺の一部が突出し、北東辺には溝が接続する。規模は長軸3.5m、短軸2mで、南西部は長さ0.4m、幅1.0mで突出する。底面は確認できなかつたが、深さ35cm以上である。上面に多数の円窓が散在し、幅15cm、長さ60cmの木材も検出された。また、サブトレンチ内からは板材2点、杭6点が検出された。中央付近で検出した板材は、遺構の長軸と平行し、厚さ6cm以上、高さ14cm以上あり、角材の可能性もある。出土遺物には、陶磁器や土師質土器、瓦質土器、瓦、木製品、金属製品があり、埋土から18世紀後半頃の肥前産染付蓋が出土した。遺構の時期は18世紀後半以降と考えられる。

#### (3) 屋敷地境界に関連する遺構

屋敷地の境界にわける施設と考えられる遺構について報告する（第29図）。

KS-687 2次調査2区、6次調査2区東側で検出した。北側の境界に関連する遺構と考えられる。東西に延びる石組遺構で、南北2列の石列で構成される。南側の石列は、3～4段程度積まれていると見られ、やや平坦な面を描んで配置される。一方北側の石列には、意図的に積まれた状況は確認できない。本遺構は、石組もしくは区画施設の基礎である可能性が考えられる。規模は上端幅80cm、下端幅50cm、深さは55cmである。出土遺物には土師質土器皿があるが、時期は不明である。遺構の時期は、本遺構構築後に、18世紀後半～19世紀前半頃と考えられるKS-1137が構築された可能性が高いことから、それ以前と考えられる。

2次調査4区検出溝跡 2次調査4区で検出した南北に延びる溝跡である。埋土からビニールが出土しており、新しい溝として報告されているが、後述するKS-1137とKS-1116の延長線上に位置し、西側の境界付近に設けられた溝跡と考えられる。

KS-1004・1116 3次調査2区南側、5次調査区西端で検出した。KS-1004は幅1.5m、深さ0.75m、KS-1116は幅0.4m以上、深さ0.1m以上であり、いずれも岩盤を掘り込んで構築される。遺物は瓦や木製品が出土した。造酒屋敷跡南端部付近で検出された比較的大型の溝であり、屋敷地を区画する施設の可能性が考えられる。

KS-1137 6次調査2区で検出した南北に延びる石組の溝跡である。規模は上端幅65cm、下端幅54cm、深さ45cmで、溝跡の側壁に矢穴や加工された痕跡を持つ石材が使用される。遺物は、陶磁器や土師質土器、瓦、木製品、石製品が出土し、底面近くからは17世紀後半～18世紀前半の肥前産陶器鉢が出土した。遺構の時期は、溝跡を覆う盛土から出土した小野村馬産皿や瀬戸美濃産染付碗から、18世紀後半～19世紀前半頃と考えられる。

#### (4) その他の遺構

ここでは、建物跡や酒造り、屋敷地などに直接関係するか不明であるが、特筆すべき遺構について報告する。

KS-604・606・948・973・974 1次調査2区中央部、3次調査1区南側で検出した遺構で、円窓が充填された方形の土坑（KS-604）とそれに接続する石組で構成される（第30図）。土坑部分は平面形がやや不整形な方形で、北側が突出し、突出部には比較的大型の円窓が多い。規模は東西4.3m、南北3.8mある。東側の溝との接続部分は石組みとなる。この構跡に数条の溝跡が重複するが（KS-948・973・974）、本来はKS-604に接続していたと考えられる。また、南側にも溝跡が接続し、こちらは木桶（KS-606）である。遺物は、埋土中から肥前産染付碗・皿、肥前産陶器刷毛目文碗、瀬戸美濃産碗、大堀相馬産灰釉碗、在地産鉄釉豆甕、土師質土器皿、瓦、かんざし、鉄釘などが出土した。出土した陶磁器は17世紀後半～19世紀前半のものであり、遺構もこれらの時期に機能していたと考えられる。

KS-936・1039・1083 3次調査1区中央部（KS-936）、4次調査区中央部（KS-1039）、5次調査区西側（KS-1083）で検出した木棒である（第29図）。KS-936・1083は土坑内で検出され、KS-1039は整地層を掘り込んで構築されている。用途は不明であるが、KS-1039では底面に植物質の材を敷き、隣接して石敷きが確認された。

KS-985 3次調査1区南西部で検出した炉跡で、2号建物跡内部と想定される位置にある（第31図）。大型の掘方を伴い、燃焼部は円形で周囲を石材で囲む。規模は径61cmである。掘方は五角形に近い方形で、南北256cm、東西142cm、深さ40cm以上であり、東辺で土留めと見られる板材の痕跡が確認された。本遺構は炉跡と報告されているが、掘方の規模が大きく、側壁と考えられる痕跡があるため、酒造用のカマドの可能性もある。遺物は、燃焼部から肥前産青磁中皿（17世紀）、在地産鉄釉鉢、瓦が、掘方上面から肥前産染付碗（18世紀後葉）、瓦が出土した。

### 3. 出土遺物

造酒屋敷跡では各種の遺物が出土しているが、ここでは主要な遺物について触れる。

#### (1) 陶磁器

調査では、海外（中国）も含め、日本各地の製品が出土している。陶器では肥前、備前、丹波、京、信楽、瀬戸美濃、常滑、志呂呂、岸、相馬、堤、中国である。磁器では肥前、瀬戸美濃、切込、中国である。これら陶磁器の器種には、食膳具（碗、皿、蓋、小壺、鉢、土瓶、徳利、瓶類、散蓮華）、貯蔵具（甕、大甕、小甕、豆甕）、調理具（擂鉢、鍋）、その他（灯明皿、燭台、器台、紅皿、仏壇、茶入れ、灰落とし、花生、香炉、天目茶碗）などがあり、磁器に比べて陶器のほうで豊富な器種が出土した。碗や皿などの食膳具以外に、茶道具や化粧道具、仏具が含まれており、造酒屋敷跡は酒造りの場だけではなく、樞森氏の日常生活の場でもあったことが想定される。そのほか、特徴的な器種として大甕があり、酒造に関わる遺物として注目される。小壺は、仙台城内の他の地区に比べて出土数が多く、酒造に関わる遺物の可能性がある。また、豆甕は、仙台城跡とその周辺で出土するが造酒屋敷地内で比較的多く出土している。

年代は、16世紀末～19世紀中葉までの各時期のものがあり、近世を通じてこの場所が利用されていたことが窺える。時期別の様相は、遺構からの一括遺物がほとんどないため数量や組成の特徴を比較することは難しいが、おおまかに傾向として陶器と磁器ともに17世紀後半以降のものが多い。磁器では17世紀前半のもののが少ないに対して、陶器では磁器よりも多く見られる。相対的に17世紀前半の陶磁器が少なく、器種の多くが皿類であることは、二の丸跡の調査成果と類似する傾向がある（東北大学埋蔵文化財調査研究センター 1998）。

出土場所での傾向は、磁器では3次調査1区周辺で各時期のものがまんべんなく見られ、4次調査区周辺では17世紀～18世紀前葉のものが多く、2次調査1区周辺では18世紀以降のものが多い傾向にある。陶器でも、おおむね磁器と同じ傾向があるが、2次調査1区周辺では17世紀前半のものが比較的多い。

#### (2) 瓦

出土した瓦には、軒丸瓦、軒平瓦、滴水瓦、軒桟瓦、丸瓦、平瓦、棟瓦、熨斗瓦、面戸瓦、輪違い、平板、崩瓦、伏間瓦、駒瓦、鬼瓦、鰐瓦、飾り瓦がある。これらは調査区全体で出土するが、2次調査1・2区周辺で多く、特に2次調査3区では1mあたりの出土点数が突出して多い。これらのことから、屋敷地北側に瓦葺きの建物が多かった可能性がある。さらに、屋敷地境界付近での出土が顕著であることから、斯などに瓦が利用されていた可能性も考えられる。

軒先瓦には城内で出土する各種のものが見られる。軒丸瓦には、三巴文や珠文、九曜文、三引両文があり、桐文も出土している。軒平瓦では、菊花文、桔梗文、花菱文、三葉文、梅文があり、滴水瓦（菊花文）も出土している。軒桟瓦には三巴文があり、樞森氏の家紋である二つ丁子文も出土した。これらの軒瓦で特徴的なのは、城内で一般的に出土する鉢文の軒平瓦が含まれず、追廻や二の丸北方武家屋敷ではあまり出土しない、菊花文や桔梗文、花菱文が主体的な点である。また、軒丸瓦には九曜文や三引両文があり、藩が管理する建物に使用されていた可能性がある。桐文の軒丸瓦や滴水瓦については、城内での使用状況を考慮して、造酒屋敷跡で使用されていたのか検討する必要がある。樞森氏の家紋である二つ丁子文の軒桟瓦については、出土量が少なく、出土場所も屋敷地の境界付近で出土していることから、屋敷地へ入る門などの特定の場所で使用された可能性が考えられる。

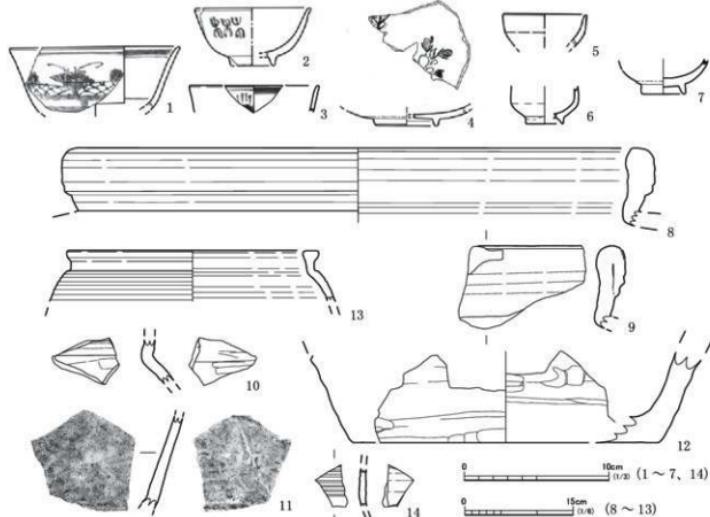
#### (3) 遺酒関連遺物

酒造りに関連する遺物として、陶器では備前産大甕（第33図8～14）、木製品では桶や樽など（第34図1～13）がある。備前産大甕を除いて、酒造に関連する木製品はほとんどがKS-746井戸跡から出土している。

KS-746井戸跡から出土した桶や樽と見られる木製品には、側板や把手、蓋板、底板、タガ材、クサビ、栓がある。側板には全体の長さがわかるものではなく、多くはノコギリで切断された痕跡が確認され、作り直しや解体、再加工に伴う痕跡と考えられる。同様の痕跡はタガ材にも認められ、不要となった桶や樽を一括して廃棄した可能性も考えられる。出土した側板の中には、厚さ3cm以上あるものや直径が2.15mと推定される蓋板もあり、酒造用の大桶と想定される。クサビは側面が三角形のものが主体であるが、中央が座むM字状のものも確認され、側面に貫通する孔があけられるものもある。栓はいずれも円錐台状で、上部に穴があくられるものや切込みがあるもの、柿渋が塗られたものなどもある。柿渋は、天賀酒造の例によると（仙台市教委2006b）、酒造用の桶に雑菌やカビの付着を防ぐために塗られる場合があり、柿渋が塗られた栓も同様の効果を得るために塗られた可能性が考えられる。なお、桶の側板にも

補陥を塗った可能性があるものが存在する。また、栓には細長いものもあり、角樽用の栓の可能性が想定され、出土した把手と併せて、造酒屋敷からの酒の運搬方法の一端を考えるうえで注目される遺物である。

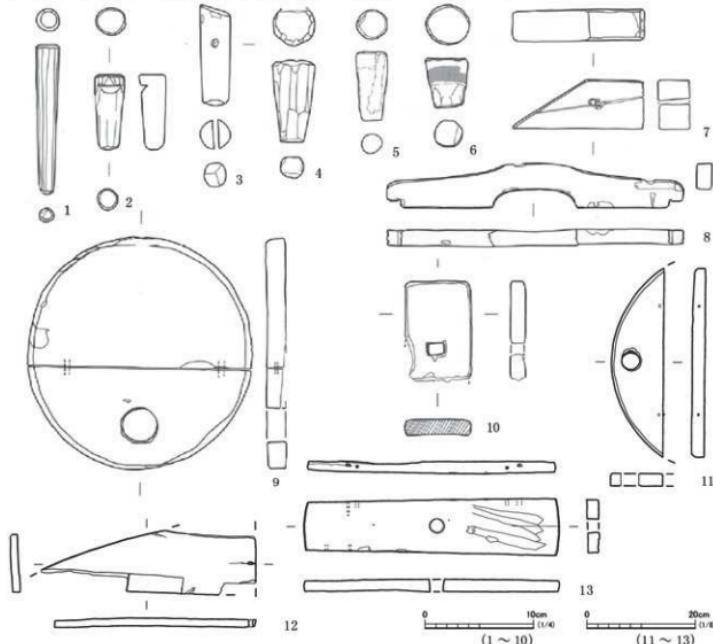
備前産の大甕は、破片で複数出土しており、口縁部形態などから少なくとも2個体以上ある。備前産の陶器は接合後の破片数で34点あり、その全てが大甕ではなく、甕が1個体以上、徳利の破片1点が含まれる。備前産陶器は、2次調査で19点（1区18点、2区1点）、3次調査で12点（1区11点、3区1点）、5次調査で1点、6次調査で2点（1区2点）出土しており、屋敷地北側で多く出土する傾向がある。これら備前産陶器の時期は、破片資料が多く明確ではないが、大甕は口縁部形態が16世紀後葉～17世紀前葉頃のものと類似する。甕は17世紀代と考えられ、徳利は17世紀末～18世紀初頭頃と考えられる。大甕の年代を17世紀前葉であるとすると、権森氏の来仙に伴って持ち込



団中 番号	登録 番号	種別	種類	遺構・層位	生産地	器種	製作年代	口径 (mm)	底径 (mm)	高さ (mm)	釉薬・文様等	備考	写真 図版
1	J-169	磁器	染付	KS-768 墓土	瀬戸美濃	端反襯	19c 前	(118)	-	-	粗根 草文		
2	J-164	磁器	染付	KS-768 墓土	瀬戸美濃	端反襯	19c 前	(80)	(36)	(40)	西氏香文	甕・口縁(1区)あり	
3		磁器	染付	KS-822 墓土	瀬戸美濃	端反襯	19c 前	(96)	-	(19)		今回実測	
4	I-246	陶器		KS-824 墓土	京信楽	直	18c	-	(44)	-	色絵金彩草花文		
5	I-243	陶器		KS-917 墓土	大瀬相馬	小环	18 c 後～19c 前	(58)	-	-	白高輪		
6	I-346	陶器		KS-1144 郡方	大瀬相馬	小环	18 c 後～19c 前	-	(24)	-	白高輪	今回実測	
7	I-336	陶器		KS-1145 郡方	大瀬相馬	小环	18 c 前～19c 前	-	30	-	白高輪		
8	I-278	陶器			備前	大甕	17c	(813)	-	-	内外塗土		12-1
9	I-335	陶器	表様		備前	大甕	17c	-	-	-			12-2
10	I-227	陶器	規足		備前	大甕	17c 前	-	-	-	内外塗土	今回実測	12-3
11	I-308	陶器		KS-1076 墓土	備前	大甕	17c	-	-	-			12-4
12	I-163	陶器			備前	大甕	17c	-	(425)	-	内外塗土	底部鰐道具痕あり	12-5
13	I-358	陶器			備前	甕	17c 代	(348)	-	-	内外塗土	今回実測	12-6
14	I-230	陶器	徳利	KS-716 墓土	徳利	17c 後～18c 初	-	-	-	-	浜目 塗土	今回実測	12-7

第33図 造酒屋敷跡出土陶器

まれた可能性があり、造酒屋敷跡の成立年代と関係する。仙台城跡で備前産陶器は、隣接する三の丸（東丸）でも、水指や便利、擂鉢の破片が4点出土している。また、二の丸跡や北方武家屋敷地区では、備前産陶器はほとんど出土していない。追跡地区では6点出土しているが、器種は盤や瓶類である。城内でも大甕が出土するのは造酒屋敷跡だけであり、このことからも備前産大甕が酒造りに関連する遺物であることが窺える。



団中 番号	登録 番号	種類	遺構・部位	法量(㎜)	備考
1	L-137	栓	KS-746 埋土	全長 138 最大径 21	酒樽用の栓か。
2	L-133	栓	KS-746 埋土	全長 69 幅 27	面取りあり 細搗け用の切込みか。
3	L-135	栓	KS-746 埋土	全長 93 幅 29 厚さ 27	1箇所孔がある 上が斜めになる
4	K-138	栓	KS-746 埋土	全長 75 最大径 37	
5	L-134	栓	KS-746 埋土	全長 63 最大径 28	柿渋(茶色)塗り 表面の摩耗、剥落が著しい 上端面取り
6	L-136	栓	KS-746 埋土	全長 46 最大径 40	柿渋(黒色)が帯状に分布
7	L-139	クサビ	KS-746 埋土	全長 120 幅 45 厚さ 29	孔径 5×側面中央に穴 3つ(普通穴 2つ)
8	L-129	把手	KS-746 埋土	全長 24 幅 272 厚さ 14	柿渋の把手 板目材
9	L-115	蓋(楕)	KS-746 埋土	全長 267 幅 213 厚さ 18 直径(208) 孔直徑 32	木軒2つ 楕円上部面取り(十形) 直2枚組 2枚の板いはずれも板目材
10	L-128	柄	KS-746 埋土	全長(94) 幅 62 厚さ 14	柄の舟材 把手穴あり 下部欠損 面取り
11	L-117	蓋(楕)	KS-746 埋土	全長(348) 幅 96 厚さ 23 径(420) 孔直徑 35	板目材 部材 2枚以上 穴の直角 3枚 木軒1つ 本軒孔1つ 面取り断面形多形 裏面(内側) 黒色漆料(柿渋か、光沢なし)
12	L-118	蓋(大椭)	KS-746 埋土	全長(394) 幅(118) 厚さ 14 直径約 215 ㎝	斜穴1つ 楕円材 5尺あるいは6尺桶か 大型桶蓋材 切込み加工あり 片面黒色漆渋
13	L-119	蓋か	KS-746 埋土	直径 469 幅(104) 厚さ 22 孔直徑 24	円孔あり 両側面面取り 斜穴7つ 斜面幕垂王状 蓋の底板か

第34図 造酒屋敷跡出土木製品

#### 4. 文献・絵図

##### (1) 造酒屋敷の研究史と位置づけ

本節では造酒屋敷に関わる文献史料・絵図を集成し検討する。これまで6次にわたる発掘調査から、酒蔵に関する遺構と職人樋森氏の存在が明らかになってきている。また、造酒屋敷に関わる古文書類（書状や文献等）や古記録（藩史）、絵図（城絵図）においても仙台城内の酒蔵の存在が確認でき、樋森氏による城内での酒造りの実態や建物の全容を考える上で大きな示唆を与えてくれるものと言える。

柳生宗矩（むねのり）の紹介で慶長13年（1608）に奈良から又右衛門という職人を招聘し、仙台城の一角に酒蔵と屋敷を与えて酒造にあたらせ、出身地にちなんで樋森の苗字を名乗ることを許したとあるが（仙台市史編さん委員会2003）、これらの内容は寛延元年（1748）に6代目当主樋森与左衛門により書かれた由緒書「樋森与左衛門書上」（以下、「書上」とする）によるものである。又右衛門の来仙から140年後の記録ではあるが、唯一樋森氏が家の歴史をまとめたものとして多く参考にされている。この文書は、樋森氏の子孫が所蔵する「樋森文書」（大泉文書）群の一つである。なお、「樋森文書」は現在所在不明となっている。

昭和の初期には、「宮城県酒造史別編」（以下、「別編」とする）で「樋森文書」から樋森氏の検討が加えられており、これは樋森氏をまとめた唯一の研究である。「別編」には多くの「樋森文書」が翻刻収録されている（早坂1962）。

これらを踏まえ上で、造酒屋敷に関係する文献史料・絵図を集成し、紹介する。

##### (2) 政宗関係文書

伊達政宗が仙台城に入城し、普請が完了したのは慶長7年（1602）である。「書上」（第6表No.23）によれば、その6年後の慶長13年（1608）に大和国（奈良県）から雲野又五郎（樋森又右衛門）を仙台に呼び寄せ、城内（注1）に「御用酒屋」が造られたことにより御酒屋樋森氏が成立する。政宗期の造酒屋敷に関係する一次史料としては、政宗自身が発給している書状が16点存在し、そのうち樋森自身に宛てた書状8点確認されている（第3表）。ここでは主に政宗期の造酒屋敷について、政宗関係文書からみていきたい。

###### 造酒屋敷の始まりを示す文書

造酒屋敷に関係すると思われる史料の初出は、慶長12年（1607）か慶長15年（1610）と推定されている、政宗直筆で茂庭綱元に送った「茂庭石見守綱元宛書状」（第3表No.1）である。『市史城館編』では「雲野又右衛門が城内に酒蔵を拝領した関連史料」とその関連性が指摘されている（仙台市史編さん委員会2006）。この書状からは、酒職人を新たに仙台に呼び寄せ酒造廠と屋敷を政宗による造作で用意したことはわかるが、樋森氏の名は確認できない（注2）。しかし、文面を追っていくと樋森氏を窺わせる内容を読み取ることができる。まず「ちんきやくなとのため」と要人に対する贈答目的でもあることが記載され、第3表（No.11,13,14,16）の政宗文書をみると贈答品としての使用が認められる。次に「可然ものをでしに三人ほどもつけ候て」と人を付ける記載があり、樋森氏に対する藩からの支給を示す書状（第6表No.19）にも「人足」が含まれていることが確認できる。元禄2年（1689）の書状（第6表No.20）では、これまで樋森氏に「定付御人足三人」が預けられていたが、この時1人削減するとあることから、元禄2年以前までは定付に3人付いており、3人という人数が「でし三人」を窺わせる。さらに「さけつくり候もの、来年ハのせく候」であり、この文書の出されたのが慶長12年として、来年には酒職人が来る背景を鑑みれば、「書上」の慶長13年の又右衛門の来仙と時期的に一致する。

以上のことから、「茂庭石見守綱元宛書状」にみられる「さけつくり候もの」は樋森氏を指している可能性が高いと考えられる。慶長12年、政宗が江戸にいる間に酒職人（又右衛門）の紹介があり、国元の綱元にその内容を伝えている様子がこの史料から読み取れる。造酒屋敷において重要な一次史料と言える。

###### 藩御用酒の生産について

元和5年（1619）に政宗から仙台藩出入司（藩財政の総責任者）である馬場親成および渡辺一綱に出された黒印状（第3表No.6）をみると、元和4年（1618）までは毎年60石ずつの酒造原料米を政宗黒印状によって樋森氏に渡されている。このことから原料米は基本的に藩からの支給であったことがわかる。さらに御用酒用に元和6年までの原料米として300石渡しており、毎年60石に対し足りない場合はその都度、支給されていたことも窺える。さらに、原料米以外の藩による支給品を示すものとして、少し時代が下るが、天和元年（1681）の史料があげられる（第6表No.19）。これによると紙、麻、柿渋、流木（燃料材）、藁、木綿、油といった消耗品も年度ごと支給されていたことが

確認できる。また御人足として 357 人付けられており、米を搾る作業人数としてこの時期は米 100 石につき 238 人と決められていたことも読み取れる。

生産される御用酒の量としては、寛文 5 年 (1665) には玄米で 100 石を与えられ、本米 1 石につき 6 斗 5 升の出酒の割合で諸白 = 「上酒」65 石を生産している（第 6 表 No.17）。また江戸前期の大和泡池淀寒造りの約 1 石につき 8 斗 9 升の生産『童蒙酒造記』と当該期の樋森氏と比べてみると、樋森の生産量はやや少ない。それは生産した中でも「上酒」のみを「御用酒」として藩に納めていたためと考えられる。

#### 城内における御用酒の消費

城内における御用酒の注文指示書としては 7 通（第 3 表 No.3, 4, 5, 7, 8, 9, 10）確認されており、第 4 表にまとめた。すべて政宗の黒印状により樋森氏宛で出され、元和 2 年 (1616) に初めて樋森氏が「もろはく屋又五郎」という呼称で登場する。黒印状による注文は政宗晩年の寛永 10 年 (1633) まで出される。御用酒の送り先は、主に政宗親族の屋敷間に限られ、毎月決まった量を納めるように樋森又右衛門に指示を出されており、元和 5 年 (1619) の黒印状（第 3 表 No.5）では送り先が「上之丸」と記載され、同表現は慶長 6 年から元和 4 年 (1601 ~ 1618) の政宗発給文書（第 3 表 No.2）でも確認できる。この時期は「二の丸」成立以前であるため、「上之丸」は仙台城本丸を指していると考えられる。次に元和 9 年 (1623) の黒印状（第 3 表 No.7）をみると政宗の息子の各屋敷だけで 1 月に 9 斗 7 升を渡していることが確認できる。それを 1 年の消費量に換算すると 11 石 5 斗 2 升となる。

第 3 表 政宗関係文書一覧（トーン記載項目は造酒屋敷関係史料に翻刻文を掲載）

No.	西暦	和暦	月日	資料名	提出	宛先	内容	所蔵元	利用元	備考
1	1607	慶長12年 正月	9月11日	「庄屋石守寅光元書状」	伊達政宗	庄屋綱元	わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を	個人所蔵	『政宗2』	卷頭図版2に写真掲載
2	1611	慶長16年 正月4日	不詳	「庄屋石守寅光元書状」 (樋森又右衛門宛)	伊達政宗	樋森又右衛門	わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を わかさまさけつけりくちくじめ、さきためださしおき御用酒を	樋森文書	『政宗4』	「上之丸」の記載あり。
3	1616	元和2年	1月1日	「諸白又五郎御用印状」	伊達政宗	樋森又右衛門	者、分付、一月ニ御身し御手斗五升つゝ御わたし候へく候へ	樋森文書	『政宗4』	又右衛門の使い「九郎 えもん」印
4	1616	元和2年	10月14日	「諸白又五郎御用印状」	伊達政宗	樋森又右衛門	酒造玉五斗づ、各々、室内宮樽所へ可相連候。但、鳴唯 丸かいかい身也。内配作。	樋森文書	『政宗4』	
5	1619	元和5年	3月9日	「諸白又五郎御用印状」	伊達政宗	樋森又右衛門	上之丸之御酒。者月は、者斗五升づ御上候へく候。	樋森文書	『政宗4』	又右衛門の使い「文右 衛門」印
6	1619	元和5年	6月1日	「庄屋石守寅光元書状(御用印状)」	伊達政宗	馬鹿屋成 達三郎	馬鹿屋成寅光又五斗可相連候。但、来年之御酒内当 年上度定候へ一候。	樋森文書	『政宗3』	略
7	1623	元和9年	3月7日	「諸白又五郎御用印状」	伊達政宗	樋森又右衛門	月なかのうけと御身し。一みかわ御脚やしきへ、一 月五斗づ。一斗もしくは身替やしきへ。一月ニ御手斗五升 づ。一御かしき御脚やしきへ。一月ニ御手斗五升づ。	樋森文書	『政宗4』	
8	1627	寛永4年	8月21日	「庄屋又右衛門御用印状」	伊達政宗	樋森又右衛門	おまづねわへふもくは一日ニ御手斗五升づ相わ せんく様へ月のみの御身し。~月に御手斗五升づ。	樋森文書	『政宗4』	阿茶島(在廻院)
9	1627	寛永4年	12月15日	「樋森又右衛門御用印状」	伊達政宗	樋森又右衛門	せんく様へ月のみの御身し。~月に御手斗五升づ。	樋森文書	『政宗4』	
10	1632	寛永10年 冬	6月16日	「樋森又右衛門御用印状」	伊達政宗	樋森又右衛門	酒三升。治部大輔直高へ毎月可相候	樋森文書	『政宗4』	
11	1618	元和8年	12月24日	「庄屋石守寅光元書状(御用印状)」	伊達政宗	庄屋綱元	庄屋綱元御四ツ井大業家下候。一段後、則今言候。 事作外候。	小野寺村 伏見所蔵 文書	『政宗4』	
12	1622	元和8年	9月3日	「石守前大業家御用印状(御用印状)」	伊達政宗	石守前大業 家	御酒2斗。仙台諸候も自時分思候成。候間、下キニ被 下候。御候。	樋森文書	『政宗4』	
13	1623	元和9年	2月24日	「伊達政宗書状」	伊達政宗	伊達志宗	其方へも、愛元之難白。大御ニッ道候	東京大学 史料編纂所 文書	『愛わ1』	仙台跡白(樋森)が思 い際の時頃(が思 い)
14	1624	寛永4年	6月22日	「庄屋石守寅光元書状」	伊達政宗	月貞良	仙台諸白一傳相承。不宣	樋森文書	『政宗3』	樋森へ諸白(樋森)
15	1628	寛永5年	8月20日	「庄屋石守寅光元書状」	伊達政宗	藤堂高虎	此酒體。近日南都も參候。何も新酒にて候。一きこしめ 候ハセ。可相酒。	大行院 樋森文書	『政宗4』	南都(良)の新酒を 御酒に代へる。
16	1633	寛永10年 冬	5月16日	「東昌寺貢白内向書状」	伊達政宗	唐白内真	御酒2斗。御手作之名酒之由。又、來候。朱去是又 進申候。恐々御言。	東昌寺 文書	『政宗4』	北山東昌寺に! 樋森寄

所蔵元・引用元：(表中の「○」印の件)

「樋森文書」：大奥多七代御文書、通稱「大奥文書」、「政宗4～1」；「仙台市史伊達政宗文書」～「市史城館」；「仙台市史引領7施設」；「家わけ」；「大日本古文書 第三回 伊達家文書之二」。

## 贈答品としての御用酒

政宗発給文書のなかで、贈答品として御用酒を送っている内容の書状は4通（第3表No.11, 13, 14, 16）確認できる。寛永期には伊達家所縁の寺である東昌寺と松島瑞巌寺にそれぞれ「諸白一樽」を奉納している。東昌寺第十六世住持の円真に宛てた書状（第3表No.16）では、「御酒者、御手作之名酒之由」とあり政宗自身が用いる「御手作」という表現から樋森氏の御用酒と考えられ、なかでも名酒を奉納している。この円真和尚は元々政宗と親交があつたらしく、寛永6年（1629）に圓真和尚と宴席を共にし、政宗は「暮春花」という漢詩を東昌寺で詠んでいる（島森2012）。

元和8年（1622）11月に忠宗（2代藩主）が政宗と交代で江戸藩邸へ移った際に、国元の政宗から江戸にいる忠宗に宛てた書状（第3表No.13）では、江戸藩邸にも御用酒を送っていることが確認できる。息子である忠宗に対し、「其方へも、爰元之諸白、大柳二ッ造申候」と江戸藩邸に仙台の「諸白」と「大柳」の2つを送ったことが記載されている。「大柳」というのは当時流行していた贈答品の酒である（注3）。また江戸に詰めている間の大名間の贈答では、樋森の「御用酒」は見られない。江戸詰で政宗と親交が厚かった藤堂高虎に対しては、寛永5年（1628）に政宗は南都から送られた新酒を送っている（第3表No.15）。また他の大名との贈答品のなかでも「大柳」が散見され、つまり樋森氏の「御用酒」は、あくまで藩内用として消費され、大名間での贈答酒は分けて用いられていた。

## 小括

- ① 寛永12年（1607）に政宗は酒職人を仙台に呼び寄せ、蔵、屋敷、酒造りの道具を与えており、茂庭綱元にその管理を任せている。
- ② 初代又右衛門段階の原料米は①基本的に藩による支給であり、「御用酒」の需要に合わせて支給されていた。
- ③ 主に政宗期は藩内屋敷間で消費されたと考えられるが、なかには臣家、寺の住職など親交のあった人への贈答目的の消費もみられる。しかし江戸詰における大名間での贈答酒には別な酒が使われていた。

## 注記

注1: 「書上」によると「自山様別ニ思召城内ニ御酒蔵被相立」と政宗が城内に建てたことが読み取れる。その文面の後には「御兵具之内御鉄砲御槍被下置候由」と造酒屋敷内に藩の武器も置かれていたことも記載される。樋森氏の性格に関わるもののか今後検討が必要である。

注2: 文面にみられる「りもん」という人物は新たに来る酒職人より先行する人物と考えられ、元々存在していた「りもん」屋敷の跡地に新しい酒職人と酒造蔵を置くように指示している。文中の「わかさ」は地名の若狭とも考えられるが、この時期の政宗発給文書によく散見される佐々元綱を指す「若狭」とも考えられ、元綱は政宗の側近であり、酒職人と政宗の取次役とも推測される。

注3: 「柳酒」は京都で15世紀中葉から見え始めた銘酒とうたわれた酒である。当時の公家の日記に「柳酒一樽」「大柳一樽」という名称で頻発され、主に贈答品として使われる高級酒。近世初期においても大名間の贈答品として用いられていた（河内2000）。

## (3) 造酒屋敷関係文書

政宗が寛永13年（1636）に逝去してのち、仙台藩が解体される明治を迎えるまで、樋森氏は連絡として藩の御用酒屋を務めたことが知られている。政宗期以降の造酒屋敷と樋森氏の実態は「樋森文書」が所在不明でわからないことが多いが、中でも造酒屋敷に関係する「樋森文書」を多く翻刻し引用されている『別編』収録史料と仙台城関係史料で関係するものを集成し第6表にまとめた。造酒屋敷とそこに居住し御酒屋を務めた樋森氏について詳しくみたい。

## 樋森氏の歴代当主について

初代又右衛門から明治期の12代孝蔵に至るまでの歴代当主を第5表にまとめた。初代又右衛門は政宗から通称「諸白屋又五郎」と呼ばれていたことが政宗文書でわかつており、又右衛門の勤続年数は52年の長きにわたる。「書上」によれば隠居後も2代藩主忠宗より「酒庵」の名を与えられ、御酒屋として従事していたことがわかる。6代又左衛門

第4表 政宗注文書による御用酒の送り先一覧

西暦	和暦	月日	送り先	容量	備考
1616	元和 2年	1月 1日	記載無	1斗5升	1人分
1616	元和 2年	10月 14日	伊達宗実慶敷	1斗6升	毎月
1619	元和 5年	3月 9日	上之丸	1斗5升	1月付
			伊達宗重慶敷	2斗4升	毎月
			伊達宗信重敷	2斗5升	毎月
			伊達宗高慶敷	2斗4升	毎月
			伊達宗実慶敷	2斗4升	毎月
1623	元和 9年	3月 7日	阿茶局（莊販院カ）	1斗5升	1日分
1627	寛永 4年	8月 21日	阿茶局	1斗5升	毎月
1627	寛永 4年	12月 15日	千菊姫	1斗4升	1月分
1633	寛永 10年	6月 16日	伊達宗実奥方	3升	毎月

門は、享保 17 年(1732)に「自分入料を以、南都へ罷登」と自費で奈良に赴き直接奈良で技術習得を試みている。8 代市郎左衛門も安永 4 年(1775)に自費で奈良に赴いている(第 6 表 No. 29)。このように樋森氏は藩の御用酒屋として酒造技術の改良・発展を試みていたことが考えられる。

6 代与左衛門以降は近世後半にかけて藩からの援助が減少し、享保年中(1716 ~ 1735)には、御酒蔵、居宅、酒造諸道具、酒造に要する紙、麻、柿渥などまで一切が「自分入料」となっている(第 6 表 No. 30)。これは、藩財政の逼迫などに起因し、藩の御用酒造りも範約の対象となったことを示していると考えられる。

文政 13 年(1830)に 10 代惣吉が御勘定所に出了した書状(第 6 表 No. 28)には「連年困窮」とあり、さらには「御酒蔵ハ勿論中々自力ニ取縛兼、終ニ居宅之外相充(つぶれ)何共無拠仕合」と酒蔵も藩の修復がされないため自力で修繕していたが、終いには居宅以外は潰れてしまったことが記されている。明治期に入ると、12 代孝蔵の代で市中酒屋に転身したが、明治 7 年(1874)に酒造業を大叔母やすに譲っている。しかし明治 9 年(1876)には酒造業を廃業したとされている(矢野 1914)。樋森氏の酒屋は慶長 13 年から実に 269 年続いた。

#### 城内に酒蔵と樋森氏がいたことを示す文書

初めて史料上に城内の造酒屋敷が登場するのは、元禄 16 年(1703)の「初鏡心之手綱」(第 6 表 No. 21)という仙台城の城番勤務に關わる史料である。「お城勤め」の教訓書として子弟のため作成されたもので、城内の建物などその細かな内容が記載される。列記される事項に「一御酒蔵軒耳はハ御御門と申所ニ有之事。(中略) 酒屋樋森辰吉と云組抜居所也」とあり、翼門付近は樋森辰吉の酒蔵と居所があると記載される。當時城番の間でも樋森氏と酒蔵が認識されていた。

次に寛延 4 年(1751)の「御城中御継等之部」(第 6 表 No. 24)でも造酒屋敷と樋森氏の存在が確認できる。この文書は、藩主の子供たちが「本丸・米蔵之内」で土筆を取るため、非常時の警固番「小人」を城内に置いた指図書である。ここで「御米藏守二人、右ハ樋森と左衛門居宅江相申候、与左衛門内家共ニ居懸ニ御座候事」とあり、子供たちが土筆を取っている間は、米蔵の勘定奉行衆、米蔵守 2 人は樋森と左衛門(6 代当主)の屋敷にいるように指示している。このとき与左衛門の「家内」という表現が使われ、与左衛門の家族も造酒屋敷内に居住していたことが確認できる。

#### 樋森氏の身分を示す文書

仙台藩において樋森氏は「組抜」という家格であることが先の「初鏡心之手綱」(第 6 表 No. 21)、「書上」から確認できる。「組抜」とは、下級武士にあたる「組士」から外れる存在であり、足軽が過半数を占め、各種職人、特殊技能者に与えられた家格とされる(塙田 2017)。幕末の仙台藩家臣をまとめた『伊達家世臣録』においても組抜が記載される項目で「樋森直治」という名がみられることから、樋森氏は近世を通じ幕末に至るまで「組抜」の家格であった。

#### 樋森氏の市中酒屋経営を示す文書

御用酒量として藩に納める酒以外にも、城下で市中酒屋を經營していたことが、2 つの史料から確認できる。文政 13 年(1830)10 代惣吉の書状(第 6 表 No. 28)では「往古より御免穀四百五拾石被相免來候事、(中略) 御用立不申分御酒払方之ため、定詰所之外、無役御免判出店式軒」とあり、つまり藩用以外の私方(市中商売用)に、定詰所之外(造酒屋敷の外)で、無役御免(無税)の 2 店舗出店が認められていたことを示している。

樋森氏が市中酒屋を始めた時期は定かではないが、宝永 6 年(1709)の史料に「御免石、かやの森分四五〇石、岩井分二五〇石」とあり(『別編』)、文政 13 年(1830)の書状「御免穀四百五拾石」と一致する。この記載されている石高の意味は、仙台藩の酒造統制における酒株制度を示すものと考えられる。酒株とは酒造を行う免許のようなもので、これを持たないと城下での酒造業が行えず、酒造量も酒造米高に記載される株高により決められていた。つまり樋森氏

第 5 表 樋森歴代当主一覧

代数	氏名	当主になる年	勤続年数	備考
初代	又右衛門	慶長 13(1608)	52	病死
二代	又五郎	万治 2(1659)	4	病死
三代	又右衛門	寛文 2(1662)	33	病死
四代	茂市郎	元禄 7(1694)	10	病死
五代	又五郎	元禄 16(1703)	9	隠居
六代	与左衛門	正徳元(1711)	39	隠居
七代	与助	寛延 2(1749)	4	隠居
八代	市郎左衛門	宝暦 2(1752)	52	病死
九代	亀之助(与助)	享和 3(1803)	11	不明
十代	惣吉	文化 10(1813)	不明	不明
十一代	又右衛門	不明	不明	不明
十二代	孝蔵	不明	不明	隠居
(十三代)	やす	明治 7(1874)	3	明治 9 年(1876) に廣業

・一覧表の作成には第 6 表 No. 3 「樋森與左衛門書上」及び『宮城県酒造史別編』を参考にした。

は宝永 6 年 (1709) には市中分として 450 石分の酒造業が認められていたと考えられる。この酒造統制の始まりは、寛永 11 年 (1634) 12 月の飢饉により全国の米価が高騰した背景が関係している。幕府の政策として明暦 3 年 (1657) に酒造りの禁止令とともに酒造株が制定され、それが地方の諸藩にも導入されたことに始まる (袖木 2005)。

また、享和元年 (1801) の史料 (第 6 表№.27) では「金三拾五切ニ面看板借用」とあり、享和元年 (1801) ～文化 4 年 (1807) まで市中酒屋「菅原屋長蔵」が樋森の「看板」を借用することが記載される。表名代は樋森で、実際の方と私方は菅原屋長蔵が行っていた。このように樋森氏は市中分 450 石の内、市中酒屋と貸借契約を結び出店経営を行っていたことが考えられる。安政 4 年 (1857) の史料 (第 6 表№.30) でも「肴町毫丁目菊地屋半兵衛、支倉町菊地屋丑蔵」と確認できる。

仙台藩における市中酒屋として、宝永 6 年の史料にみられた「岩井家」は「御修復帳」②にも登場し、寛永 3 年 (1626) 頃、樋森氏による推薦で奈良から呼ばれ、御用酒屋に取り立てられる酒屋である。天明 4 年 (1784) には樋森氏の他にも、市中酒屋を基盤としていた酒屋の浅賀、新沼の御酒屋取り立てがあつた (阿刀田 1948)。さらに安政 5 年 (1858) 伊澤平蔵が 15 人扶持で「御軍用酒屋」に取り立てられており (寺崎 1917)、御用酒屋として樋森氏の存在が薄れ、先に述べてきたような樋森氏の衰退を示すものと考えられる。樋森氏の近世後半の史料 (第 6 表№.28) では、市中出店経営は休酒屋等で連年窮屈に陥る状況が確認できる。つまり市中の出店経営の収益は、享保年中にすべて削減された御用酒屋の生産資材等にまわさねばならず、近世後半の市中酒屋経営は、天明の飢饉などの酒造制限から休酒屋の急増もあり、ほとんど無収益に近かつたことが考えられる。

### 小括

- ① 元禄 16 年 (1703) に初めて城内の造酒屋敷・樋森氏の存在が確認でき、樋森氏の家族も造酒屋敷内に居住していた。

第 6 表 造酒屋敷関係文書一覧（トーン記載項目は P.74 ～ 77 の造酒屋敷関係史料に翻刻文を掲載）

No.	西暦	和暦	月日	資料名	提出	形式	内容	所蔵先	引用先	備考
17	1665	寛文 5 年		「樋森又右衛門書」	書状	御酒御本来米百石六斗五升 豊白上透六石	樋森又右衛門 (10代目当主)	樋森文書	『別編』	先は本來一石につき七斗一升す。
18	1681	元禄 16 年		「弘方」			地地白 弘丹屋合 但波即ち御酒屋二姓、味濃透五合二升酒、美濃酒透二合透五合二升	樋森文書	『別編』	
19	1681	元禄元年		「樋森尚忠状」	書状	徒木千百八十六枚 御別定勘定付二冊而候佐兵衛郎、庄司より追加坐受取	樋森文書	『別編』		
20	1689	元禄 2 年	7 月	「樋森又右衛門書」	書状	川山酒賣酒事目口前二件付候本來又佐利何様輸入人江之様心付候ハ伊豆申向付御付御取送付二件	樋森又右衛門 (10代目当主)	樋森文書	『別編』	透出御入料の削減に関する文書で、大體の御用酒屋敷を有する人から漏れ写本が記載される。
21	1703	元禄 16 年	3 月 19 日	「筋結心之手稿」	和文	和泉 寿方 半兵衛此 日前 田	山川町御酒屋事目 三件付候、酒呑屋川口酒屋江之助、前田道良 透出御取送付二件、町、右御酒屋江之助	仙台市博物館	『市史稿』	
22	1717	享保 2 年	1 月	「勘功書」	平田理長印	山川町御酒屋事目 三件付候	御酒屋事目 三件付候	仙台市博物館	『市史稿』	享保 2 年 (1717) 8 月の大雨、御酒屋の倒壊等を由田耕がう。
23	1748	宝暦 4 年	9 月 25 日	「樋森又右衛門書」	由綱書	御酒屋事目二件付候、同前御酒屋事目二件付候所、日向松江一間御酒屋事目二件付候、日向百鬼守屋守御酒屋事目二件付候、山川津守屋守御酒屋事目二件付候、余良山酒屋事目二件付候、守屋守御酒屋事目二件付候	樋森又右衛門 (10代目当主)	樋森文書	『市史稿』	樋森氏の由縁書、樋森氏及び通屋敷屋の説明に多く引用される。
24	1751	寶暦 4 年	3 月 19 日	「御城中御跡等之御」	平尾名太夫	一、（樋森又右衛門）同 3 月 19 日、御酒屋事目二件付候、御酒屋事目二件付候	仙台市博物館	『市史稿』		
25	1769	寶暦 8 年		「施口上書」	樋森又右衛門	御酒屋事目二件付候、同 3 月 19 日上書付御酒屋事目二件付候御酒屋事目二件付候	樋森又右衛門 (10代目当主)	樋森文書	『別編』	
26	1800	文化 7 年 御手子		「御社心舟之事」		御丸下酒屋事目二件付候	樋森又右衛門 (10代目当主)	仙台市博物館	『市史稿』	
27	1802	享和 3 年	9 月	「樋森又右衛門書」	官営屋長蔵	御酒屋事目二件付候	御酒屋事目二件付候、御丸下酒屋事目二件付候	樋森文書	『別編』	享和 2 年 (1801) ～文化 4 年 (1807) まで市中酒屋「菅原屋長蔵」が樋森の看板を借用
28	1830	文政 13	11 月 16 日	「施口上書」	樋森忠吉 (10代目当主)	御酒屋事目二件付候、（中略）酒呑屋川口酒屋事目二件付候	御酒屋事目二件付候、（中略）御酒屋事目二件付候	樋森文書	『別編』	
29	1834	天保 5 年		「天保五年書付」	樋森忠吉以降 (10代目当主～)	御酒屋事目二件付候、（中略）御酒屋事目二件付候	御酒屋事目二件付候、（中略）御酒屋事目二件付候	樋森文書	『別編』	寛永 4 年 (1717) に八代市に八代酒屋の御酒屋敷へ移して、それ以後の御酒屋敷の記述が記載される。
30	1857	安政 4 年	11 月	「施口上書」	樋森吉吉以降 (10代目当主～)	御酒屋事目二件付候、（中略）御酒屋事目二件付候	御酒屋事目二件付候、（中略）御酒屋事目二件付候	樋森文書	『別編』	天保 10 年 (1839) ～文政 11 年 (1848) にかけて、御酒屋敷の御酒屋敷の記述が記載される。
31	不詳	不詳		「御城奉方書」		一、（樋森御村）等江戸立き酒品之と在	御城奉方書	宮城県史編纂委員会編著『宮城県史別編』(本文中に翻刻文がある)	『市史稿』	『市史稿』

所藏元・引用元 (去處の略称の詳細)

『圖編』：『宮城県史別編』(本文中に翻刻文がある)

- ② 横森氏は13代を通じ、明治期まで酒造業を営んでおり、江戸期は藩の御用酒屋として何代にもわたって酒造技術の改良・発展を試みていた。更に市中内（城下）でも出店経営を行っていた。
- ③ 享保年間以降は、藩の優待を受け徐々に衰退していく過程がみてとれ、文政13年（1830）は酒蔵も機能できな  
い経営破綻したような状況で、御用酒屋が営まらない時期があった。

#### （4）造酒屋敷の出土木簡

これまで、文字で墨書きされた木簡は第2次調査（H21年度）KS-746 井戸跡から63点と第6次調査（H30年度）KS-1148 構跡から1点出土している。そのうち墨書があり1字以上判読可能なものが27点ある。保存処理を行った後、改めて赤外線カメラによる撮影を行い、判読の再検討を実施した。本文には赤外線を通した写真と判読した文字を掲載している（第36図～第38図）。木簡は基本的に荷札木簡と考えられ、記載内容からI・II類の2種類に大別できる。折損、腐蝕その他によって原形が判明せず、文字記載があるものの詳細はわからないものについては、判読のみに留め不明とした。

##### I類：（御用酒の納品に関する木簡）

形状は短冊形で、四隅が面取りされている柾目板のものが多く、大きさが均一に揃えて作成されているのが特徴的である。8点出土し内5点には中央に穿孔がある。樹種は一部を除きすべてスギである。記載内容は、「酒」、「御用」の記載が確認できることから御用酒の納品に関する木簡であることが考えられる。横森氏が納品した際の木簡は第36図No.1～4である。木簡表面には「御酒塩五升」と記され、裏面に「雁森与左衛門」の名前が記載される。「酒塩」とは調味料として使われた酒と考えられ、料理酒を藩に納めた際の荷札と考えられる。天和元年（1681）の史料第6表No.18でも「御大所御用酒二入、味淋酒五合ニ而渡、」と御大所で使用するための料理酒の納品が確認できる。第36図No.5, 6, 8には「酒かい 金山与次右衛門」と人名が記載され、藩の臣家に対して酒の販売を行っていたことを示すものか今後検討が必要である。また第36図No.7は「白石十兵衛」という人物が横森氏に送った木簡で、「稻森」という記載での表記が認められる。

御用酒の納品に関する木簡は消費地では無く、生産地（造酒屋敷）の井戸から出土している。それらの関係性については、未使用品あるいは使用済のものが容器とともに返却され造酒屋敷内で廃棄された可能性が推測される。さらに第6表No.2, 4は一度書かれた字の上にさらに墨字が確認されるため、再利用している可能性が示唆される。

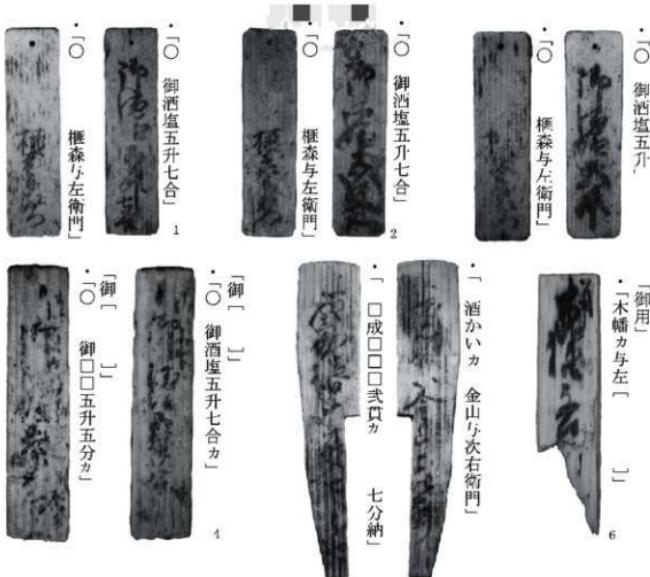
##### II類：（年貢米荷札）

形状は短冊形で、長方形の下部が尖った形状が多い傾向がある。ほとんどのものが木材を割ったままか、粗く削ったもので、柾目板のほか、板目板を斜めに木取りされた材が混在する。18点中7点に穿孔がある。樹種はほとんどがスギである。記載内容については、「御年貢米」、「御米」、「米」と、仙台藩での米一俵分を示す「四斗五升」の容量が認められる。裏面には年貢米を納めたとされる「村名」、「人名」が記されていることから、年貢米として納められた藩に集積された米俵に付けられていた荷札と考えられる。

木簡に記載されている地名には、「国分小田原村」（宮城郡）、「國分鶴ヶ谷村」（宮城郡）、「名取四郎丸村」（名取郡北方）、「下余田村」、「植（上）松村」、「名取笠崎村」（名取郡南方）、「山田村」（名取郡）の7つの地名が確認される。いわゆる仙台城下から近く、藩に年貢を納める蔵入地（藩直轄地）であったと推測され、特に名取郡の米が多い。造酒屋敷の原料米が藩からの支給であったことは、藩の出入司（藩財政の絶対責任者）である馬場親成、渡辺一綱の二人に宛てた政宗の黒印状（第3表No.6）から明らかである。つまり勘定所による管理のもと、年貢米が実際に造酒屋敷に運ばれていたことが、荷札木簡の出土からも裏付けられたと言える。



第35図 II類（年貢米荷札）木簡記載の村の位置図  
〔宮城県地形図総合図鑑（国土地理院）に加筆〕



I類: (御用酒の納品に関する木札)								
図中番号	登録番号	遺構・部位	孔	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	記載事項(表)	記載事項(裏)
第36图 1	M- 1	KS-746-埴土4	中央	101	28	35	「○御酒塩五升七合」	「○横森与左衛門」 「○御酒塩五升七合」
第36图 2	M- 2	KS-746-埴土4	中央	101	24	3	「○御酒塩五升七合」	「○横森与左衛門」 「○御酒塩五升七合」
第36图 3	M- 4	KS-746-埴土4	中央	101	38	43	「○御酒塩五升七合」	「○横森与左衛門」 「○御酒塩五升七合」
第36图 4	M-18	KS-746-埴土4	中央	135	30	56	「○御酒塩五升五合」	「横」 「○御酒塩五升五合」
第36图 5	M- 6	KS-746-埴土4		157	32	5	「酒かいか 金山与左衛門」	「酒かいか 金山与左衛門」 「○成□□武貢方」 「○酒かいか 金山与左衛門」
第36图 6	M-22	KS-746-埴土4		127	30	8	「木幡カ与左」	「○成□□武貢方」 「○木幡カ与左」
第37图 7	M-20	KS-746-埴土4	中央	232	28	8	「御(?)」	「御(?)」 「○横森与左衛門殿、白土ト兵衛」
第37图 8	M-12	KS-746-埴土4		229	31	9	「南門様 戸田藤」	「南門様 戸田藤」

## II類: (年貢米荷物)

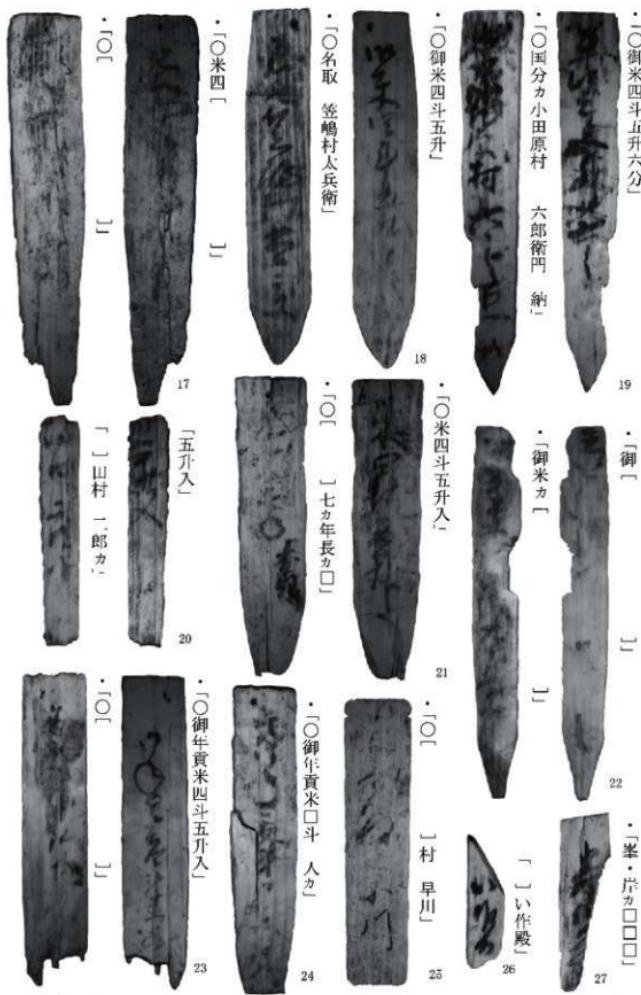
図中番号	登録番号	遺構・部位	孔	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	記載事項(表)	記載事項(裏)
第37图 9	M- 5	KS-746-埴土4		140	30	6	「米四斗五升入」	「上松村 第六」
第37图 10	M- 8	KS-746-埴土4		145	29	9.5	「御米四斗五升入」	「植松村次郎兵衛」
第37图 11	M- 9	KS-746-埴土4		125	33	6	「御米四斗五升入」	「植松村 八之助」
第37图 12	M- 5	KS-746-埴土4		153	29	6	「御米四斗五升入」	「御米四斗五升入」
第37图 13	M-11	KS-746-埴土4		211	35	6	「御米四斗五升入」	「御米四斗五升入」
第37图 14	M-17	KS-746-埴土4		123	28	4	「米四斗五升入」	「下余田村 佐左衛門」
第37图 15	M- 7	KS-746-埴土4		148	18	5.5	「御年貢米四斗五升入」	「名数 茶地村 佐左衛門」
第37图 16	M-10	KS-746-埴土4		132	22	6.2	「御年貢米四斗」	「名数 四色丸村 平一」
第38图 17	M-21	KS-746-埴土4	中央	193	37	6	「○米四斗五升入」	「○」
第38图 18	M-24	KS-746-埴土4	縫	178	33	6.5	「御年貢米四斗五升入」	「○御年貢米四斗五升入」
第38图 19	M-25	KS-746-埴土4	縫	178	33	6.5	「御年貢米四斗五升入」	「○御年貢米四斗五升入」
第38图 20	M-19	KS-746-埴土4	縫	113	20	4	「○五升入」	「○五升入」
第38图 21	M-26	KS-746-埴土4	中央	153	38	6	「○米四斗五升入」	「○」 「七ヵ年米六口」
第38图 22	M-15	KS-746-埴土4		184	28	6	「御(?)」	「御(?)」
第38图 23	M-23	KS-746-埴土4	中央	153	34	5	「○御年貢米四斗五升入」	「○」
第38图 24	M-16	KS-746-埴土4	中央	152	35	8.3	「○御年貢米四斗五升入」	「○」
第38图 25	M-21	KS-746-埴土4	中央	159	34	8.8	「○御年貢米四斗五升入」	「○」

本版の2枚が複数しているものには斜体で「×」を付した。※本版に算出されたものには斜体で「×」を付した。

第36図 木札



第37図 木簡-2



性格不明木簡					
図面番号	登録番号	遺跡・層位	形	長さ mm	幅 mm
第35図20	M-14	K5-746-層2.4	18	66	18
第35図21	L-167	K5-1148-1	19	66	21

第38図 木簡-3

## (5) 仙台藩の公的文書にみる造酒屋敷の修復歴

仙台城では、江戸時代を通して数多くの自然災害・火災に見舞われ、その都度復旧・修復が行われてきた。造酒屋敷も被害にあったことが確認され、第7表にまとめた。史資料から確認できる造酒屋敷の被害は8回であり、3つは「仙台城修復窓図」にも描かれている（第39図）。絵図と対応する史料をみると、宝永4年（1707）の「老中奉書」では「沢曲輪東之方廻下土手」、享保6年（1721）の「伊達治家記録」では「御沢曲輪東土手」、享保15年（1730）の「老中奉書」では、「東丸土手」といづれも造酒屋敷の西側斜面部を指していると考えられる。西側斜面を指す呼び方は、「沢曲輪東土手」と「東丸土手」と2種類が確認できる。享保16年（1731）の「治家記録」では、「樅森与左衛門・勘定所東方ノ堀」と具体的に樅森与左衛門の場所と記載されている。

以上のことから、特に造酒屋敷では18世紀前半に大雨による被害の記録が多く残されており、おもに造酒屋敷西側斜面が大雨等による被害で何度も崩れていることが窺える。特に享保6年（1721）の大雨による被害では、「仙台城修復窓図」をみると「五百拾坪余崩」とあり西側斜面のほぼ全域が崩れている状況が確認できる。これにより享保6年（1721）に大きな土砂災害が造酒屋敷を襲ったことは容易に推測できる。

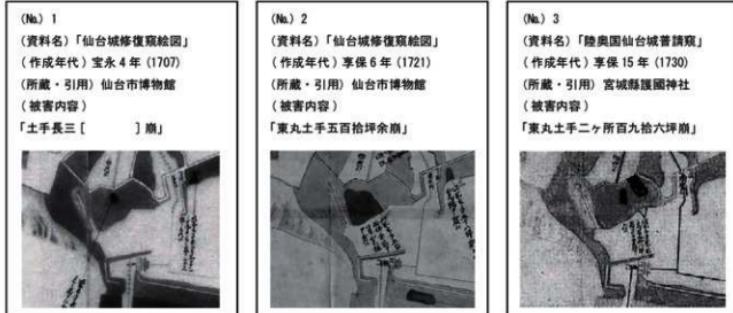
## (6) 造酒屋敷の建物と絵図

造酒屋敷に関連する絵図は仙台城絵図を始めとして8点確認され、第40図にまとめている。内3点は「御修復帳」と呼称される仙台藩作事方が建設、修復を担当した建物台帳であり、造酒屋敷内にあった藩管理下の建物の平面図が描かれている。第41図に年代順に並べた。また、藩以外の樅森氏自身が建設した建物平面図が描かれているものとして、「仙

第7表 仙台藩公的文書に現れる造酒屋敷災害一覧（トーンを入れている項目は第39図に対応）

No.	西暦	和暦	月日	資料名	蔵出	発行	形式	内容	所蔵元	引出元	備考
1	1705	宝永2年	10月28日	「江戸幕府老中奉書」	幕府老中	伊達吉村 (5代)	津書き奉書	「沢曲輪東之方廻下土手三ヶ所」	仙台市博物館	『市史城壁』	
2	1707	宝永4年	9月7日	「伊達治家記録」			古記録	「一、沢曲輪東之方廻下土手モサツ 所、速(速中)」	仙台市博物館	『治家記録』	
3	1707	宝永4年	9月27日	「江戸幕府老中奉書」	幕府老中	伊達吉村 (5代)	津書き奉書	「沢曲輪東之方廻下土手モサツ 所、速(速中)」	仙台市博物館	『市史城壁』 記載有	『仙台城修復窓図』
4	1717	享保2年	9月28日	「江戸幕府老中奉書」	幕府老中	伊達吉村 (5代)	津書き奉書	「茅(草)丸(丸)方土手共伏原、同所 門前(門前土手共伏原)」	仙台市博物館	『市史城壁』	地盤・大雨による 被害
5	1719	享保4年	12月13日	「伊達治家記録」			古記録	「一、本丸之内、東丸(東丸)之方土手 共伏原、一ケタモ六(六)坪余崩」	仙台市博物館	『治家記録』	大雨・洪水による 被害
6	1721	享保6年	7月9日	「伊達治家記録」			古記録	「一、御沢(御沢)東丸土手共伏原、高 木正則、樅森(樅森)三郎左衛門」	仙台市博物館	『市史城壁』 記載有	『仙台城修復窓図』 地盤・大雨による 被害
7	1720	享保15年	12月7日	「江戸幕府老中奉書」	幕府老中	伊達吉村 (5代)	津書き奉書	「同所丸(丸)土手共伏原所」	仙台市博物館	『市史城壁』	『仙台城修復窓図』 地盤・大雨による 被害
8	1731	享保16年	2月3日	「伊達治家記録」			古記録	「去(去)二十九日夜(夜)ヨリ翌朝(朝)夜子 時(時)二丈(丈)大崩、樅森(樅森)与左衛門・ 勘定所東方ノ崩壊」	仙台市博物館	『治家記録』	大雨による被害

所蔵元：(1)図3 (2)市史「城壁の沿革」  
「治家記録」、「伊達治家利大通」、「伊達治家記録」とした。



第39図 造酒屋敷の被害がみられる『修復窓図』一覧

## 造酒屋敷跡調査の総括

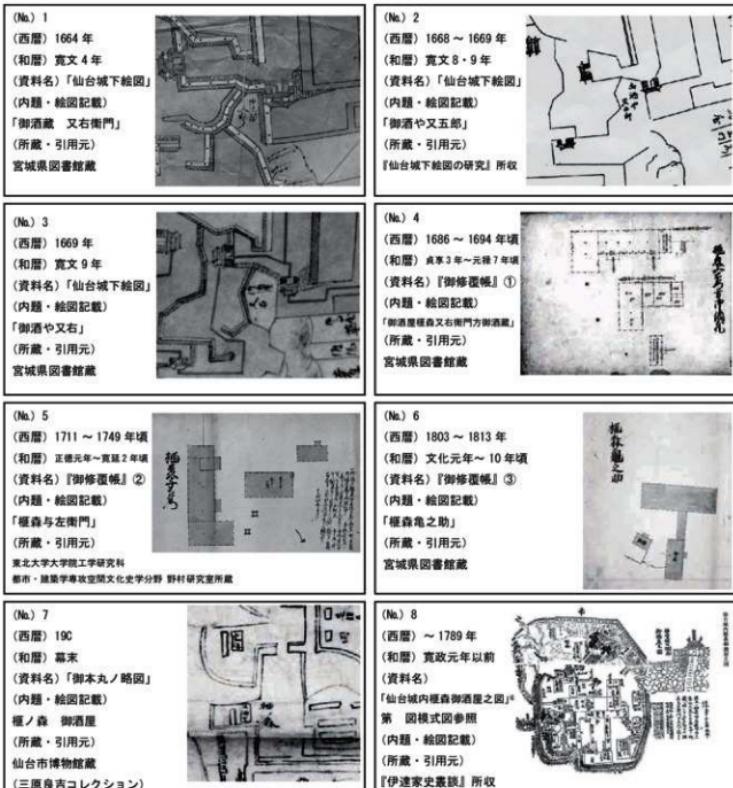
台城内樅森御酒屋之図（以下「酒屋之図」とする）も存在しており、造酒屋敷内の建物の配置、変遷を明らかにする上で非常に重要な資料と言える。ここでは造酒屋敷内の建物について、絵図資料を中心にみていくたい。

### 仙台城絵図に描かれる酒蔵

仙台城絵図における造酒屋敷の初出は、寛文4年（1664）の「仙台城下絵図」である。「御酒蔵又右衛門」という記載で登場し、3代又右衛門の時代と考えられる。寛文8・9年（1668・1669）の「仙台城下絵図」では「御酒や又五郎」となり、幕末に作成されたと考えられる「御本丸ノ略図」においては「御酒屋」と記載されている。

### 造酒屋敷内の建物絵図について

造酒屋敷内に存在した正確な建物を知るには、「御修復帳」の建物平面図があり、建物は柱が1間ごと描かれているため、正確な建物像を把握することができる。「御修復帳」は藩政期を通じて改訂されつつ複数作成され、現在それらの内3冊が遺されている。それぞれの年代は、阿部和彦氏により概ね比定されている（阿部1986）。本書ではこれに従つて年代順に①・②・③と番号を付し、「御修復帳」に記載されている樅森氏当主年代も考慮し年代を表記した（第40図）。



\* 「御修復帳」の正式名称は「仙台藩内神社仏閣等作事方役所修繕ニ属スル場所調 寛文貞宝掌定書内」（宮城県図書館蔵）

第40図 造酒屋敷絵図一覧

No. 4 ~ 6)。①~③までの『御修復帳』には 3 棟の建物が描かれており、年代を追って建物の変遷がみてとれる(第 41 図)。描かれる建物に記号 A ~ F を付し、史料と照らし合わせながらみていきたい。なお、『御修復帳』①と『御修復帳』②の建物 A ~ C は、その位置関係から、同一の建物と仮定している。

#### 『御修復帳』① 貞享 3 年(1686) ~ 元禄 7 年(1694) 頃

建物 A : 梁行 4 間、桁行 16 半間と左側の桁行 4 間分は梁行 7 間ある建物である。建物右端 2 間 × 4 間の規模で 2 階が存在する。窓は 12 箇所描かれ「せうしー、うら白一」の記載から障子窓であることがわかる。さらに建物玄闇は、1 間 × 2 間で 5 間離れて 2 節所描かれ、「板戸二、うら白二、口戸二」の記載から板戸 2 枚外側に戸戸 2 枚とあり土蔵の扉と考えられる。以上のことから、建物 A は一部 2 階を伴う大型の土蔵であると読み取れる。

建物 B : 「米櫛屋ふかしや長拾五間曲共横四間石すえ」とあり、造酒に関わる、米つき場(白屋)・蒸かし屋(釜場)に関する建物と考えられる。「土ノ間」と表記される梁行 4 間、桁行 8 間と右側に「板敷」と表記される梁行 4 間、桁行 7 間の 2 棟が接続した建物であり、2 棟とも「煙出シ」が存在する。「土ノ間」建物は窓が 4 節所描かれ「戸」・「連子」の 2 種類ある。「連子」は連子格子窓を指していると考えられる。「土ノ間」では障子は用いられない。「大戸」は出入り口を指し 2 節所存在する。「板敷」建物は窓が 5 節所描かれ「戸」、「連子」、「障子」の 3 種類が確認できる。

建物は 4 部屋に分かれ、煙出しを伴う中央の部屋は「竹格子」により区切られている。また「土ノ間」建物との区切りに「ぬめ敷」という表現があり、『伊達家史叢談』によれば「ヌメ」は敷居、鶴居の無い、拭継(板敷)であるため、ここでは、戸が無い入口のような空間を指しているものと推測される。以上のことから、建物 B は米つき場(白屋)、蒸かし屋(釜場)としての利用がみられ、左側が土間で連子格子窓が付いた建物と読み取れる。

建物 C : 「御米蔵長五間横式間 石居長木羽葺石懸」とあり、梁行 2 間、桁行 5 間の建物で屋根は「木羽葺石懸」とあり石置木羽葺屋根と考えられる。窓は 1 節所描かれ「障子」である。玄闇は 1 間 × 1 間の規模で描かれ「戸戸」を伴うことから土蔵であると考えられる。以上のことから、建物 C は原料米を貯蔵する石置木羽葺屋根の土蔵が読み取れる。

#### 『御修復帳』② 正徳元年(1711) ~ 寛延 2 年(1749) 頃

建物 A : 梁行 5 間、桁行 16 半間で『御修復帳』①の頃と比べて、外側(図上側)に 1 間分拡張されている。

建物 B : 梁行 4 間、桁行 8 間の建物であり、「煙出し 土間」とある。「二階自分」とあり 2 階は自分持ちであることが記載される。『御修復帳』①の右側に L 字状に展開していた「板敷」を伴う建物は描かれず、この時期に建物が無くなつたか、藩の管理下から外れて自分持ちの建物になったか、そのどちらかが考えられる。

建物 C : 梁行 2 間、桁行 5 間の建物で、出入口が 1 間分下側に移動する以外は『御修復帳』①と同様であるが桁行 2 間の幅が広めに取られているため、建物出入口の移動も想定され、改築が行われたものと考えられる。

『御修復帳』②の年代は、正徳元年(1711) ~ 寛延 2 年(1749)頃であり、この間となる享保年間(1716 ~ 1736)は先にあげたように造酒屋敷内の自然災害が多い時期であったと考えられる。この時期の修復を示す史料として享保 2 年(1717)に藩の作事方千田理兵衛が書き記した「勤功書」(第 6 表 No.22)があげられる。それによれば享保 2 年(1717)8 月の大雨被害により破損した「御本丸下御酒屋」は千田家によって修繕作事が行われている。享保 2 年の被害は「江戸幕府老中奉書写」(第 7 表 No.4)にみられ、造酒屋敷の西側斜面が 2 節所崩落していることがわかる。以上のことから土砂災害によって建物が被害を受けていることが考えられる。造酒屋敷は大雨が降ると西側斜面がすぐ崩れやすい立地であったことは災害歴からも明らかである。そうした問題を抱えながらも建物を建て修復し続けた状況がみてとれる。

また、『御修復帳』②の図右側には以下のよう文が書き加えられている。

「一、御酒屋櫻森仲甚兵衛・岩井久左衛門御酒蔵」御酒米蔵者御喫約中ハ 上より御修復不<sup>レ</sup>被成下候間、自分物をも入置候ハシ<sup>レ</sup>令如御修復<sup>レ</sup>可申候、若自分ニハ不相用<sup>レ</sup> 上之御用ニ<sup>レ</sup>斗(計)相用候ハシ<sup>レ</sup>、見分之上不入所ハ抜取申候様<sup>レ</sup>首尾可申候間承届、追而可被申聞事。」享保四年二月

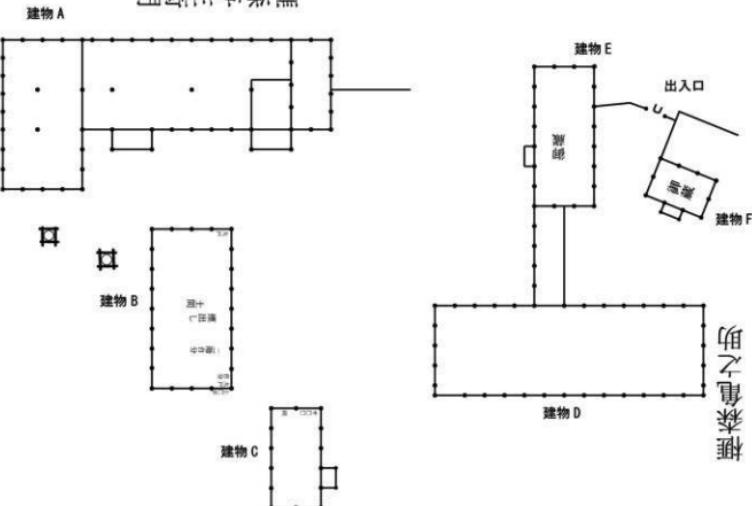
内容は、享保 4 年(1719)に藩が作事方に出したもので、喫約中は「御酒米蔵」の修復は藩からはできないことが記されている。詳しく述べると、「自分物をも入置候ハシ<sup>レ</sup>令如御修復可申候」は、建物に自分物を入れておっているのであれば、自分で修復さるよう指示するようである。さらにもし櫻森側が、自分用には使わず藩の公務でしか使わない建物であるという場合は、藩による検分の上、藩でも必要ないものであれば修理を行わないと厳しい方針を伝えている。出された享保 4 年の前年 12 月は、仙台藩の江戸上屋敷が大火にあい、藩財政が逼迫していた時期で、そ

造酒屋敷跡調査の総括



『御修復帳』① 貞享 3 年 (1686)～元禄 7 年 (1694) 境

権森与左衛門



『御修復帳』② 正徳元年 (1711)～寛延 2 年 (1749) 境  
(想定される北を上にして図を掲載)

『御修復帳』③ 文化元年 (1803)～10 年 (1811) 境  
(想定される北を上にして図を掲載)

第 41 図 『御修復帳』模式図 (ゴシック体の文字は、今回加筆したもの)

の以前からも候約令が度々出されていた（『市史近世2』）。

以上のことから、『御修復帳』②では『御修復帳』①でみられた建物が一部消え、藩の建物でも「自分」持ちの表記が見え始める。これは藩の管理下から外れていることを示し、樋森氏の酒蔵は、少なくとも享保4年（1719）から、藩による維持管理が難しくなり、勘定中は藩管理下にあった建物も樋森自身で修理し維持管理していたものと考えられる。

また、方角の問題として、『御修復帳』①では門（出入口）の付近で「北東折廻竹柄垣」と記載され、「酒屋之図」においても北に位置する出入口の北東は「竹垣」と表記がある。したがって『御修復帳』①は北を基準に描かれていくことがわかり、「御修復帳」②は東を上にして描かれている。『御修復帳』③は、出入口の位置関係から南を上にして描かれていることが考えられる。

#### 『御修復帳』③文化元年（1803）～10年（1813）頃

建物D：梁行4間半、桁行14間の建物である。

建物E：梁行3間、桁行7間の建物であり、「御蔵」と記載がある。建物Dとは1間×5間の規模の渡り廊下で接続する。

建物F：梁行2間、桁行3間の建物であり、「御蔵」と記載がある。

以上3棟の建物は、これまでの『御修復帳』①でみられた門（出入口）の位置関係からみて、①・②の時期にあつた建物を踏襲したのとは考えにくく、大きくなっている。寛政元年（1789）の「樋森市郎左衛門願口上書」（第6表No.25）を見ると、この時期に造酒屋敷内の建物で大きな被害があつたことが記されている。「御酒蔵之儀者、往古より御上御普請ニ而被相立候、御酒蔵御絵図ニモ雖成居候御酒蔵ニ而、横五間二長・サ拾六間之御蔵、至極之大破」とあり、「御酒蔵御絵図」というのが『御修復帳』を指し、「往古」よりの酒蔵は5間×16間の規模であるから建物Aと一致する。以上のことから、『御修復帳』①・②でみられた大規模な土蔵（建物A）が大破し、それ以外の建物も大きく被害を受けたことが考えられる。『御修復帳』③に描かれる建物は、寛政元年（1789）以降、造酒屋敷地内全体の建物が大きく建て替わったことを示している。

#### 藩の管理外の建物

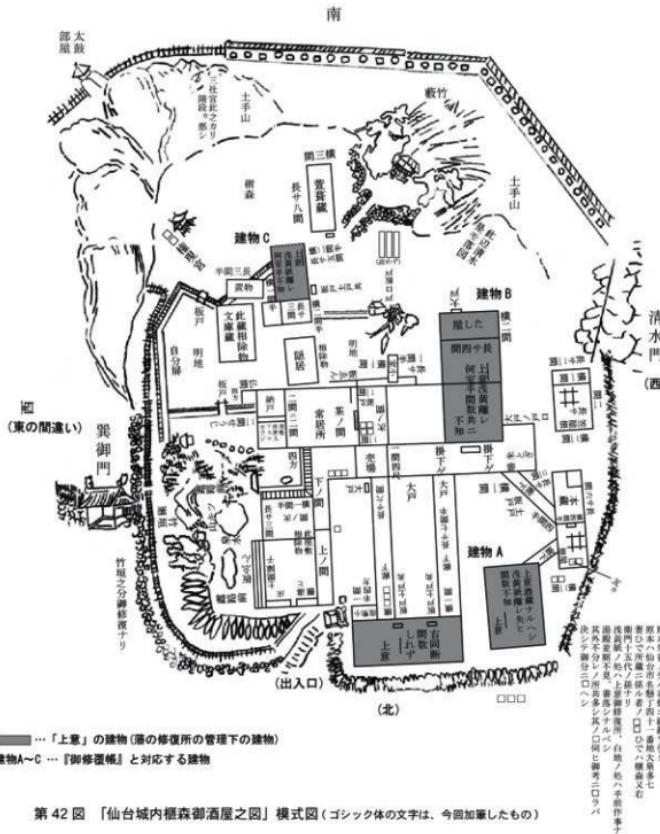
先にあげた樋森歴代当主にみてきたとおり、享保年中（1716～35）に、御酒蔵・居宅を「自分入料」で建設しているという事象から、藩外の建物も何棟か存在していたことは史料からも明らかである。そうした「自分入料」の建物も含めた建物配置図が描かれているものとして「酒屋之図」（第42図）があげられる。これは、大正10年（1921）に編纂された『伊達家史叢談』に所収されている絵図である。絵図奥書きには「原本ハ大泉多七妻ひ而所藏ニ係ルノ口口ひでハ樋森又右衛門十五代ノ孫ナリ」とあることから、絵図自体は「樋森文書」の文書群の一つであったと考えられ、元々は江戸期に作成された絵図と推測される。絵図の建物配置図には、藩の修復対象となる建物を「上意」と色分けして表記され、それ以外の建物は白色で「自分物」の建物と区別されている。

絵図の方角は、南側に本丸北壁石垣の脇にある太鼓部屋とそれに続く登城路の土塀が描かれ、清水門に至る。清水門側は正しくは西側となる。東に箭門が描かれ、その間の平場に建物群が展開している。絵図の北にあたる場所に造酒屋敷の出入口が描かれている。造酒屋敷の出入口は『御修復帳』①・③にも描かれる。

絵図で浅黄色の貼紙に「上意」（朱書き）と書かれ、用途や規模は不明とされている。『御修復帳』に描かれる建物がこの「上意」にあたると考えられ、該当する建物を検討する。絵図北の東西に長軸を持つ建物は南側に「土戸」の玄闇が2箇所確認されるため、『御修復帳』①・②にあった建物Aと考えられる。付近の「酒蔵」と記載のある西側建物も建物Aに付属するもので、絵図の貼紙が元々接続していたものが離れてしまったことが考えられる。絵図中央の南北に長軸を持つ建物は、そばに「米とぎ場」や醸の仕込み作業をする「掛け下げ」と記載のある部屋が近接しているため、『御修復帳』①・②の「釜場」建物Bと推測される。絵図記載の梁行4間と規模も一致する。絵図南東の南北に長軸を持つ建物は「蔵」建物Cと推測され、絵図記載の2間半、桁行5間と規模も一致する。

以上のことから、「酒屋之図」にある「上意」の建物は『御修復帳』①・②でみられた3棟の建物と西側の井戸の位置関係等を考えると一致する箇所が多い。先にあげた建物Aが「大破」する以前の姿を描いていることが考えられることから、「酒屋之図」は少なくとも寛政元年（1789）以前まで遡る絵図であると推測される。

次に絵図で白地の建物は「手前作事」とあり、樋森氏自身により建てられた建物と考えられる。全体でみると約3分の2は「手前作事」の建物である。絵図北東の建物群が樋森氏の生活空間と考えられ、「上意」建物Bと接続して



第42図 「仙台城内樅森御酒屋之図」模式図 (ゴシック体の文字は、今回加筆したもの)

東側に「次ノ間」、「常居所 茶ノ間」、「仏間」、「下ノ間」、「上ノ間」が確認できる。南に離れとなっている「隠居」と記載のある建物があり、「上ノ間」東、巽門との間に庭園が存在し、池とみられる「泉水」2箇所、「ツキ山」と周縁に庭木が描かれている。また、第2次調査では樅森氏の家紋(注1)とされる「二つ丁子巴文」のある軒瓦が出土している。藩の管理下にあった建物に葺かれた瓦とは考えづらく、樅森氏による「手前作事」の建物に葺かれていた可能性が高い。

絵図南側崖下は「□口権現宮」と土手山の裾部に「三社宮」と記載があり、その付近には石を積んだ表現がされている小段があり、御宮のような建物が描かれる。酒蔵に伴う屋敷神か、民俗的な意味合いが示唆される。今後、事例を踏まえ詳細に検討する必要がある。以上のことから、造酒屋敷には酒蔵を始めとし、生活空間を含む多彩な建物が存在していたことが考えられる。

## 小括

- ① 城内に記載される造酒屋敷は寛文4年(1664)の「寛文絵図」が初出で、以後、幕末まで「御酒屋」として城内に記載されている。
- ②『御修復帳』①・②より造酒屋敷には大規模な酒蔵の建物Aを始め、米つき場(白屋)、蒸かし屋(釜場)の建物Bと原料米を貯蔵する米蔵の建物Cが藩の作事により建てられていた。
- ③ 享保4年(1719)から、藩管理下にあった建物も候約中は樋森自身で修理し維持管理していた。
- ④ 寛政元年(1789)に建物Aが大破し、造酒屋敷内建物に甚大な被害があった。その後が『御修復帳』③に反映され『御修復帳』①・②までの建物は無くなり、大きく建て替わった変遷がみてとれる。
- ⑤『酒屋之図』から樋森氏が「自分入料」により建てた多彩な建物が存在していたことが確認できる。さらに「上意」の建物は『御修復帳』①・②と一致し、絵図自体が寛政元年(1789)以前にまで遡る可能性がある。

## 注記

注1: 現在、強奥国分寺(若林区木ノ下)と正円寺(青葉区新坂町)には樋森氏の墓地が存在し、供養碑・墓碑をみると「二つ丁子巴文」の家紋が確認できる。

## (7) 近代以降の地誌類

地誌とは、特定の地域の地名、産物、風俗、歴史等に関する記録であり、近代以降に編纂されている。仙台においても物産物に関しての記録が数多く残されており、仙台における酒の歴史を語る上で重要な造酒屋敷・樋森氏についての記事がみられる。地誌には歴史の記述としては誤りであるものも含まれるが、編纂された時代の事象や子孫への聞き取り調査も可能であったことから重要な資料といえる。

造酒屋敷における最初の地誌は、「仙台藩祖時代実業一斑」(以下、「実業一斑」とする)であり、大正3年(1914)に著者である矢野顕蔵自身により出版されたもので、大正2年5月25日、実際に大泉多七家で「樋森文書」によって作成したとある。

樋森氏に係る歴史の概要は、「書上」を元にした説明が記述される。特徴的なものとして、「記録に據れば樋森氏、慶長一九年には『もろはくや又五郎』と曰ひ」と慶長期の樋森氏に関わる文書が存在していたことが窺える。さらに「御軍用方御酒」の秘法があり、戦地で飲む携帯酒(印籠酒)を作成していたことや、銘酒類(種類)は21種類もの酒を醸造していたという興味深い内容も記述されている。こうした記述のある文書群が大正期に大泉家に一括して収蔵されていたことが推測される。また携帯酒(印籠酒)については、明治10年に樋森氏が祖先の法事で「印籠酒」を使ったことが記され「印籠酒を用い耳かきにて二つ三つ熱湯に搔き混せて客に養せしに一升二升の酒、得て」とある。次は、大正期に仙台歩兵第四連隊の板橋大佐といいう人物が「印籠酒」の存在を聞きつけ、樋森氏の秘伝書を借り約百圓を投じて、「印籠酒」の製造を試みたが、「三百年後の文明の今日に成らぬとは遺憾なり」と失敗したエピソードも併せて記載されている。これらの話は、樋森氏の子孫から直接聞いたものと考えられる。

『実業一斑』以降は、大正6年(1917)に出版された『藩祖以来仙台物産誌』(以下、「物産誌」とする)と大正10年(1921)『伊達家史叢談』、大正14(1925)『仙台叢書別集卷二 仙台物産沿革』がある。概ね『実業一斑』を踏襲した記載が目立つが、『物産誌』では、樋森氏の製造した酒の種類をさらに詳しく記載しており、27種類の酒が存在していたと記している(以下、27種を記す)、豆麻酒、白梅酒、梅酒、みぞれ酒、菊酒、味淋酒、葡萄酒、忍冬酒、夏水酒、甘露酒、龍眼酒、樋酒、しそ酒、楊梅酒、みかん酒、枇杷酒、桑酒、伊仁酒、当座玉子酒、白酒、疝氣藥酒、焼酎、覆盆子酒、砂糖泡盛酒、泡盛酒、延命固本酒、南蛮酒)。

「忍冬酒・みぞれ酒」については「書上」で「みぞれ酒も南都へ罷稽古」と天保5年(1834)「老々書」(第6表版29)で「忍冬酒之義ハ貞山様御上之節、京都ニ面(中略)忍冬酒造方秘法一ウ皆伝」と史料でもその酒の存在が知られる。また「泡盛酒」といった遠方の名産酒の製造は樋森文書では明らかにし得ないが、関連性があるとすれば政宗文書の「島津家久宛書状」(『政宗文書3』No.2726)で「就中琉球酒一壺・御國之蜜柑一籠贈頂、別而賞味仕事ニ候」



第43図 樋森氏の家紋「二つ丁子巴文」軒札瓦

と「琉球酒」を薩摩の家久から貰っている事実もあるため、こうした遠方の酒も大名間の贈答品の中で知り得たことは十分考えられる。

#### (8) 文献資料から見た造酒屋敷

造酒屋敷に関する文献史料を時代順に紹介してきた。そのなかでも政宗関係文書、造酒屋敷関係文書、出土木簡、造酒屋敷の災害歴、建物と絵図の項目に分けて整理した。

造酒屋敷の変遷は文献史料、絵図および権森家当主の在任期間に基づき、3つの時期に整理することができる。まず慶長12年(1607)以降、御用酒屋が成立し藩の支給品が定まる初期段階の初代又右衛門から3代又右衛門までの前期と、寛文2年(1662)以降、3代又右衛門から8代市郎左衛門までの中期、寛政元年(1789)以降、御用酒屋の経営自体が衰退し始める8代市郎左衛門後半から明治期13代までまでの後期の3時期がある。この時期的な変遷は、造酒屋敷の灾害・建物の変遷にも大きく関連するものと言える。総括ではこの3時期を通して①仙台藩の動向、②権森氏の動向、③造酒屋敷の建物といった3視点により文献史料から見た造酒屋敷をまとめることとする。

#### 前期

造酒屋敷が成立する初代又右衛門から3代又右衛門の時期は、慶長13年(1608)～元禄7年(1694)である。まず成立当初の動向として、政宗は慶長12年(1607)4月に江戸城堀普請を命じられ、その年9月に初代又右衛門を指していると考えられる書状「茂庭石見守綱元宛書状」を国元の茂庭綱元に送っている。政宗はこの江戸上屋敷にいる際、酒職人又右衛門の存在を知ったことが窺える。そして又右衛門は仙台で酒蔵、酒造用の道具、屋敷を政宗から与えられ、「書上」の「城内ニ御酒蔵被相立」から慶長13年(1608)に城内の御用酒屋が成立することになる。仙台城では慶長15年(1610)に本丸大広間を始めとした懸造・書院が竣工するため、それ以前に酒蔵が整備されたことになる。また政宗が逝去した後の2代忠宗の時期に、又右衛門が寛永18年(1641)に隠居を申し出たが、「酒庵」としての名を下し置かれ初代又右衛門には、政宗以降も藩主から大きな期待が寄せられていたことがわかる。

次に前期における権森氏の動向をみていく。御用酒の製造に関わる材料は、原料米を始めとした消耗品の全てが藩による支給品であった。酒造に関わる当時の材料は史料から窺い知れ「御酒造方御用申立品目」として紙、麻、柿渋、流木(米を蒸かす燃料)、藁、木綿、荏、水油(木材の表面に防水用で用いる油)が酒造に用いられていた。さらに、酒蔵の人足として357人が藩から用意されており、主に酒蔵では米搗きに大人数が勤員されていたのである。つまり総勢300名以上が仙台藩の御用酒製造のために造酒屋敷内で働いていたことが推定される。

御用酒屋としての権森氏の活動は、政宗の墨印状による注文書から知れる。注文書の送り先を見ると、城内を始めとした政宗の親類など、藩における重要人物の日常的な酒を主に製造していたことが分かる。さらに東昌寺の住持など当時親交のあった人物にも権森氏の諸白(清酒)が送られ、江戸上屋敷においても仙台の諸白として御用酒を送っていた。

前期の造酒屋敷の建物としては、寛文4年(1664)の「仙台城下絵図」に3代当主又右衛門と「御酒や」という記載から初めて仙台城内で酒蔵の存在が確認できる。『御修復帳』①が作成された貞享3年(1686)～元禄7年(1694)頃がこの3代又右衛門の時期にあたり、この時には、梁行4間、桁行16間半の大型土蔵(建物A)、梁行4間、桁行8間と梁行4間、桁行7間の2棟が接続した白屋(米つき)や釜場(米蒸)の機能を持つ建物(建物B)、梁行2間、桁行5間の原料米を貯蔵する土蔵(建物C)の3棟が藩の作事により建てられていたことが『御修復帳』①からみてとれ、造酒屋敷成立期を示す建物と言える。

#### 中期

3代又右衛門から8代市郎左衛門の時期は、寛文2年(1662)～享和3(1803)である。この時期の藩の動向としては、元禄元年(1688)11月に4代藩主綱村が日光東照宮の陽明門を含めた普請を課され、金12万両以上の経費が掛かり、藩の歳元に多額の借金をする相当な負担が強いられていた。勿論こうした藩財政の逼迫は御用酒屋にも向くこととなり、元禄2年(1689)にこれまで支給されていた「御酒造方御用申立品目」のうち流木、人足が削減され、定付人足3人も2人に減らされることとなる。さらに元禄10年(1697)以降は藩財政が苦しくなり、宝永3(1706)年には5代藩主吉村が参勤交代できない程に借金が膨らみ、毎年のように檢約令が出されている(『市史近世2』)。それが享保年間(1716～1735)まで続き、権森の御酒屋にはついに享保年中(1716～1735)から御酒蔵(一部)、居宅、酒造

諸道具、酒造に要する消耗品などまで一切「自分入料」となっている。

一方で権森氏の動向をみていくと、正徳元年（1711）に6代与左衛門の代になり、享保18年（1733）に与左衛門は自費で「寒造酒造為伝授」と「みぞれ酒」の技術習得のため2度、奈良へ修行に渡っている。仙台へ戻ってからは南都流の酒を5代藩主吉村に献上しており、さらには市中酒屋や領内の酒屋において、その先進的技術から指導的立場に立っていた。与左衛門を含めこの時期の権森氏は、酒造の技術革新にも尽力し、活躍の場が目立っていたことが史料より窺い知れる。この6代与左衛門は造酒屋敷で出土している藩に料理酒を納めていた際の荷札本簡にも名前が見えるため、造酒屋敷内でも活動が非常に盛んであったことが考えられる。宝永6年（1709）段階には市中酒屋で2店舗経営していたこともあり、「自分入料」となったマイナス面も市中酒屋の経営から経済面を補っていたことが考えられる。

中期の建物を示すものとして、6代与左衛門の時期に描かれた『御修復帳』②正徳元年（1711）～寛延2年（1749）頃の建物があげられる。基本的には『御修復帳』①の3棟の建物から大きさは変わらないが、建物Aは外側に1間分拡張され広くなっている。一方、建物Bでは、『御修復帳』①にみられた建物右側の東西棟部分が無くなっている。これは、建物自体が取り壊された可能性もあるが、藩の管理下から建物が除外された事を示すすれば、『御修復帳』②に記載された「御喰約中」における藩の措置を裏付けるものと解釈できる。また『伊達家史叢談』に収録されている「酒屋之図」は先に述べた検討により寛政元年（1789）以前のものと比定した。さらに限定すると建物Bが『御修復帳』②の右側半分が「自分」管理となっている箇所が一致することから、6代与左衛門の段階に近い時期に描いた可能性が推測できる。「酒屋之図」は、庭園を含め居住施設が充実しており多彩な建物があったことが窺え、御用酒屋として経営的にも成熟していた時期と考えられる。

#### 後期

権森氏の御用酒屋経営が衰退し始める8代市郎左衛門後半から明治期13代やすの時期は、宝曆2年（1752）～明治7年（1874）である。この時期の藩の動向としては、宝曆5年（1755）に宝曆の飢饉と天明3年（1783）に天明の飢饉があり、領内では2回とも損耗高50万石を超える大きな損害を出している。このとき藩から酒造制限令が出台され（『仙台藩歴史辞典』）、「領内中禁止」という市中酒屋には大きな損失があったことが想像できる。さらに天明の飢饉の翌年には疫病が大流行している。

次に権森氏の動向をみていくと、寛政元年（1789）に8代市郎左衛門が藩に対し御用酒は支給品がなく自分持ちで酒造を行っているため、もう御用酒造経営が務まないと訴えている。さらに10代惣吉も文政13年（1830）に願い出ており、市中酒屋においても連年困窮を極め、権森氏は大きく衰退する。その要因には度重なる飢饉・災害に対する藩の衰落が権森氏の御用酒屋にも運動していると考えられる。さらに市中酒屋経営では、市中に重点を置いていた岩井家などの市中酒屋が権森を凌ぐ存在となり、新たに安政5年（1858）伊澤氏が御用酒屋に取り立てられるなど、藩も城下の酒屋を頼る体制に移り変わることになる。

後期の建物は、享和2年（1803）に当主となる9代亀之助の時期の『御修復帳』③文化元年（1803）～10年（1813）を見ると大きく変化し、『御修復帳』①、②に比べ全体的に規模も小さくなっている。寛政元年（1789）の8代市郎左衛門の史料にあるようにこの時、造酒屋敷内建物に甚大な被害があり、これを契機に建物D・E・Fが新規で建て替えられたものと考えられる。

以上のことから仙台城における造酒屋敷は、慶長期から明治期を通して仙台藩の御用酒屋の歴史が追える貴重な場所であることがわかる。特に職人である権森氏の視点からみると、城内での御用酒屋経営は仙台藩の政治的状況に左右される実態がみえ、それが城内における酒蔵等の建物の変遷にも反映されることが明らかとなった。

今回の関係史資料の集成は、唯一「権森文書」を検討している『別編』の翻刻史料に頼るところが多く、原文書にあたれていないことが課題といえる。そのため翻刻も一部に限られ、発給形態がわからないものもあり、また政宗期の権森氏の酒蔵、屋敷に関わる問題など、不明な点が数多く残る結果となつた。今後も「権森文書」の史料調査を継続していく必要がある。

## 造酒屋敷関係史料

〔注〕は第3表「政宗関係文書一覧」・第6表「造酒屋敷関係文書一覧」のNo.と対応する「タイトル」下の「所蔵元」  
『出典』は略称で明記している。

### No.1 「茂庭石見守綱元宛書状」(『重文書』第2号)

奉行共「可申候く共」まかなる義にて候間。  
身のかた方申由「各」申きさせ早々其方に可然候。又詮さげつくり候もの。來年へのほせく候間。  
候。可然ものを「に」三人はともつけ候てのはり候て。あとにて辰巳同前。仕候やうに可申付候。是も所のかさり。又「らんさやくなどの」ためにて候間。念にいれけしりせ候く候。かしく又申候。りもんやしきにその身をうきられ。作仕候所も候へ。それへ重面ふふさん候。どうりさの「分をもじだし」候。くく候間。先軒度のもの。うしおを候く候。かしく  
縛事之義に候く共申遺候。今度「わからうけ」つくりくだし候。わだめつわし。おき候所候ましく候。だくくおき候共。よそに不入事候。りらへ此中。さしおを候。一段能候間。りもんへ。頭敷をいつかだにら「つだし」かの施しきに「せすらうけ」かだに可指置候。手解すらうせて「くらをもつくらせ」だうくまううわをへ。しらく候間。りもんにむちどしらせくも事に無之候。其分急度可申付候。謹言。

九月十一日 敦宗 (花押)  
(元治藏)

茂石

### No.3 「諸白屋又五郎某文石門宛黒印状」

(『重文書』第4号)

老人分  
一日 漢しゆ 芽斗五升づ御わだし候く候。  
けん和二ねん

正月一日(黒印)

勝つかわん御ちぐもん

又五郎

(『重文書』第4号)

### No.4 「諸白屋又五郎某文石門宛黒印状」

(『重文書』第4号)

酒添斗五升づゝ。毎月、宮内因幡所く可相渡候。  
但、鳴岐丸つかい用也。仍如件。

元和二年

十月十四日(黒印)

ちるはく候又五郎

### No.5 「諸白屋又五郎某文石門宛黒印状」

(『重文書』第4号)

上之丸之御酒。老月付は。芽斗五升づ御土候くく候。

元和五年

三月九日(黒印)

某文右衛門

ちるはく候又五郎

### No.6 「馬場藏人主親成・渡辺助左衛門・綱完黒印状」(『重文書』第4号)

米三百石諸白又五郎可相渡候。但、米作之御酒共当年も文度を為候。毎年六拾石計相渡候也。此内可入候。但、又五郎申次第。幾度成と可相渡者也。仍如件。

元和五年

六月四日(黒印)

馬場藏人主

(二通)

渡辺助左衛門

## No. 7 「諸日歷又五郎 案内宛黒印状」

(「通文書」) (通案4)

月なみのうけどり御しゆ  
 一みかねわ様御やしきぐ、一月に十斗四升つゝ。  
 一あらせん様御やしきぐ、一月に十斗五升つゝ。  
 一ゑもん様御やしきぐ、一月に十斗四升つゝ。  
 一彈かしき様御やしきぐ、一月に十斗四升つゝ。  
 (通) (用紙)  
 このことをりあひわたし候くく候。

元和九年

三月七日(黒印)

又五郎

御酒造

(通)

又右衛門

## No. 8 「樞森又右衛門宛黒印状」(「通文書」) (通案4)

おきんつほねへ亦々もろはく一日に十斗五升つゝ相わ  
 だすべく候、たゞし、七月廿一日よりのつもりにわた  
 すくべき也、以上。

寛永四年

八月廿一日(黒印)

かやのもり又右衛門

せんきく様くほんの御しゆ、一月に毫斗五升つゝ。  
 むらかみ正子(通) むらかみ正子(通)  
 むらかみ正子(通) けくわだすくべき也、以上。

寛永四年

九月十五日(黒印)

かやのもり又右衛門

酒三升、治部大輔奥方へ毎月可遣候、但、柴田勝長、(通)  
 佐瀬所左衛門(通) 可印渡者也、仍如件、

寛永十年

六月十六日(黒印)

## No. 13 「伊達政宗書状」(「通文書」) (通案4)

尚々、其方御供之事、此度も大炊殿(申進候)以上、  
 大炊殿爲始、今度書狀共遣申候、早々可相送候、御  
 酒肴遣候所も候、萬々意願所く、伊藤左近所ら可申  
 候、其方「も愛元之諸口」大柳(遣申候)追々爲上可  
 申候、折々御上洛之御日取、于今不定候哉、承度候、恐々

編語、(通) (花押)  
 一月廿四日 政宗(花押)

松葉(通)

守屋

## No. 14 「瑞巣寺ヨリ安原死書状」(「通文書」) (通案4)

通語、仙台の諸口「一傳進候」不宣。

唯今為御名代當院可有災難之由、入御令」

別面呼候、併自體「少々虫氣」于今平頭(故)

不及是非候、「一折二傳」井三種、是又兄弟存

候、恐々讀言、(通) (花押)

(寛永元年九月二十日) 林誠念(通)

陸奥守

瑞巣寺 政宗

## No. 16 「東昌寺ヨリ田原死書状」(「通文書」) (通案4)

通語、明確面候、かしく、

昨日者、懸指義(遠路)來屬呼候、亭主少虫氣候、

万事脚疾多候、傳候、共、抹茶一盞進候、又御酒者、

御手作之名酒之由、及承候、乍去是又二傳指添申候、

恐々讀言、(通)

五月十六日 政宗(花押)

(通)

陸奥守

東昌寺 政宗

No.18 「拵方」(治承文書)別種収支文書

御膳酒 八石九斗九升四合 但御膳酒一入。  
 御膳酒 七升五勺 但公儀御馬買糸他國の御使者  
 謂見通紫摩斯<sup>三</sup>入。  
 地諸口 八石八斗六升八合 延宝八年分御勅定之上松  
 過之分、九年分御勅定之節<sup>松</sup>相立可由。  
 地諸口 三拾九石卷升三合 但御大所御用酒一入。  
 地諸口 四石六斗五升五合 但御大所御用酒一入。忍冬  
 酒四斗六升五合五勺<sup>三</sup>而麥、忍冬酒卷升付諸  
 白毫斗之松<sup>三</sup>御定。  
 地諸口 式升五合 但御大所御用酒一入。味噌酒五合  
 而麥、味噌酒卷升付諸口五升之松。  
 地諸口 拾毫石九斗八升 但畿内院様御糸御御道宮  
 付御持工御御使請<sup>三</sup>御況候。其外御事方  
 三面御持工御御使請<sup>二</sup>人。  
 地諸口 式拾毫石六斗九升九合 御勅定量書付<sup>三</sup>而  
 所々へ相渡。

地諸口 三斗式升五合 公儀御馬買糸御走<sup>三</sup>入 忍  
 冬酒三升<sup>二</sup>合五勺<sup>三</sup>而麥。  
 地諸口 五升 手前御藏<sup>三</sup>每升接下而。  
 諸口相 三拾石  
 内 三石九升五合延宝八年分 過松分式拾六石九  
 斗五合 御勅定所書付<sup>三</sup>而所々へ相渡。

(天和元年)

付木湯泡糸御御定以如社 騎酒掛袋<sup>三</sup>人、

庄木油 四升壹合六勺六才 右同断<sup>三</sup>而水戸藤石衛門  
 織<sup>三</sup>受取本帳判在内。式升八勺<sup>三</sup>才受最過<sup>付</sup>  
 天和二年分本帳<sup>三</sup>受取申候 但御酒織<sup>三</sup>而<sup>三</sup>は  
 しあかり<sup>三</sup>入。

御人足出入 三百五拾七人 同断<sup>三</sup>而庄司持次右衛門  
 織<sup>三</sup>受取本帳<sup>三</sup>判在 但本末百石<sup>付</sup>式百三  
 付八人<sup>三</sup>御定<sup>三</sup>而御米為打申<sup>三</sup>人。

(天和元年)

No.23 「樺森与左衛門書上」(治承文書)市支<sup>三</sup>

拙者僕先祖樺森文右衛門僕苗字實野<sup>三</sup>御隊廬所、和州  
 浪人<sup>三</sup>而樺森と申在所<sup>三</sup>麗在候、兼日柳生但馬守様<sup>三</sup>御  
 出入仕廬所、貞山様但馬守様<sup>三</sup>御參合御邊候<sup>三</sup>、奈良  
 ち酒造申者故に抱度由御意被選候<sup>三</sup>付、但馬守様御致  
 持<sup>三</sup>を以慶長十三年奈良<sup>三</sup>故相下、御外人區<sup>三</sup>被置、  
 御御邊下麗<sup>三</sup>片倉櫻中様御取次以御目見接仰付、其  
 後櫻酒造方御用被仰付、御切来<sup>三</sup>給御御持<sup>三</sup>付人分被  
 下麗<sup>三</sup>貞山様別而思召を以<sup>三</sup>御直々御酒造所<sup>三</sup>接御  
 指図、御城内<sup>三</sup>御酒造被相<sup>三</sup>、御兵具之内御武砲御備  
 被下置候由、今<sup>三</sup>所持士候<sup>三</sup>其節苗字御免被成下、在  
 各樺森<sup>三</sup>と相名號躍在候御事。

一若林<sup>三</sup>貞山様御移被置候<sup>三</sup>、右又右衛門儀被召通<sup>三</sup>、銀  
 織<sup>三</sup>所被下麗<sup>三</sup>屋宇被建下、若林<sup>三</sup>相祐御用津御士候由  
 中伝候御事。

一當時麗在候屋宇并若林屋宇<sup>三</sup>も度々旅<sup>三</sup>為<sup>三</sup>人、御目見接  
 仰付、時々敵上物御領物仕候由<sup>三</sup>體有御意被定下候由、  
 留<sup>三</sup>相記置申候御事。

一右又右衛門儀  
 貞山様御代色々有板成下條上、轍<sup>三</sup>御免被成下、  
 元三ニ之御式御流頂戴仕<sup>三</sup>、御能御座候節<sup>三</sup>ハ<sup>三</sup>見  
 敷付、御參勤御下向之面途中<sup>三</sup>麗出御目見被<sup>三</sup>御付候  
 由、留<sup>三</sup>相記置申候御事。

一寛永十八年右又右衛門儀

No.19 「樺森宛書狀」(治承文書)別種収支文書

流木 芦千百六拾八本 御勅定量書付<sup>三</sup>而御原伝御  
 載<sup>三</sup>、庄司九斗御<sup>三</sup>受取本帳判在内。九百本は御  
 本末百五十石<sup>三</sup>かし木<sup>三</sup>入、芦石二六本<sup>三</sup>斗、  
 武百六十本<sup>三</sup>火<sup>三</sup>木<sup>三</sup>入、此酒高六拾毫石七  
 斗、但御酒拾石<sup>三</sup>付四拾三本半<sup>三</sup>斗、

上難雜 九拾枚 同段ニテ黒田休之義難<sup>三</sup>受取本帳判  
 在 但し御本末拾石<sup>三</sup>六枚口<sup>三</sup>御酒米<sup>三</sup>かし  
 さまし申<sup>三</sup>入御定<sup>三</sup>而如<sup>三</sup>此、

上繩美木綿 七箇分 同断ニテ鉛木<sup>三</sup>兵衛殿<sup>三</sup>受取本  
 帳判在 老丈六尺五寸 但し御本末<sup>三</sup>一拾石<sup>三</sup>

義山様御代津田豊前様を以て隨当願申上候所、御前<sup>二</sup>被召出、御直<sup>三</sup>酒造与名被下限<sup>一</sup>、上級次第相勘可申由被付候由、留<sup>二</sup>相見得申候御事、

右又右衛門儀万治<sup>一</sup>年迄相勘、而祖父樺森又五郎儀寛

文<sup>二</sup>年迄官尾能相勘申候御事、

曾祖父樺森又右衛門儀元禄七年迄官尾好相、祖父樺森又右衛門儀元禄十六年迄官尾相務、養父樺森又五郎儀宝永七年迄官尾能相勘、柄身<sup>一</sup>付隨吉願申候處、願之通被印溪候御事、

拙者儀正徳元年<sup>二</sup>右又五郎隨居跡被仰渡、御切米拾西御持扶方給人分被下灘、難有仕合奉候、拙者正徳元年より當年迄三十八ヶ年迄官尾能相勘候事、

拙者儀家保候七年又々酒造道過云長御唱申上、自分入料を以<sup>一</sup>南都へ罷體、同十八年三月下着仕候、其面南都渡御酒造方仕、段々大扇形御風味<sup>二</sup>被為人、本望至極奉候御事、

みれ酒も南都へ罷登積古仕、道方指上申候所<sup>一</sup>、是又御風味<sup>二</sup>相入、年々指上申候御事、

享保<sup>二</sup>二十年五月貞山様御百半御弓御法事之歴、終<sup>三</sup>者<sup>一</sup>候共<sup>二</sup>拵出度存候<sup>一</sup>ハト可照出由、御船奉承知、乍恐品々奉願船者漢<sup>二</sup>躍出<sup>一</sup>難有仕合奉候御事、

樺森仕込方先祖代<sup>二</sup>方家<sup>一</sup>ニテ御先代様<sup>二</sup>指上申候所大

扇形御好不被遵候故、仕込方不仕候御事、

拙者儀去已年十一月御出入司支配組抜<sup>一</sup>被仰付、難有仕合貢加至極奉候御事、

右之通先祖樺森又右衛門代<sup>二</sup>拙者迄、六代年数百四拾一年官尾能相勘仕候、以上、

九月廿五日

樺森 与左衛門

御酒職儀者、往古<sup>一</sup>跡上跡音請<sup>二</sup>而故申立置候、御酒職給<sup>三</sup>も難成候御酒職<sup>一</sup>而、横五間<sup>二</sup>長手始六間<sup>一</sup>の御職<sup>三</sup>至極之大役、頂板皆<sup>一</sup>相出不申

(寛政元年)

### No.27 「樺森龜之助宛書状」(重文書) 請合 預り主

一丸<sup>二</sup>三拾貫文

右之酒<sup>一</sup>此度町内一統酒造方老丁老本<sup>二</sup>獣公麗<sup>三</sup>報<sup>一</sup>被仰濶候<sup>二</sup>付、其元様<sup>一</sup>ノ年<sup>二</sup>卯<sup>三</sup>年七月迄金三拾五

切<sup>一</sup>面看板借用仕候候處、当年<sup>一</sup>古三百石造<sup>二</sup>代人給貫文、百五拾石造<sup>一</sup>代人給貫文御定之御代御座候得共<sup>二</sup>格別

之御用御申請<sup>一</sup>老<sup>二</sup>ヶ年<sup>三</sup>酉<sup>一</sup>卯<sup>二</sup>年七月迄之御合力金<sup>三</sup>不相博、老丁<sup>一</sup>老本<sup>二</sup>の御年限中<sup>三</sup>ハ丸<sup>二</sup>三拾貫文<sup>一</sup>老<sup>二</sup>ヶ年

三間申合御合力金相<sup>一</sup>上可申候、若上申方不被候<sup>一</sup>、<sup>二</sup>日々之酒況之代を以少も無相<sup>三</sup>連

相済し可申候、尤老<sup>一</sup>ヶ年<sup>二</sup>武季<sup>三</sup>相済し可申候、為後日之文宣口入連附文以正文件、

(下)

享和三年九月

預り主 菅原館長藏 (印)

請合 高橋屋久左衛門 (印)

### 樺森龜之助候

### No.28 「樺森惣吉謹口上書」(重文書) 請合 預り主

此度<sup>一</sup>御町方酒造老町<sup>二</sup>壹軒<sup>一</sup>付<sup>二</sup>被相明、余<sup>一</sup>八族相留候<sup>二</sup>付、休酒當敷<sup>一</sup>相出候處<sup>二</sup>右休酒量之内式<sup>一</sup>所<sup>二</sup>當年

向十五年相對<sup>一</sup>以借<sup>二</sup>右<sup>一</sup>上申候無收御判出店式<sup>二</sup>軒夫<sup>一</sup>所<sup>二</sup>御免<sup>一</sup>成下、右御免<sup>一</sup>總四百五拾石之内三百石

式<sup>一</sup>所<sup>二</sup>百五十石<sup>一</sup>付<sup>二</sup>分配<sup>一</sup>右<sup>一</sup>出店式<sup>二</sup>面當年奉造

向十五ヶ年過万石<sup>一</sup>無彈仪<sup>一</sup>以直々於同所<sup>二</sup>右<sup>一</sup>年數

坐候様<sup>一</sup>成下度奉願候、

(中略)

油年困窮<sup>一</sup>御酒職<sup>一</sup>勿論中々自力<sup>一</sup>取解<sup>一</sup>終<sup>一</sup>始<sup>一</sup>七之

外相悉何共無趣仕合、

(文政十三年)

### No.25 「樺森市郎左衛門謹口上書」(重文書) 請合 預り主

御酒御用之儀者、自分<sup>一</sup>元入仕<sup>二</sup>掛置<sup>一</sup>其上人數召抱置

不申候得者、相勤兼候御用之儀<sup>一</sup>御座候處、右心掛<sup>一</sup>可

仕様無彈<sup>一</sup>座、如何<sup>二</sup>も引從申勤兼候、

(中略)



## 5. 総括

### (1) 仙台城跡における造酒屋敷跡の評価

6 次にわたる調査で、建物跡3棟、井戸跡3基、カマド跡2基などの酒造りに関わる遺構が検出された。また、備前産大甕や桶・樽に関連する遺物なども出土し、仙台城跡の造酒屋敷跡と呼ばれる場所で酒造りを行っていたことが、遺構と遺物の両面から明らかになった。さらには、酒造りに関連する木簡も出土し、新たな造酒屋敷に関する文字資料を得ることができた。出土した木簡の中には、史料にも記載のある、樋森氏の人名が書かれたものが含まれ、出土文字資料からも造酒屋敷跡で酒造りを行っていたことが裏付けられた。このように、城内で酒造りを行っていた城郭は、日本国内でも極めて稀な事例であり、現状では、城内で酒造りを行っていた確実な事例として、日本で唯一と考えられる。このことは、全国的に見ても仙台城跡の特異な点である。

造酒屋敷跡の成立に関して確実な遺構はないが、樋森氏が仙台で酒造りを始めたと考えられる17世紀前葉頃の遺物が出土している。築城期から造酒屋敷が成立していたのかは明確ではないものの、少なくともこの曲輪については築城期から何らかの形で利用されていたと推定される。この場所が造酒屋敷として利用されていたことが明らかなのには、四代藩主綱村の時代の17世紀中頃であり、『寛文絵図』から寛文4年(1664)には既に成立していたことは間違いない。遺物も17世紀後半以降のものが豊富にあり、絵図からわかる造酒屋敷の成立年代と大きな矛盾はない。

また、造酒屋敷跡は巽門跡に隣接する位置にあるが、巽門を通る登城路は築城期の大手筋と考えられ(菅野2002)、門脇の重要な曲輪で酒造りを行っていることになる。このような軍事的に重要な場所を、築城当初から酒造りに利用していたとは考えにくいが、仮に築城当初から存在していたとすると、何らかの意図が窺える。最終的にどのような理由でこの場所が選ばれたのかは不明であるが、寛文4年以前に、城内の重要な場所に重臣でもない職人を居住させる事が出来た人物は限られる。寛文4年段階では綱村は幼少であり、また三代藩主綱宗も短期間で退位しているため、このような重要な決定を下したとは考え難い。よって造酒屋敷は、おおむね政宗の時代、遅くとも二代藩主忠宗の時代には成立していたものと考えられる。

### (2) 今後の整備に向けた課題

造酒屋敷跡の調査成果から、酒造工程のうち蒸米の工程が行っていたことは、カマド跡が検出されているため明らかである。しかし、その他の工程については確実な遺構がないため不明である。唯一、洗米の工程は、井戸跡が検出されていることから想定できるが、『伊達家史叢談』で描かれた位置とは異なるため、洗米には他の井戸が利用されていた可能性も残る。不明な点が多く、造酒屋敷跡のなかで酒造りに関連する遺構を明らかにしていくことが今後の課題である。

これまでの調査で3棟の建物跡を検出したが、この建物跡の規模は不明であり、酒造工程の多くが屋内に行われることからも、建物規模を明らかにすることが必要である。規模が確定し、酒造遺構が明らかになることで、造酒屋敷跡での酒造りの工程を復元することが可能となる。今後の追加調査も含めて検討していく必要がある。

屋敷地の境界について、地形等の制約により、西辺(崖地)と東辺(巽門西側石垣)は明らかであるが、北辺と南辺は明確になっていない。特に北辺は、登城路との境界であることから、その解説は巽門跡から清水門跡へ至る登城路を今後整備する上で重要な課題である。また、屋敷地への入口の場所の特定も課題である。『仙台城内樋森御酒屋之図』には、北辺と南辺に入口と考えられる門の表現があり、屋敷地の境界を明らかにするうえで重要な施設であるため、今後進めていく登城路跡の調査と関連して解明していく必要がある。

造酒屋敷の成立年代については、遺物や文献史料から、17世紀前半(可能性として慶長年間)には成立していた可能性を指摘できるが、確実な遺構は明らかに出来ていないため、どこまで遡るのが不明である。さらに、17世紀前半の遺物は量が少なく、遺構に伴う出土状況でもないため、成立時期の根拠としては不十分である。造酒屋敷跡は、西側の崖面が幾度も崩落しており、成立時期の遺構や遺物が埋没している可能性があり、この点も踏まえて、成立期の遺構・遺物の調査・研究をしていくことが課題である。

上記の点を明らかにしていくことで、造酒屋敷跡の整備に向けた資料を揃えていくことができると考えられる。

なお、造酒屋敷跡の認知度が低い状況にあるため、仙台城跡に造酒屋敷跡という全国的にも珍しい地区が存在することを、仙台市民だけではなく、広く全国にアピールしていくことが必要である。

### 引用・参考文献

- 相原陽三 1978『仙台藩家臣録』第1～6巻 東洋書院
- 赤松和住 2019「近世 酒造構造の特徴」『近世の酒と宴』
- 阿刀田令造 1948『郷土航鑑の研究』仙台郷土研究会
- 阿刀田令造 1936『仙臺絵図の研究』齋藤報恩会
- 阿部和彦 1986「仙台藩における「御修復」制について（その一）「御修復帳」の年代考」『日本建築学会東北支部研究報告書』48号
- 宇野隆夫 1982「井戸考」『史林』65巻
- 太平 茂 2001「丹波焼 江戸期掻鉢」『関西近世考古学研究IX』
- 河内特芳 2000『中世京都の民衆と社会』思文閣出版
- 菅野正道 2002「仙台城築城期の様相をめぐって一大橋・大手門・大広間をめぐる諸問題―』『国史談話会雑誌』第43号
- 九州近世陶磁学会 2000『九州陶磁の編年』
- 小長谷正治・川口宏海 1996「伊丹郷の酒造業」『関西近世考古学研究IV』
- (財)瀬戸市文化振興財團 2011『瀬戸・美濃窯の近代一生产と流通―』
- 島森哲男 2012「伊達政宗漢詩校訳門」『宮城教育大学紀要47』
- 鈴木省三編 1925『仙台叢書別集卷二 仙台物産沿革』仙台叢書刊行会
- 仙台郷土研究会編 2002『仙台藩歴史辞典』仙台郷土研究会
- 仙台市教育委員会 1985『仙台城三ノ丸跡』仙台市文化財調査報告書第76集
- 仙台市教育委員会 2006a『仙台城跡地震灾害石垣復旧事業及び史跡整備事業報告書 中門跡・清水門跡』
- 仙台市文化財調査報告書第299集
- 仙台市教育委員会 2006b『天寶酒造に係る文化財調査報告書』仙台市文化財調査報告書第304集
- 仙台市教育委員会 2009『仙台城9』仙台市文化財調査報告書第348集
- 仙台市教育委員会 2010『仙台城10』仙台市文化財調査報告書第374集
- 仙台市教育委員会 2011『仙台城11』仙台市文化財調査報告書第395集
- 仙台市教育委員会 2016『仙台城跡東日本大震災復旧事業報告書』仙台市文化財調査報告書第451集
- 仙台市教育委員会 2017『仙台城12』仙台市文化財調査報告書第461集
- 仙台市教育委員会 2018『仙台城13』仙台市文化財調査報告書第471集
- 仙台市教育委員会 2019『仙台城14』仙台市文化財調査報告書第479集
- 仙台市史編纂委員会 1954『仙台市史 本篇』
- 仙台市史編さん委員会 2001『仙台市史 通史編3 近世1』
- 仙台市史編さん委員会 2003a『仙台市史 通史編4 近世2』
- 仙台市史編さん委員会 2003b『仙台市史 伊達政宗文書2』
- 仙台市史編さん委員会 2004『仙台市史 通史編5 近世3』
- 仙台市史編さん委員会 2005『仙台市史 伊達政宗文書3』
- 仙台市史編さん委員会 2006『仙台市史 特別編7 城館』
- 仙台市史編さん委員会 2007『仙台市史 伊達政宗文書4』
- 仙台市博物館 2014『市史せんだい Vol.24』仙台市
- 平重道 1973『伊達藩史料大成 伊達治家記録』宝文堂出版
- 伊達邦宗 1921『伊達家史義談』巻之五（今野印刷翻刻本 2001）
- 寺崎巻石編 1917『藩祖以来仙台物産誌』
- 東京史料編纂所編 1908『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書之二』

- 東北大学埋蔵文化財調査委員会 1992『東北大学埋蔵文化財年報4・5』  
 東北大学埋蔵文化財調査委員会 1993『東北大学埋蔵文化財年報6』  
 東北大学埋蔵文化財調査委員会 1994『東北大学埋蔵文化財年報7』  
 東北大学埋蔵文化財調査研究センター 1997『東北大学埋蔵文化財年報8』  
 東北大学埋蔵文化財調査研究センター 1998『東北大学埋蔵文化財年報9』  
 東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2000『東北大学埋蔵文化財年報13』  
 東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2005『東北大学埋蔵文化財年報18』  
 東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2006『東北大学埋蔵文化財年報19 第1分冊』  
 東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2007『東北大学埋蔵文化財年報19 第3分冊』  
 東北大学埋蔵文化財調査研究センター 2010『東北大学埋蔵文化財年報19 第5分冊』  
 東北大学埋蔵文化財調査室 2010『東北大学埋蔵文化財調査年報24』  
 東北大学埋蔵文化財調査室 2011『仙台城跡二の丸北方武家屋敷地区第11地点・第12地点—仙台市高速鉄道東西線機能補償関係調査報告書—』東北大学埋蔵文化財調査室調査報告1  
 日本建築学会編 2011『日本建築史図集 新訂第三版』  
 乗岡 実 2001「備前焼大甕編年レクチャー資料」『関西近世考古学研究IX』  
 乗岡 実 2017「備前焼の歴史」『中近世陶磁器の考古学』第七巻 雄山閣  
 早坂芳雄 1962『宮城県酒造史 別篇』宮城県酒造組合  
 備前市教育委員会 2006『伊部南大窯跡周辺窯跡確認調査報告書II』備前市埋蔵文化財報告7  
 備前市教育委員会 2008『国指定史跡伊部南大窯跡発掘調査報告書』備前市埋蔵文化財報告8  
 備前市教育委員会 2012『医王山東麓窯跡群発掘調査報告書』備前市埋蔵文化財調査報告9  
 備前市教育委員会 2013『備前窯詳細分布調査報告書』備前市埋蔵文化財調査報告11  
 藤沢良裕 2006『漬戸・美濃登窯製品の生産と流通』『江戸時代のやきもの』  
 堀田幸義 2017「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」『宮城教育大学紀要51』  
 矢野顕哉 1914『仙臺藩祖時代実業一班』  
 山本博文 1993『江戸城の宫廷政治—熊本藩細川忠興・忠利父子の往復書状—』読売新聞社  
 柚木 学 2005『新装版 酒造りの歴史』雄山閣  
 吉田 元 2005『酒』ものと人間の文化史 172 法政大学出版局

## 図版 10



第2次 1区全景（南から）



第3次 1区全景（北東から）



第6次 2区全景（南東から）



1号建物跡付近全景（東から）



2号建物跡全景（北東から）



3号建物跡全景（北から）



KS-768 カマド跡検出状況（南から）

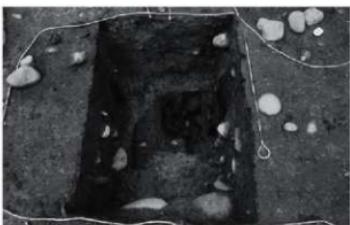


KS-917 カマド跡全景（東から）

図版 11



KS-985 炉跡全景 (北から)



KS-894 振削状況 (東から)



KS-894 北壁断面 (南から)



KS-1055 全景 (南から)



KS-740 井戸跡 (北西から)



KS-746 井戸跡検出状況 (西から)



KS-799 井戸跡検出状況 (東から)



KS-1053 石敷遺構 (北東から)

図版 12



KS-1086・1087 石敷遺構(南から)



KS-1004 溝跡断面(西から)



KS-604 全景(南から)



KS-1039(南東から)



1



2



3



5



4



6



7

1～6 約1/6

7 約1/3

造酒屋敷跡出土備前陶器

報告書抄録

---

仙台市文化財調査報告書第485集

**仙 台 城 跡 15**

— 令和元年度 調査報告書 —

・造酒屋敷跡総括報告書・

2020年3月

発行 仙 台 市 教 育 委 員 会

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

仙台市役所上杉分庁舎

文化財課 TEL 022（214）8544

印刷 株式会社 仙 台 紙 工 印 刷

宮城県仙台市宮城野区若竹三丁目1-14

TEL 022（231）2265（代）

---